

須恵町地域防災計画

共通編

令和4年4月

須恵町防災会議

目 次

第1編 総 則	1
第1章 計画の目的・性格等	1
第1節 目的	1
第2節 計画の構成	2
第3節 用語	4
第2章 計画の運用等	5
第1節 平常時の運用	5
第2節 災害時の運用	6
第3節 計画の周知	6
第3章 防災ビジョン	7
第1節 目標となるべき指針	7
第2節 基本目標の設定	7
第4章 町域の概要	8
第1節 自然的条件	8
第2節 社会的条件	10
第5章 災害の想定	12
第1節 過去の災害	12
第2節 災害の想定	15
第6章 災害に関する調査研究の推進	36
第1節 防災関係機関の調査研究	36
第2節 大学・学会・防災研究機関等との連携	36
第3節 災害教訓の伝承	36
 第2編 防災組織計画	37
第1章 防災関係機関等の業務大綱	37
第1節 実施責任	37
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	38
第2章 町の防災組織	49
第1節 組織動員計画	49
第2節 災害警戒本部	52
第3節 災害対策本部	53
 第3編 災害予防計画	58
第1章 防災基盤の強化	58
第1節 土砂災害防止計画	58

目 次

第2節	治水治山計画	62
第3節	火災予防計画	64
第4節	都市防災化計画	67
第5節	建築物及び文化財等災害予防計画	68
第6節	中高層建築物災害予防計画	72
第7節	一般通信施設、放送施設災害予防計画	73
第8節	電気施設、ガス施設災害予防計画	74
第9節	上水道、下水道施設災害予防計画	75
第10節	交通施設災害予防計画	77
第2章	町・町民等の防災力の向上	79
第1節	町民が行う防災対策	79
第2節	自主防災体制の整備計画	84
第3節	企業等防災対策の促進計画	88
第4節	防災知識の普及啓発	90
第5節	防災訓練計画	95
第3章	効果的な応急活動のための事前対策	99
第1節	広域応援体制等整備計画	99
第2節	防災施設・資機材等整備計画	101
第3節	災害救助法等運用体制整備計画	107
第4節	気象等観測体制整備計画	107
第5節	情報通信施設等整備計画	108
第6節	広報・広聴体制整備計画	111
第7節	二次災害の防止体制整備計画	113
第8節	救出救助体制の整備	115
第9節	避難体制等整備計画	116
第10節	交通・輸送体制整備計画	125
第11節	帰宅困難者支援体制の整備	127
第12節	医療救護体制整備計画	129
第13節	要配慮者（避難行動要支援者）安全確保体制の整備計画	134
第14節	災害ボランティアの活動環境等整備計画	141
第15節	災害備蓄物資等整備・供給計画	143
第16節	住宅の確保体制整備計画	147
第17節	保健衛生・防疫体制整備計画	148
第18節	ごみ・し尿・災害廃棄物処理体制整備計画	148
第19節	農業災害予防計画	150

第1編 総 則

第1章 計画の目的・性格等

項目	関連部署	ページ
第1節 目的	職員全員	1
第2節 計画の構成	職員全員	2
第3節 用語	職員全員	4

第1節 目的

【関連部署】職員全員

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、須恵町防災会議が作成する計画である。本計画の目的は、須恵町の地域に係る災害について、災害予防計画、災害応急対策、災害復旧を実施するにあたり、町民の生命、身体及び財産を災害から守るため、事項を定め、防災対策に万全を期することを目的とする。

計画の実施に当たっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、町民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくべく、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして町の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現を目指した町民運動の展開が必要である。

計画に基づく災害対策は、以下の事項を基本理念として行うものとする。

■基本理念

1. 本町の自然的特性にかんがみ、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
2. 国、県、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。
3. 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
4. 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。
5. 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障がいの有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。

6. 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

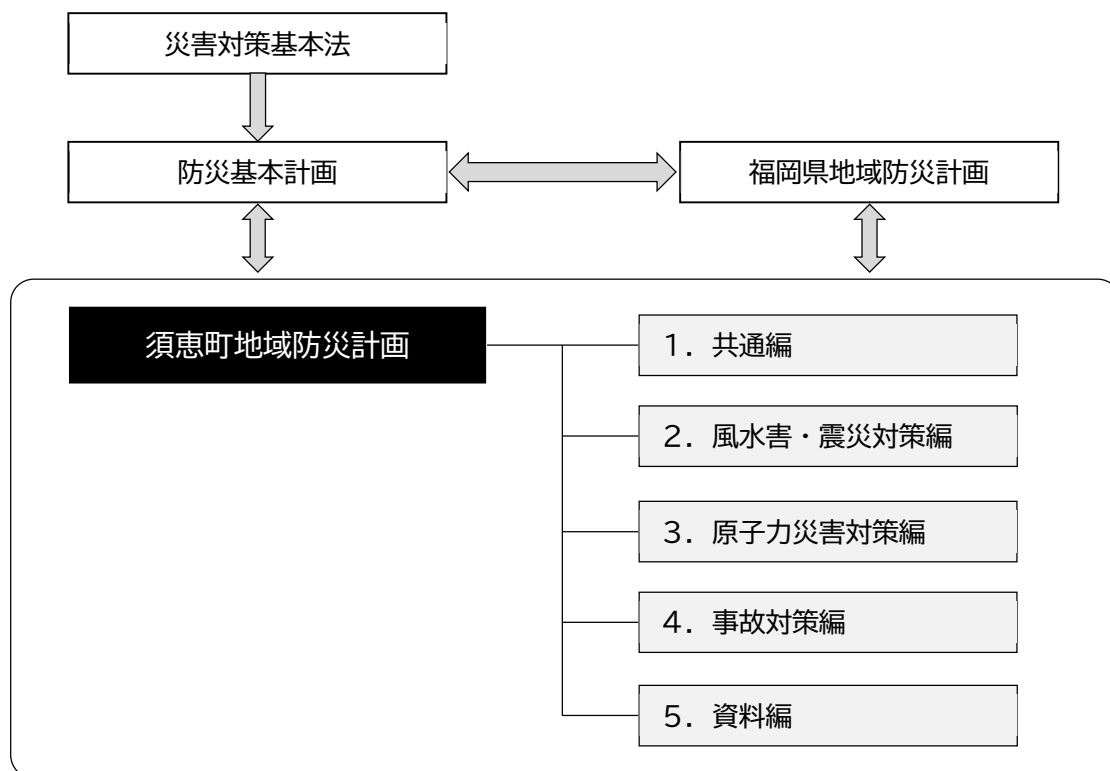
計画の推進に当たっては、重点課題の設定や関係機関の連携強化等を戦略的に行うものとする。また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るべく、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するために、地方防災会議における委員の性別の偏りを是正する等、防災に関する政策・方針決定過程において、女性や高齢者、障がいのある人などの参画を拡大する。

第2節 計画の構成

【関連部署】職員全員

須恵町地域防災計画は、「共通編」、「風水害・震災対策編」、「原子力災害対策編」、「事故対策編」及び「資料編」で構成する。

■計画の構成



第1 共通編

1 総則

本計画指定の趣旨、基本方針、防災ビジョン、災害の想定等について定める。

2 防災組織計画

防災関係諸機関の処理すべき事務又は業務の大綱、防災組織計画等について定める。

3 災害予防計画

風水害、地震における災害の発生を未然に防止するため、また効果的な災害応急・復旧のために、平素において実施すべき諸施策及び施設の整備等について定める。

第2 風水害・震災対策編

1 災害応急対策計画

洪水、土砂災害、地震などの災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においてこれを防御し、又は応急救助を行う等、災害の拡大を防止するための計画について定める。

2 災害復旧・復興計画

洪水、土砂災害、地震などの災害により被害を受けた施設を復旧し、将来の災害に備えるための事項についての計画について定める。

第3 原子力災害対策編

佐賀県の玄海原子力発電所から、放射性物質の異常な放出が起った場合又はその恐れがある場合等を想定し、「総則」、「災害予防計画」、「災害応急対策計画」、「災害復旧対策計画」で構成する。

第4 事故対策編

1 航空災害対策編

航空運送事業者の運航する航空機の墜落等大規模な航空事故の発生を想定し、「災害の想定と業務の大綱」、「災害予防計画」、「災害応急対策計画」で構成する。

2 鉄道災害対策編

暴風雨、積雪、その他異常な自然現象及び事故による列車の脱線、転覆、大規模な火災等の発生を想定し、「災害の想定と業務の大綱」、「災害予防計画」、「災害応急対策計画」、「災害復旧計画」で構成する。

3 道路災害対策編

自然災害や道路事故等で生じる道路構造物の被災及び道路上における車両の衝突・火災等を想定し、「災害の想定と業務の大綱」、「災害予防計画」、「災害応急対策計画」、「災害復旧計画」で構成する。

4 危険物等災害対策編

危険物の漏洩・流出、爆発による多数の死傷者等の発生、高圧ガスの漏洩・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等の発生を想定し、「災害の想定と業務の大綱」、「災害予防計画」、「災害応急対策計画」、「災害復旧計画」で構成する。

5 大規模な火事災害対策編

近年の住宅の密集化等に伴う市街地火災の大規模化の危険性の増加を踏まえ、大規模な火事の発生を想定し、「災害の想定と業務の大綱」、「災害予防計画」、「災害応急対策計画」、「災害復旧計画」で構成する。

6 林野火災対策編

火災による広範囲にわたる林野の焼失等を想定し、「災害の想定と業務の大綱」、「災害予防計画」、「災害応急対策計画」、「災害復旧計画」で構成する。

第5 資料編

本計画に関連する条例や協定書、危険箇所の一覧、関連施設の一覧等の資料についてとりまとめたものを定める。

第3節 用語

【関連部署】職員全員

本計画において次の各号にあげる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- | | | |
|----|---------------------------------|---|
| 1 | 基本法 | 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号） |
| 2 | 救助法 | 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号） |
| 3 | 激甚法 | 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号） |
| 4 | 県 | 福岡県 |
| 5 | 町 | 須恵町 |
| 6 | 指定行政機関・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関 | 基本法第 2 条第 3 号から第 6 号までの規定によるそれぞれの機関 |
| 7 | 県防災計画 | 福岡県地域防災計画 |
| 8 | 町防災計画 | 須恵町地域防災計画 |
| 9 | 防災業務計画 | 指定行政機関の長及び指定公共機関の長が、防災基本計画に基づき作成する防災に関する計画 |
| 10 | 要配慮者 | 高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者、難病患者、外国人、旅行者等の防災施策において特に配慮を要する者 |
| 11 | 避難行動要支援者 | 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者 |

第2章 計画の運用等

項目	関連部署	ページ
第1節 平常時の運用	職員全員	5
第2節 災害時の運用	職員全員	6
第3節 計画の周知	職員全員	6

第1節 平常時の運用

【関連部署】職員全員

第1 基本理念及び災害予防計画に基づいた事務の遂行

1 施策・事業の企画段階での防災上の検討

町各課は、各種施策・事業の企画段階において、当該施策・事業が本計画の基本理念及び災害予防計画に合致したものとなっているかを点検し、問題がある場合は当該施策・事業の修正を行う。また、施策・事業計画の企画に際し以下の点を検討し、その結果を施策・事業計画書中に記載するよう努める。

- (1) 当該地域の地形地盤条件の考慮
- (2) 災害危険への影響
- (3) 施策・事業計画における防災上の効果等

2 施策・事業の総合調整

町は、複数の施策・事業を組み合わせることにより、防災面から相乗的な効果を期待できるものについて総合調整を行う。また、老朽化した社会資本については、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

第2 災害応急対策計画等への習熟及びマニュアル（活動要領）の整備

災害時の防災活動は災害応急対策計画、災害復旧・復興計画に沿って行われることから、その成否は担当する活動計画への職員の習熟程度によって左右される。そのため、町の職員は、関係する計画について日頃から習熟しておくとともに、必要に応じて計画運用のためのマニュアルを整備する。特に、応急活動のためのマニュアルにおいては、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理し、マニュアルを職員に周知するとともに定期的に訓練や研修を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

第2節 災害時の運用

【関連部署】職員全員

災害時には、風水害・震災対策編に示す「災害応急対策計画、災害復旧・復興計画」等を積極的に活用し、被害を最小限にとどめるよう努める。

第3節 計画の周知

【関連部署】職員全員

この計画は、町の職員に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については町民にも広く周知徹底するものとする。

第3章 防災ビジョン

項目	関連部署	ページ
第1節 目標となるべき指針	職員全員	7
第2節 基本目標の設定	職員全員	7

第1節 目標となるべき指針

【関連部署】職員全員

防災ビジョンとは、須恵町の地域特性や、「第六次須恵町総合計画」に示されているまちづくりの基本理念「ともに思い ともに創り ともに生きる」に則り、中長期的・総合的な視点によって防災施策の目標となるべき指針である。防災の目的は、「須恵町の地域並びに地域住民の生命・身体及び財産を災害から保護する」ことである。

これを実現するために3本の柱を「防災ビジョン」として設定する。

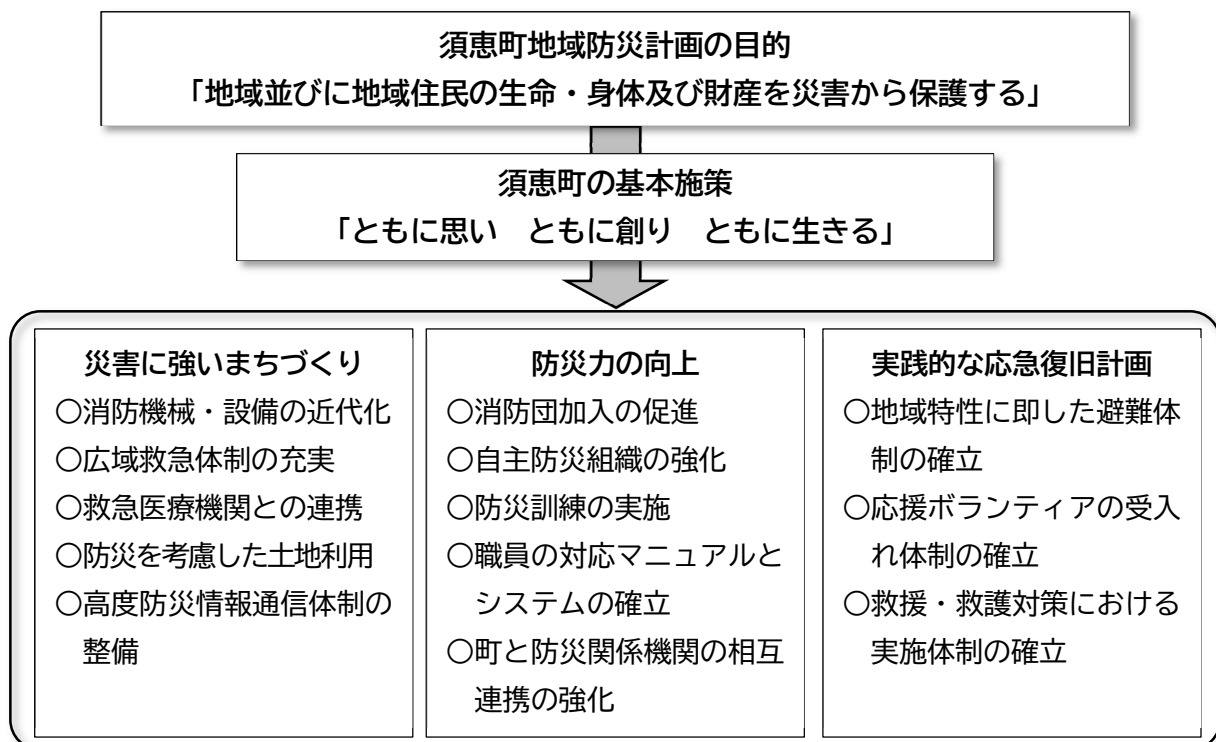
■防災ビジョン

- | | | |
|---------------|-----------|---------------|
| 1. 災害に強いまちづくり | 2. 防災力の向上 | 3. 実践的な応急復旧計画 |
|---------------|-----------|---------------|

第2節 基本目標の設定

【関連部署】職員全員

防災ビジョンを実現するための目標を次のように設定する。



第4章 町域の概要

項目	関連部署	ページ
第1節 自然的条件	職員全員	8
第2節 社会的条件	職員全員	10

第1節 自然的条件

【関連部署】職員全員

第1 位置及び面積

須恵町は、北緯 33 度 35 分、東経 130 度 30 分に位置し、糟屋郡の南部にあって、東は若杉山からショウケ越となり飯塚市に境し、南部は宇美町、志免町に、西は粕屋町へ続き、北は岳城山の連峰東方に連なり篠栗町と接している。また、生活圏の中心都市である福岡市からは、東約 12 k m の範囲内にある。

第2 地形

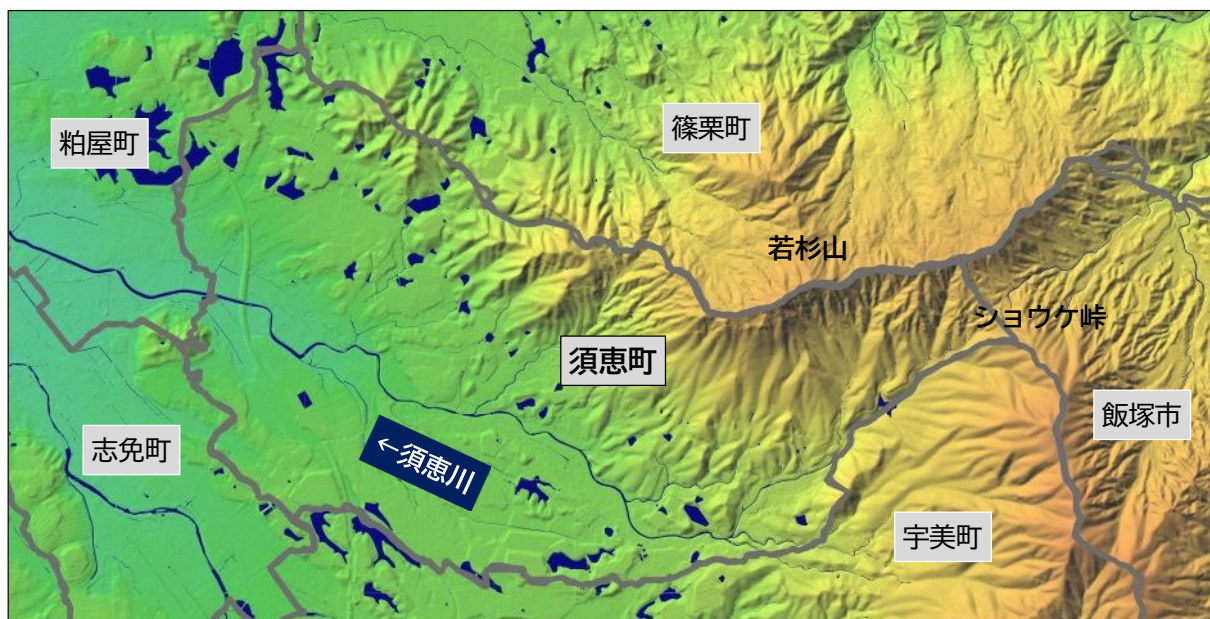
須恵町の面積は、東西約 7.1 k m、南北約 4.4 k m にまたがる 16.31 k m² であり、東部及び北部の高地は主として山林となっている。

第3 河川

須恵川は、宇美町ツムリ谷を源にして、最大幅員 16.7 m、町内延長 6,514 m、粕屋町を經由して福岡市東区の前田で宇美川に合流し、多々良川に注ぐ二級県営河川である。

このほか、主なものでは、町営皿山川（幅員 5.2 m、延長 1,158 m）が町の山間部を流れて須恵川に合流している。

■須恵町の地形状況



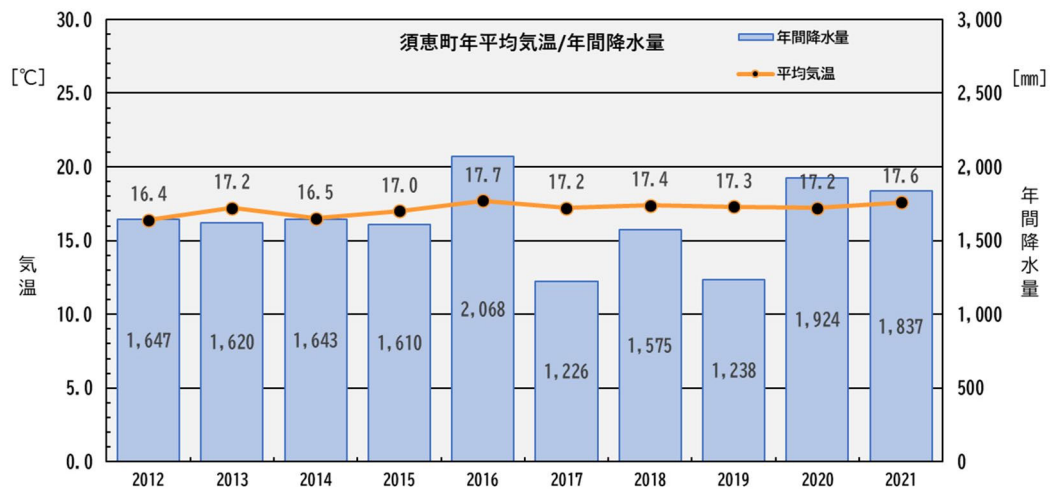
第4 地質

地質的には岳城山から若杉山にかけての山稜付近には蛇紋岩、岳城山麓から平原付近には三郡変成岩（結晶片岩）、皿山の東部一帯に花崗岩、西南一帯に古第三紀層がそれぞれ分布する。特に花崗岩地帯では花崗岩の“マサ”化等風化・侵蝕が著しく、異常気象に伴う土砂災害には特に注意を要する地質である。

第5 気象の特徴

本町は、九州の気候区分のうち、日本海側気候区分に区分される。年平均気温は16℃～17℃と比較的に穏和であり、年間降水量は近年10か年平均で約1,600mmである。

■須恵町の年平均気温及び年間降水量の経年変化



※出典：気象庁 観測データ（アメダス博多）

第2節 社会的条件

【関連部署】職員全員

第1 人口

須恵町の人口は平成27年の国勢調査では27,263人だが、令和2年では28,646人となり、10年で1,383人（5%）の増加となっている。世帯数も増加しているが、反面平均世帯人数は減少しており、核家族化や高齢者の一人暮らしなどが増加していると考えられる。高齢者の一人暮らしに関しては、防災上、町や地域組織が協力して援助活動を行っていく必要がある。

■人口世帯割合

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
人口(人)	24,215	25,086	25,601	26,044	27,263	28,646
世帯数(世帯)	7,133	7,929	8,534	9,077	9,919	10,842
平均世帯人数 (人/世帯)	3.40	3.16	3.00	2.87	2.75	2.62

※資料：平成7、12、17、22、27年、令和2年 国勢調査

第2 建物分布

須恵町の全建物のうちの72.5%が木造建物である。また、木造建物のうち昭和56年以前に建てられた「旧耐震基準」の木造建物の分布状況を見ると、町全体で35.9%である。

■町内の木造建物の分布状況（令和3年1月時点）

項目	棟数	割合
木造建物総数	8,551 棟	72.5%
建物総数	11,799 棟	

■地域別の木造建物の分布状況及び旧耐震基準の分布状況（令和3年1月時点）

地域	棟数	旧耐震基準棟数 (昭和56年以前)	割合
佐谷	685 棟	284 棟	41.5%
上須恵	1,649 棟	464 棟	28.1%
須恵	2,164 棟	762 棟	35.2%
植木	1,516 棟	521 棟	34.4%
新原	716 棟	240 棟	33.5%
旅石	1,821 棟	297 棟	43.8%
総数	8,551 棟	3,068 棟	35.9%

第3 土地利用

須恵町は、ベッドタウンとして都市化が進み、それに伴い人口及び世帯数も増加傾向にある。

第4 交通

1 道路

町内を走る主要道路としては、須恵スマートインターチェンジ・須恵パーキングエリアが設置されている九州自動車道、県道、町道があり、県道としては筑紫野・古賀線（県道 35 号）、福岡市への幹線道路である県道志免・須恵線（県道 91 号）、町と筑豊地区とを最短距離で結ぶ飯塚・大野城線（県道 60 号）がある。

また、一級町道としては県道福岡・宇美線と県道筑紫野・古賀線を結ぶ幹線道路である須恵・井尻線をはじめとし、14 町道がある。

2 鉄道

鉄道は JR 香椎線が町の中央西寄りを北西から南西の方に走っており、町内には、須恵駅と須恵中央駅及び新原駅の 3 駅があり、JR 博多駅まで約 30 分で結ばれている。

第5 ライフライン

1 上水道

上水道は須恵ダム・中柱田貯水池・新旧男鳥池を主水源とし、福岡地区水道企業団からの受水と合わせ 1 日平均 7,400m³ の給水を行っている。

今後、時代や環境の変化に対して的確に対応しつつ、水質基準に適合した水が、必要な量、いつでも、誰でも受け取ることの水道を理想像とし、『安全』『持続』『強靱』の方向性を定め『須恵町水道事業ビジョン』を策定した。

【資料編】1-8 防災重点農業用ため池(P10)

2 下水道

多々良川流域下水道計画では、須恵町の全体計画は 698.5ha、人口 25,680 人となっており、事業完成は令和 12 年の予定である。農業集落排水事業は平成 10 年に完成しているが、一部の地区は合併処理浄化槽での対応となっているところもある。

3 ガス

全戸プロパンガスを使用しており、プロパンガス会社より供給を受けている。

【資料編】1-13 須恵町ガス管理設箇所図(P16)

第5章 災害の想定

項目	関連部署	ページ
第1節 過去の災害	職員全員	12
第2節 災害の想定	職員全員	15

第1節 過去の災害

【関連部署】 職員全員

第1 風水害履歴

1 福岡県における風水害履歴

過去の風水害は、殆どが6月(梅雨)から10月にかけての大雨と台風によるものである。特に近年において梅雨時期の集中豪雨による水害が続いており、最も注意すべき災害の一つであるといえる。

■福岡県における過去の風水害履歴（昭和20年以降）

災害発生日	災害名称種別	人的被害（人）		建物被害（棟）			
		死者・ 行方不明者	負傷者	全壊	半壊	床上 浸水	床下 浸水
1945(S20)年 7/17～18	枕崎台風	87	61	1,820	1,669	4,375	16,179
1949(S24)年 6/16～22	デラ台風	16	7	56	239	167	575
1949(S24)年 8/13～19	ジュディス台風	7	39	118	298	10,927	28,375
1950(S25)年 9/13～15	キジア台風	6	3	165	285	2,695	6,913
1951(S26)年 10/13～15	ルース台風	10	2	46	108	798	3,366
1953(S28)年 6/4～8	梅雨前線及び台風 第2号による豪雨	13	3	14	2	424	5,326
1953(S28)年 6/25～29	西日本水害 (梅雨前線豪雨)	286	1,402	2,150	2,819	92,532	119,127
1955(S30)年 9/26～10/1	台風第22号	8	25	174	313	435	2,074
1956(S31)年 8/16～18	台風第9号	4	41	315	726	706	2,613
1956(S31)年 9/9～11	台風第12号	6	33	132	263	3	243
1959(S34)年 7/13～16	梅雨前線豪雨 (台風第5号)	24	58	103	81	4,281	14,674
1959(S34)年 9/16～18	台風第14号	19	33	31	28	117	842
1963(S38)年 6/29～7/2	梅雨前線豪雨	18	10	45	50	10,279	28,745
1972(S47)年 7/3～13	豪雨	11	40	58	203	4,232	31,932
1973(S48)年 7/30～31	大雨	28	64	116	173	8,828	27,143
1979(S54)年 6/27	梅雨前線による大雨	7	41	34	49	4,392	16,998
1980(S55)年 8/28～31	前線の停滞による大雨	8	28	44	65	2,321	10,969
1990(H2)年 6/28～7/3	梅雨前線豪雨	4	19	20	56	1,391	7,105
1991(H3)年 9/27	台風第19号	11	766	263	4,042	58	99

第1編 総 則
第5章 災害の想定

災害発生日	災害名称種別	人的被害（人）		建物被害（棟）			
		死者・ 行方不 明者	負傷者	全壊	半壊	床上 浸水	床下 浸水
1999(H11)年 6/23～7/3	豪雨	2	6	7	6	1,273	4,890
1999(H11)年 9/23～24	台風第 18 号	4	12	6	125	504	1,026
2003(H15)年 7/18～19	集中豪雨	1	14	26	56	3,472	3,489
2006(H18)年 9/17～18	台風第 13 号	1	71	2	18		5
2009(H21)年 7/24～8/6	平成 21 年 7 月 中国・九州北部豪雨	10	18	13	11	1,319	4,157
2012(H24)年 7/13～8/6	平成 24 年 7 月 九州北部豪雨	4	17	70	432	1,085	4,678
2014(H26)年 8/21～22	大雨	1				40	75

資料：「福岡県災害年報」より抜粋

2 須恵町における風水害履歴

須恵町における主な風水害の特徴は、梅雨前線の活動による大雨と台風に伴う大雨等によるものであり、過去には河川、農作物、山林等に頻繁な被害を受けている。

■須恵町における過去の風水害履歴

災害発生日	災害名称種別	主な被害状況
1935(S10)年 6/27～30	大雨	床下浸水：18 棟、田の流失・埋没：260 町歩、道路：4 箇所、河川：5 箇所、崖崩れ：3 箇所
1953(S28)年 6/25～29	昭和 28 年 西日本大水害	床上浸水：26 棟、田の流失・埋没：3 箇所、道路：9 箇所、橋梁：2 箇所、河川：6 箇所、崖崩れ：6 箇所、ため池堤防：3 箇所、ため池土砂：9 箇所
1963(S38)年 6/28～29	集中豪雨	田の流失・埋没：7 反 2 畝 24 歩、井堰：6 箇所、水路：5 箇所、田の流失・埋没：40ha、田の冠水：25ha、畑の流失・埋没：1ha、畑の冠水：3ha、文教施設：2 箇所、道路：15 箇所、橋梁：11 箇所、河川：6 箇所、水道：13 箇所、崖崩れ：130 箇所
1973(S48)年 7/30	集中豪雨	死者：2 名、負傷者・重傷者：1 名、全壊：29 棟、半壊：12 棟、床上浸水：57 棟、床下浸水：172 棟、その他：4 棟
1999(H11)年 6/29	集中豪雨	床上浸水：11 棟、床下浸水：41 棟、その他：3 棟
2003(H15)年 7/15～19	集中豪雨	通路：5 箇所、河川：18 箇所、崖崩れ：71 箇所、水道：4 戸、ブロック：1 箇所
2005(H17)年 9/5～7	台風第 14 号	河川：2 箇所
2009(H21)年 7/24～8/6	平成 21 年 7 月 中国・九州北部豪雨	床上浸水：16 棟、床下浸水：28 棟、道路：46 箇所、河川：13 箇所、崖崩れ：42 箇所、罹災世帯・罹災者：16 世帯・51 名
2010(H22)年 7/11～16	大雨	道路：4 箇所、崖崩れ：8 箇所
2012(H24)年 7/13～8/6	平成 24 年 7 月 九州北部豪雨	崖崩れ：1 箇所
2014(H26)年 8/21～22	大雨	道路：3 箇所、崖崩れ：3 箇所

※引用：「須恵町町史」、「福岡県災害年報」

第2 火災履歴

本町の火災は、そのほとんどが建物からの出火によるもので、次に車両からの出火となっている。林野火災に関しては、近年1件も発生していない状況である。

【資料編】1-10 火災発生状況(P12)

■火災発生件数

年	火災件数(件)					焼損むね数(戸)					罹災世帯数	罹災人員数	死者	傷者	焼失面積	
	総数	建物	林野	車両	その他	総数	全焼	半焼	部分焼	ぼや					建物(m ²)	林野(a)
H30	4	3	0	0	1	3	0	1	1	1	4	4	0	1	148	0
R1	7	4	1	2	0	9	3	0	2	4	5	13	0	1	363	3
R2	10	5	2	2	1	6	0	2	2	2	3	6	0	2	38	2

※出典：粕屋南部消防組合消防本部「火災・救急・救助統計」

第3 震災履歴

2005年3月20日に発生した福岡西方沖地震は、震源の深さ9km、マグニチュード(以下「M」と略す。)7.0と、地震の空白域と言われていた福岡県に大きな被害をもたらした。須恵町でも震度5強を観測し、家屋の一部破損100世帯以上、自主避難1世帯、県営住宅への移動が2世帯と、被害が発生した。

過去に須恵町に被害を与えたと推定される地震としては、西暦679年の水縄断層系で発生したM7.0の地震(出典：日本書紀)や、1898年の糸島地震(M6.0)があげられる。糸島の地震は福岡市の西方で生じた群発性の浅い地震である。これらの地震による死者はなかったが、負傷者3名、家屋の破損、道路や堤防の破損が多数発生した。さらに1929年には博多湾付近でM5.1、1930年には旧糸島郡の雷山付近でM5.0の地震が発生し、震源域付近で小被害が生じた。

なお、1854年の伊予西部の地震(M7.3～M7.5)や1889年の熊本地震(M6.3)などのように、九州周辺の地域で発生する地震によっても被害を受ける可能性がある。

参考として下記に福岡県に影響を及ぼした過去の地震についての履歴を示す。

■福岡県に被害を及ぼした主な地震

西暦(年号)	月日	規模	主な被害
639年(天武7年) 筑紫地震	不明	M6.5～M7.5	家屋倒壊が多く、幅2丈、長さ3千丈の地割れが発生した。
1707年(宝永4年) 宝永地震	10月28日	M8.4	(南海トラフの巨大地震) 筑後でも死者・家屋全壊があった
1848年(弘化4年) 筑後地震	1月10日	M5.9	柳川で家屋倒壊あり
1854年(安政1年) 安政南海地震	12月24日	M8.4	(東海地震の32時間後に発生、二つの地震の被害や、津波被害と区別困難)
1854年(安政1年) 伊予西武豊後地震	12月26日	M7.3～M7.5	小倉で家屋倒壊あり
1889年(明治22年) 熊本地震	7月28日	M6.3	柳川付近で家屋倒壊60余
1898年(明治31年) 糸島地震	8月10日	M6.0	負傷者3名 旧糸島郡で家屋全壊7 家屋破損58

第1編 総則
第5章 災害の想定

西暦（年号）	月日	規模	主な被害
2005 年（平成 17 年） 福岡西方沖地震	3 月 20 日	M7.0	死者 1 名、負傷者 778 名、家屋全壊 418、半壊 932、一部破損 3,467
2016 年（平成 28 年） 熊本地震	4 月 14 日	M6.5	負傷者 18 名、家屋半壊 1、一部破損 230
	4 月 16 日	M7.3	

第2節 災害の想定

【関連部署】 職員全員

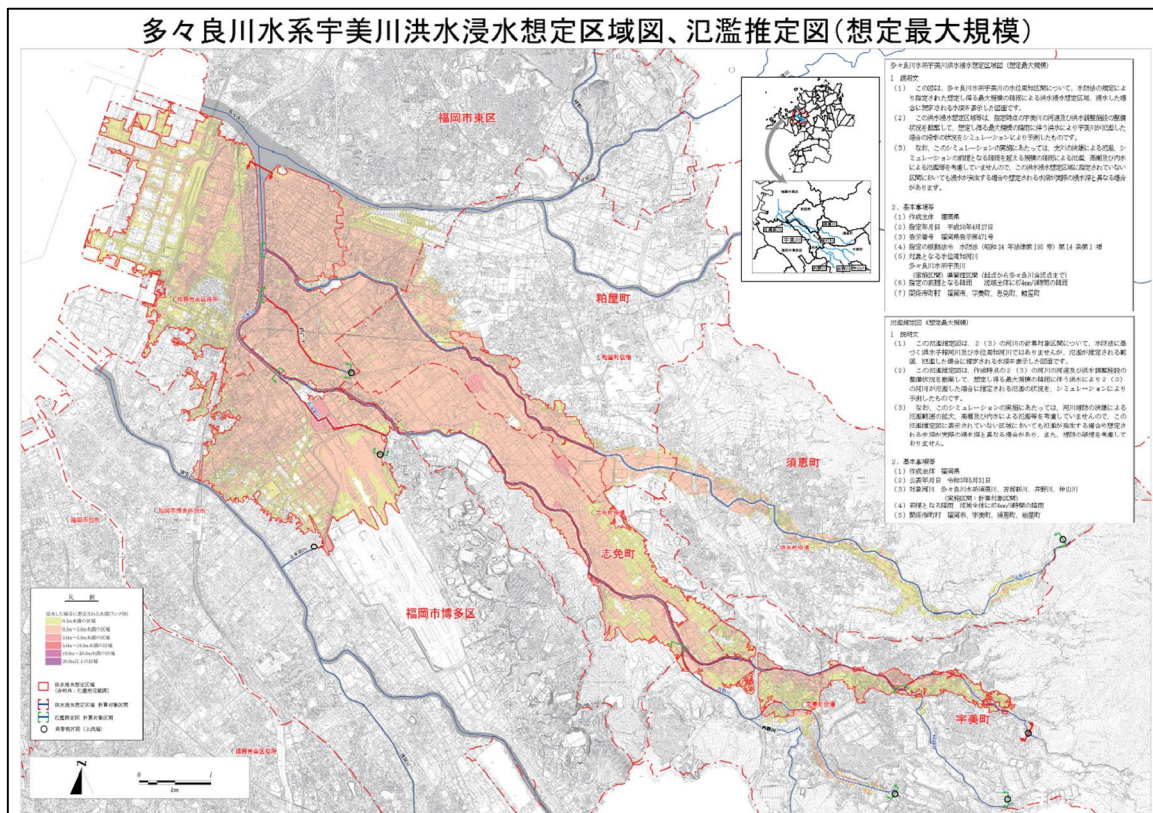
第1 洪水等

本町で想定される水害は、主に須恵川の外水氾濫（溢水、堤防の決壊による河川からの流入水による洪水氾濫）が想定される。町内においては、多々良川水系須恵川の氾濫推定図に指定されている区域がある。

また、県による重要水防箇所が、須恵川の JR 香椎線須恵川橋梁～一番田堰に 1 箇所指定されている。

近年は、狭い範囲における内水氾濫が各地で発生しており、大雨時には度々主要県道が冠水により通行止めとなる状態に陥ることがある。さらに、開発行為に伴い土地利用の形態も年々変化しているため、排水不良による内水氾濫の発生が想定される。また、本町には防災重点農業用ため池も 39 箇所存在し、大雨等によるため池の決壊に伴う下流域への浸水被害が想定される。

■ 多々良川水系宇美川浸水想定区域図、氾濫推定図



【資料編】1-6 多々良川水系宇美川洪水浸水想定区域図、氾濫推定図（想定最大規模）（P7）、1-8 防災重点農業用ため池（P10）

第1編 総 則
第5章 災害の想定

■ 県知事管理区間重要水防箇所（河川）

	事務 所名	水系名	河川 名	左右 岸別	延長 (m)	位置				重要 度	予想 される 事態	水防 工法
						市郡	区町村	大字	キ口杭位置			
1- 19	福岡	多々良 川	須恵 川	左 右	1,180 1,220	糟屋	須恵	須恵 上須恵	JR 香椎線 須恵川橋梁 から一番田 堰まで	B	溢水、 洗掘	積み土 のう工 木 流 し 工

第2 土砂災害

令和元年 8 月 20 日付で土砂災害防止法に基づき、町内において土砂災害警戒区域が土石流 38 箇所、急傾斜地の崩壊 83 箇所、うち土砂災害特別警戒区域が土石流 34 箇所、急傾斜地の崩壊 66 箇所の指定を受けている。

本町においては、近年は住宅に直接被害をもたらす土砂災害の発生は少ないものの、小規模ながけ崩れが民家の敷地内に流入する等の被害は複数件発生している。土砂災害警戒区域内に位置している住宅は、土砂災害の危険性が高いと想定される。また、道路においても、道路際の法面のがけ崩れ等による道路の寸断、若しくは道路の流出による通行止め等の二次災害が想定される。

【資料編】1-5 土砂災害(特別)警戒区域指定一覧(P4)

■ 土砂災害警戒区域等の指定状況（最終告示年月日：令和元年 8 月 20 日）

土石流		急傾斜地の崩壊		地滑り		計	
警戒区域	うち特別 警戒区域	警戒区域	うち特別 警戒区域	警戒区域	うち特別 警戒区域	警戒区域	うち特別 警戒区域
38	34	83	66	0	0	121	100

第3 地震

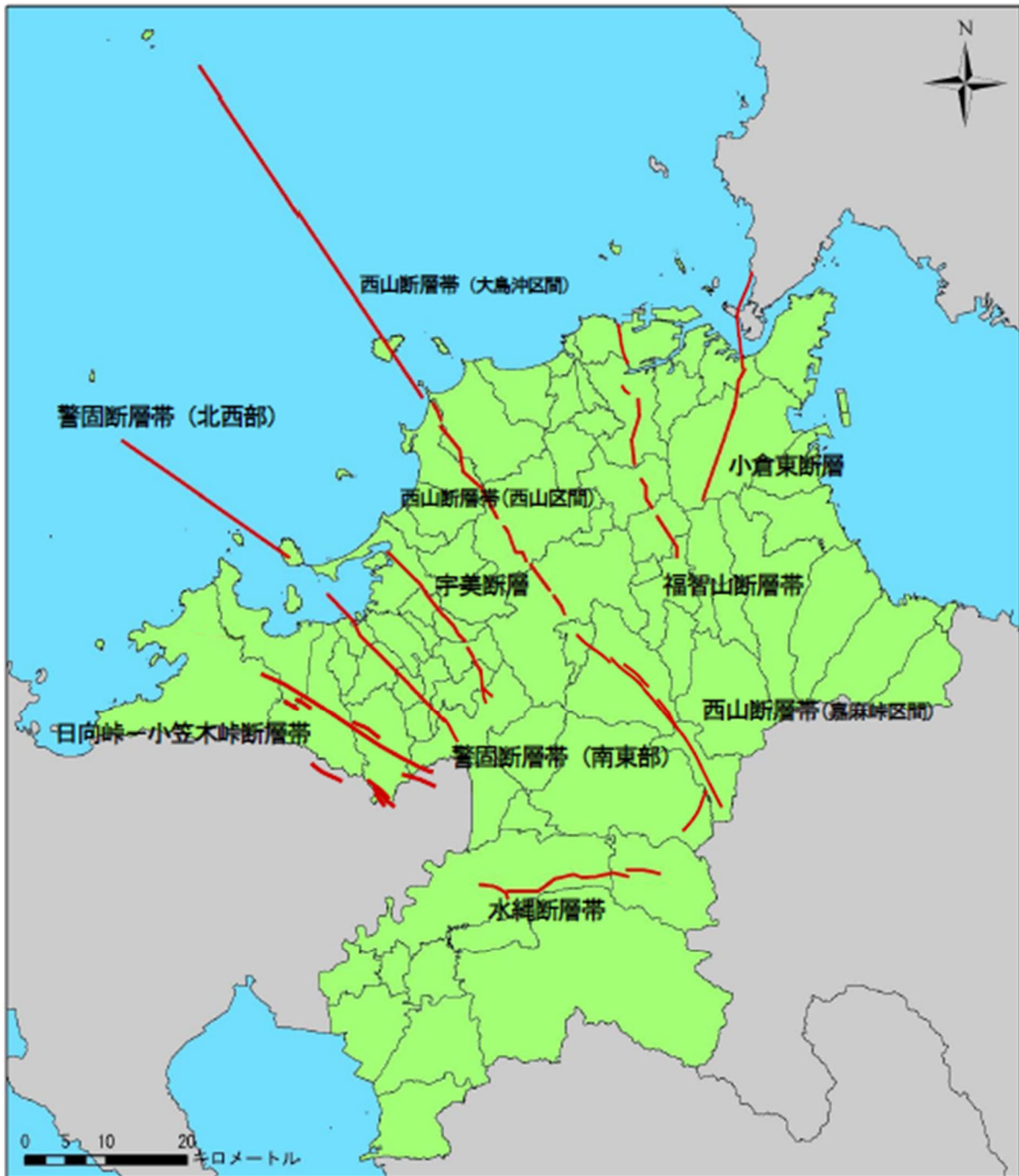
地震についての想定は、「地震に関する防災アセスメント調査報告書」（平成 24 年 3 月 福岡県）において、県内に存在する 6 つの活断層及び既往の地震に着目して想定地震モデルを設定し、破壊の開始点を両端及び中央部の 3 箇所から行き震度を算出している。被害の算出については、人口が集中している県内 4 地域の主要都市（福岡市、北九州市、飯塚市、久留米市）を中心とする地域に重大な被害を及ぼすと考えられる警固断層南東部、小倉東断層、西山断層、水縄断層に関する被害を算出している。

また、活断層の存在が確認されていない地域においても、地震が発生する可能性があることから、全市町村について直下型地震を想定し、震度及び被害を算出している。

さらに、西山断層、警固断層（北西部）、福智山断層、宇美断層、糸島半島の地震について地震動と液状化のシミュレーションを実施している。

想定断層の震源断層の位置及びパラメータは、下記図表の通りである。

■福岡県内の主な活断層の位置図



※出典：「福岡県地域防災計画 地震・津波対策編」令和3年9月

■想定地震の震源断層パラメーター一覧

震源断層 パラメータ		小倉東 断層	福智山 断層	西山 断層	西山断 層海上 部への 延長	警固 断層 北西部	警固 断層 南東部	水縄 断層	宇美 断層	糸島半 島の地 震
震源断層の長さ L(km)		17 1)	20 1)	31 2)	80	25 2)	27 2)	26	18 1)	5
震源断層の幅 W(km)		8.5 3)	10 3)	15 2)	15	15 2)	15 2)	15	9 3)	2.5
マグニチュード M		6.9 4)	7.0 4)	7.3 4)	8.0 4)	7.0 4)	7.2 4)	7.2 4)	6.9 4)	6
震源断層の 深さ d(km)	上端	2 5)	2 5)	2 5)	2 5)	2 5)	2 5)	2 5)	2 5)	3
	下端	10.5 6)	12 6)	17 6)	17 6)	17 6)	17 6)	17 6)	11 6)	5.5 6)
備 考		●警固断層（北西部）については、2005 年の福岡県西方沖地震を引き起こした断層である。 ●警固断層（南東部）については、福岡市の中心部を通っている断層であり、一度活動すれば多大な被害の発生が予想される。 ●基盤地震動一定（未知の活断層） 地表に活断層が現れていない地域においても、地中に未知の活断層が存在している可能性は否定できず、県内のあらゆる地域において地震が発生する可能性は存在する。 このため、地表に活断層の存在が確認されていない地域においても、市町村ごとの被害を算出した。 （地表に活断層の現れていない地域） ・各市町村の直下 10km ・想定マグニチュード 6.9								
1) 新編日本の活断層（1991）より、一連と見なせる断層群を直線で近似した長さ										
2) 国（地震調査研究推進本部）による長期評価										
3) $W=L/2$ と $W=$ （上端-コンラッド面深さ）の小さい方										
4) 松田（1975）； $\log L=0.6M-2.9$										
5) 活断層であるため、地表に現れているとして2km										
6) 上端+W										

※出典：「福岡県地域防災計画 地震・津波対策編」令和3年9月

また、地表に活断層が現れていない地域においても、地中に未知の活断層が存在している可能性は否定できず、県内のあらゆる地域において地震が発生する可能性は存在する。このため、各市町村の直下 10kmにおいて、M6.9 の地震が発生したと想定し、各市町村の被害を算出した。当該被害については、「地震に関する防災アセスメント調査報告書」（平成 24 年 3 月 福岡県）に掲載をしている。

このうち、須恵町に最大の影響を与える地震は、警固断層で発生する地震であると考えられる。警固断層は活断層であると推定されていたが、最近の調査により活断層であることが確実となった。いずれもその活動度はC級である。

以下に警固断層の総合評価一覧を示す。

■警固断層系のデータ

項目	調査結果	備考
断層の長さ	約 18.5 km	福岡市～春日市～大野城市～太宰府市～筑紫野市
断層の延長方向	北北西―南南東	
断層の型	西側上がりの左横ずれ断層	トレンチ・重力検査
編医療の上下・水平比	上下：水平＝1：2	断層面の条線から推定
平均変位速度	上下方向：2～3cm/千年 実変位：4～7cm/千年(計算値) 活動度はC級	トレンチのデータ 「新編日本の活断層」では<B級
1 回の変位量	上下方向：0.3～0.4cm/千年 実変位：0.7～0.9cm/千年(計算値)	トレンチのデータ
活動間隔	約 15,000 年～26,000 年	トレンチのデータ
最近活動時期	約 16,000 年～5,000 年前の間	トレンチ・ボーリング
地震活動の規模	M7.0 程度	断層の長さからの推定M6.9（松田の式） 変位値からの推定M6.9（松田の式）

参考：「福岡県の地震に関する防災アセスメント調査報告書」平成 24 年 3 月

このほか、須恵町を通過する宇美断層の存在が地形学的に明らかになった。詳細調査はまだ行われていないため、活動履歴や活動度など不明ではあるが、宇美断層が活動した場合は町の直下であることもあり被害が大きくなる可能性がある。

第4 想定地震による県下の被害等の概要

須恵町は、警固断層や宇美断層が活動した場合、地震による直接的な被害が発生すると推定される。また、須恵町の山地を構成している花崗岩は風化してマサとなっており、非常にもろいため山腹崩壊や地すべり等が発生する可能性がある。また、工業団地や宅地団地は人口埋積土であるため、地盤が弱く、液状化することも予想される。その他、旧炭鉱のボタ山崩壊の可能性も考えられる。これらの崩壊土砂による二次的災害により道路が寸断し、隣接市町村との交通に障害が発生する、ライフラインが被災する等の被害が想定される。

【資料編】1-14 気象庁震度階級解説関連表(P17)

1 地震動

いずれの想定断層においても、断層周辺で強い地震動が予測され、その強さは断層から離れるに従って減衰する傾向にある。最大震度は、水縄断層の想定で、一部の地域に震度 7 が予測されたほか、その他の断層においても震度 6 強を示す地域が存在する。これらの地域は、表層の軟弱な地盤であるため、特に強い地震動が予測されたものと考えられる。

各断層別には、西山断層南東部の想定では、宮若市、宗像市、福津市の一部で震度 6 強の地域が予測されるほか、周辺の地域でも震度 6 弱が予測される。

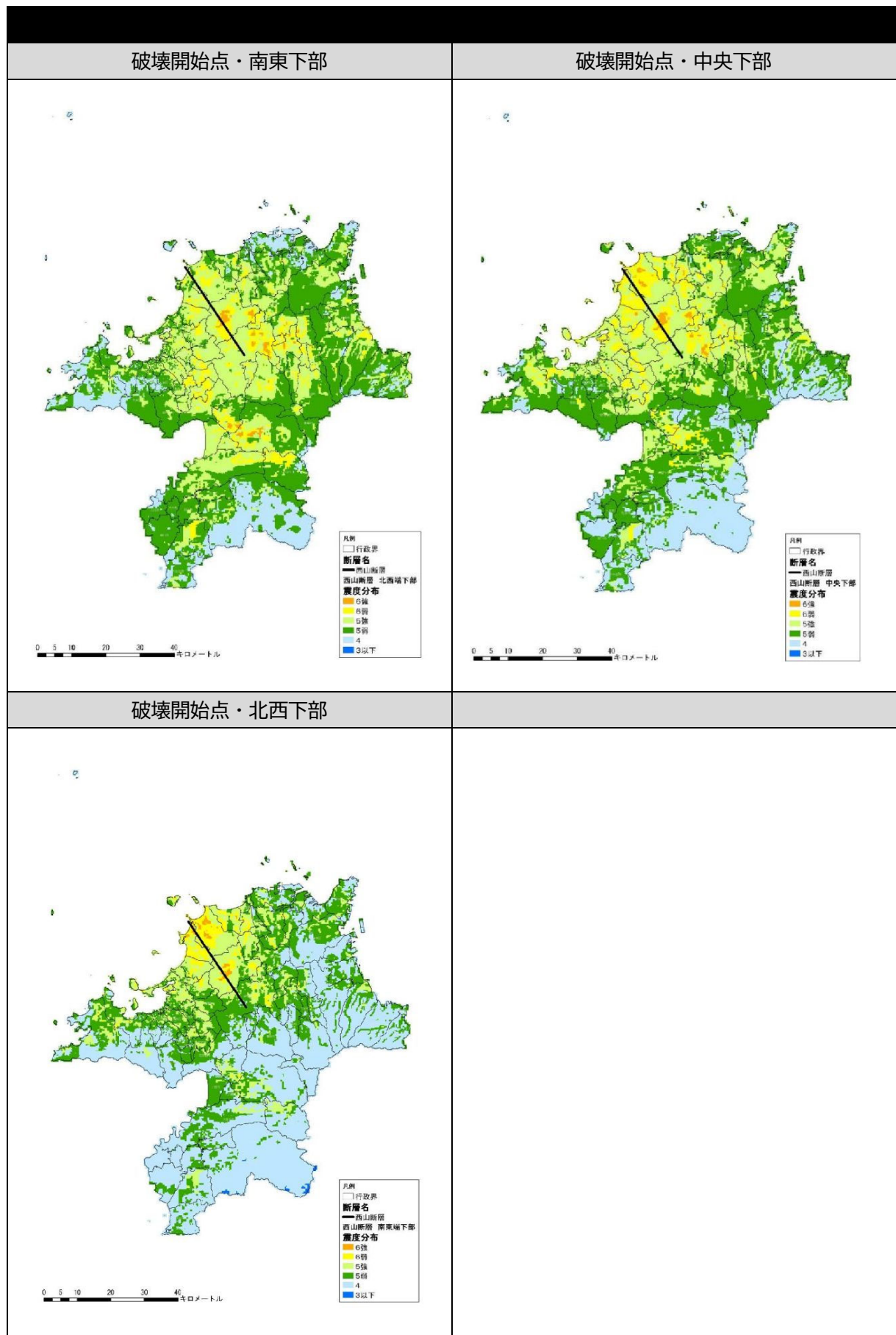
警固断層南東部の想定では、筑前町の一部などで震度 7 が予測され、震度 6 強の地域も福岡地方から筑後地方にわたる広い範囲に及んでいる。

以下に、須恵町周辺に位置する断層についての想定結果を示す。

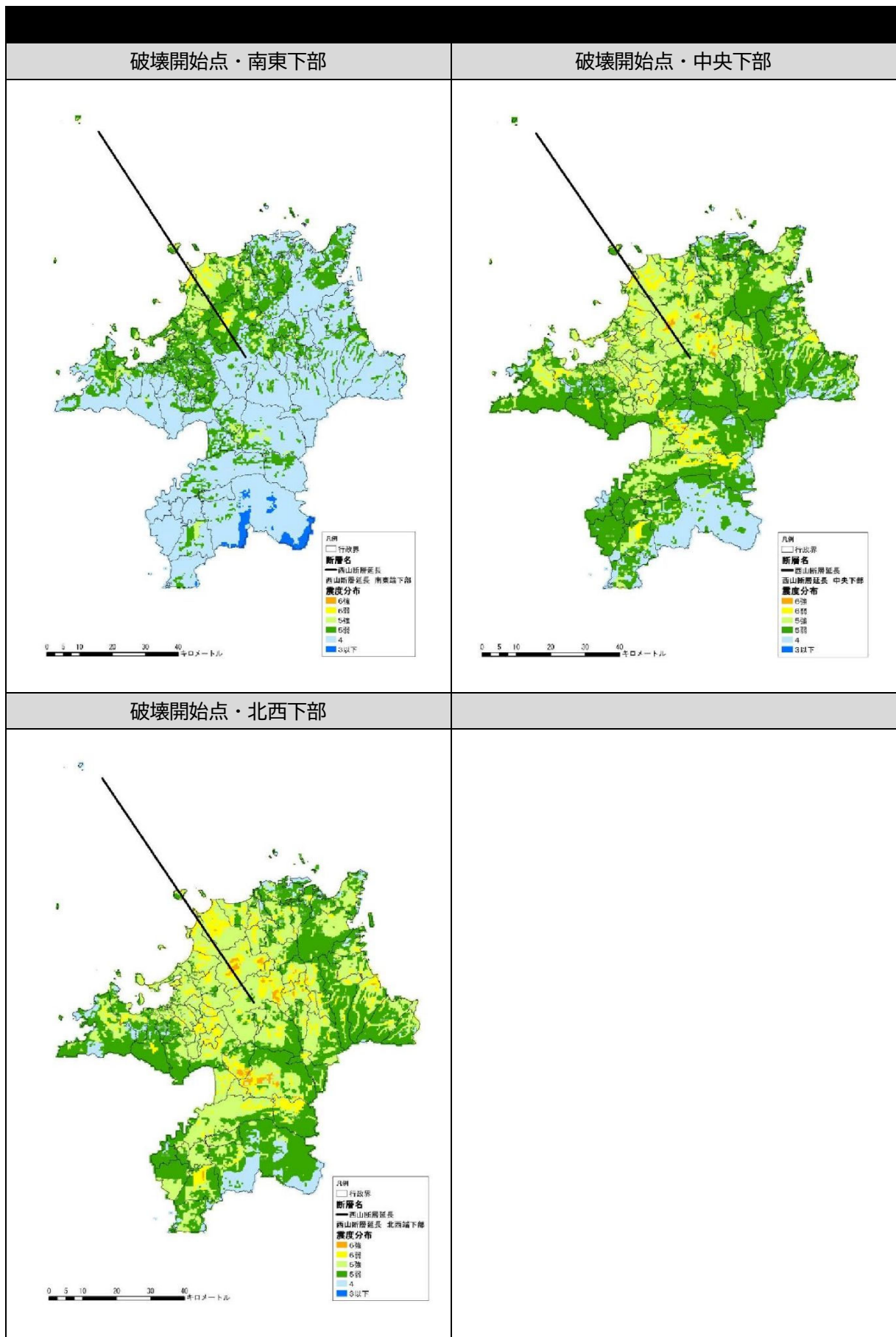
第1編 総 則
第5章 災害の想定

■須恵町における想定地震による最大震度

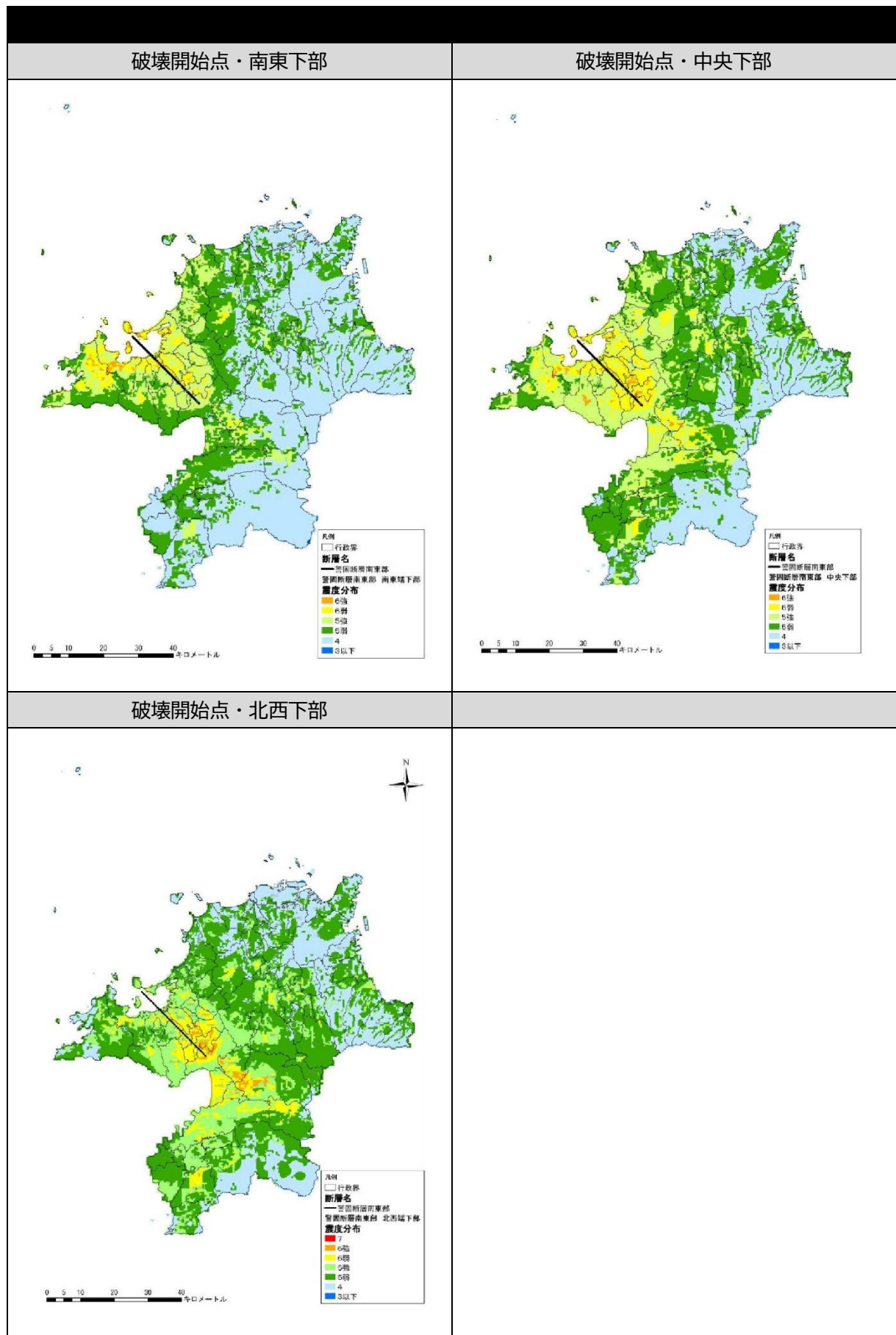
想定断層	想定 マグニチュード	須恵町における最大震度
西山断層	M7.3	南東下部：震度 6 弱、中央下部：震度 6 弱、北西下部：震度 6 弱
西山断層 (延長)	M8.0	南東下部：震度 5 弱、中央下部：震度 6 強、北西下部：震度 6 強
警固断層 (南東部)	M7.2	南東下部：震度 6 強、中央下部：震度 6 強、北西下部：震度 6 強
警固断層 (北西部)	M7.0	南東下部：震度 5 弱、中央下部：震度 5 弱、北西下部：震度 6 弱
宇美断層	M6.9	南東下部：震度 6 強、中央下部：震度 6 強、北西下部：震度 6 強
基盤一定	M6.9	震度 6 強



※出典：福岡県「地震に関する防災アセスメント調査」平成24年3月

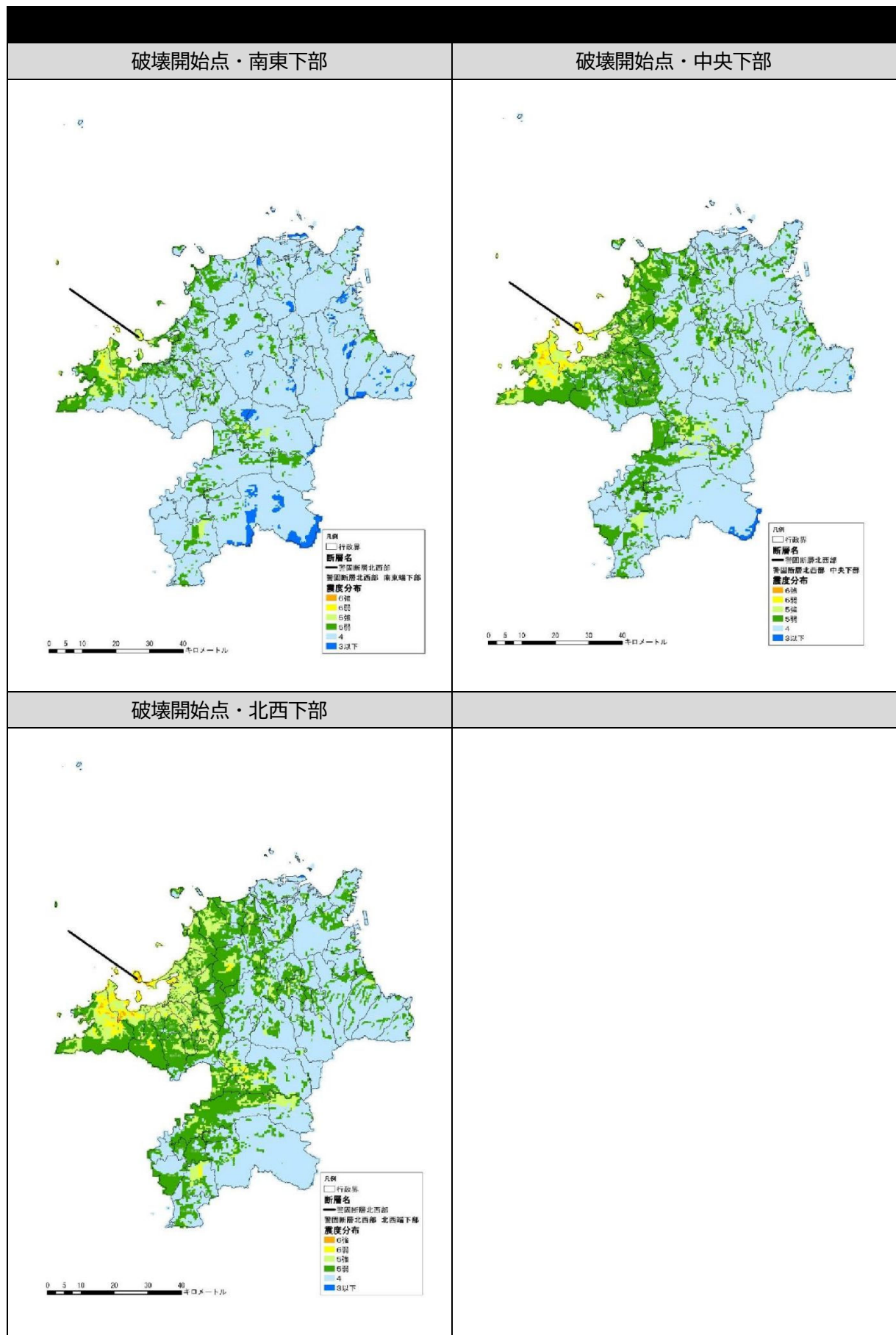


※出典：福岡県「地震に関する防災アセスメント調査」平成24年3月

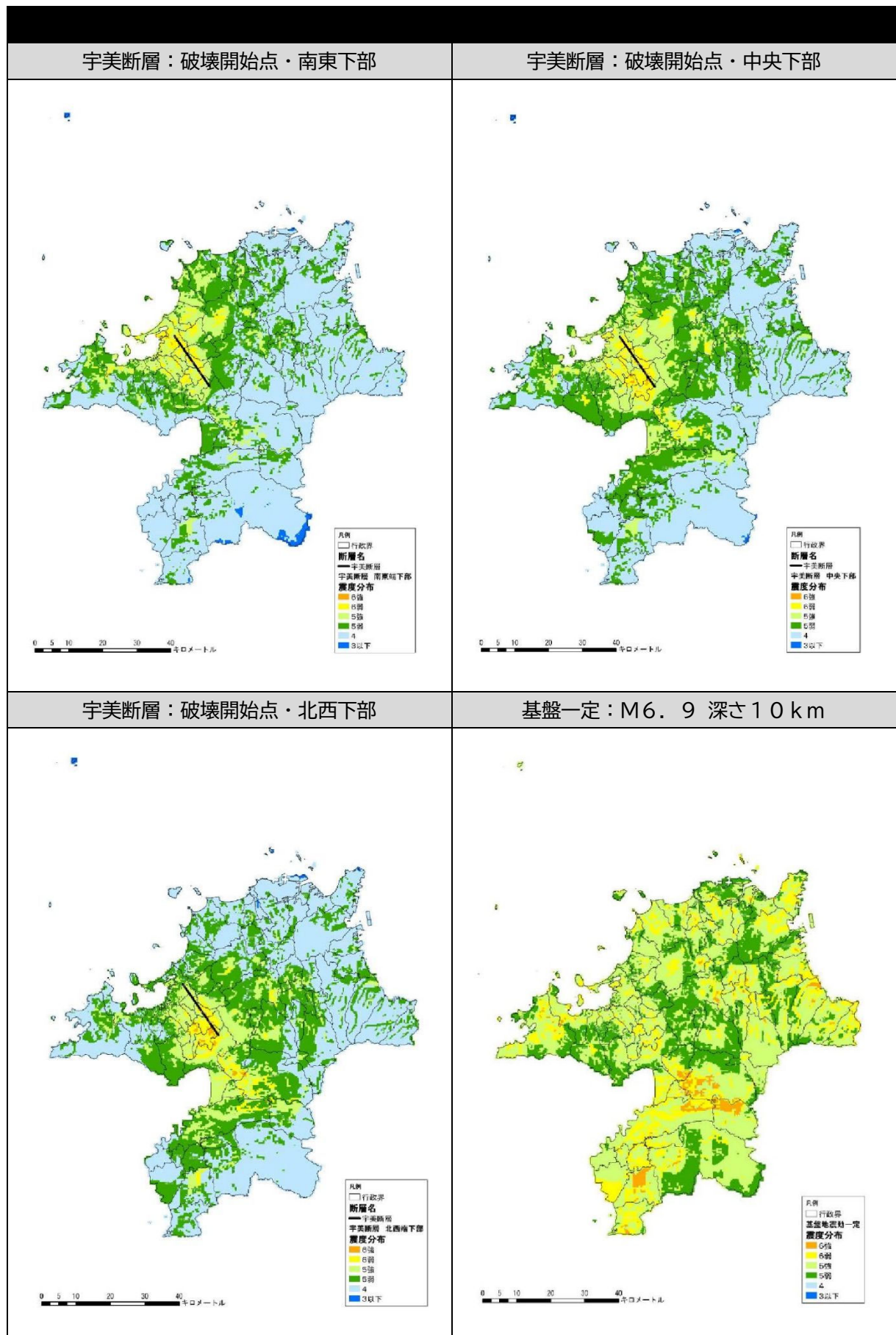


※出典：福岡県「地震に関する防災アセスメント調査」平成24年3月

第1編 総 則
第5章 災害の想定



※出典：福岡県「地震に関する防災アセスメント調査」平成24年3月



※出典：福岡県「地震に関する防災アセスメント調査」平成24年3月

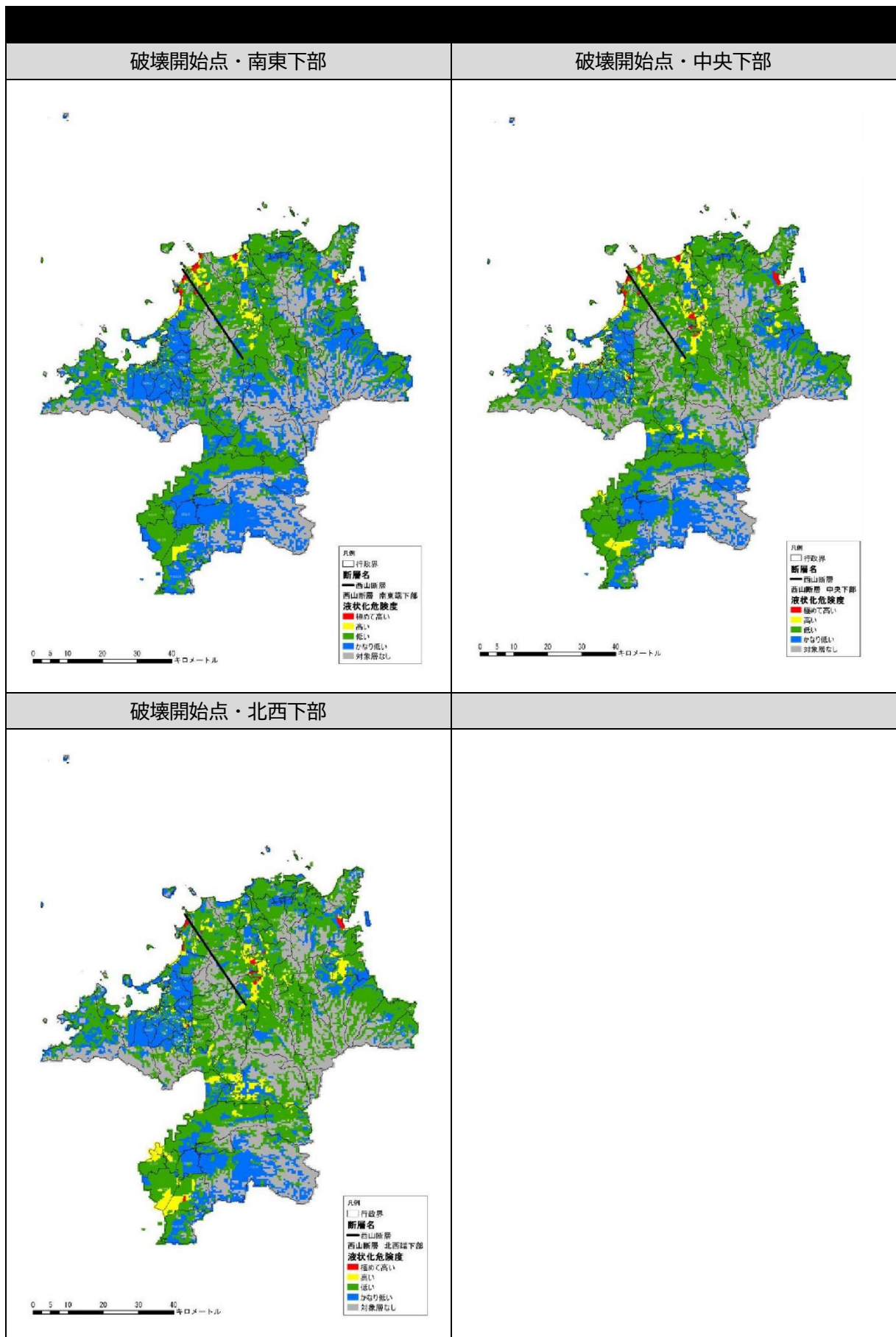
2 液状化

液状化危険度も地震動と同様に断層周辺に危険度の高い地域が多く認められる。さらにそれらの地域でも特に、河川沿い、海岸部、埋立地などに液状化危険度が高い地域が分布しており、これらは軟弱な砂質地盤や盛土の存在が影響しているものと予測される。

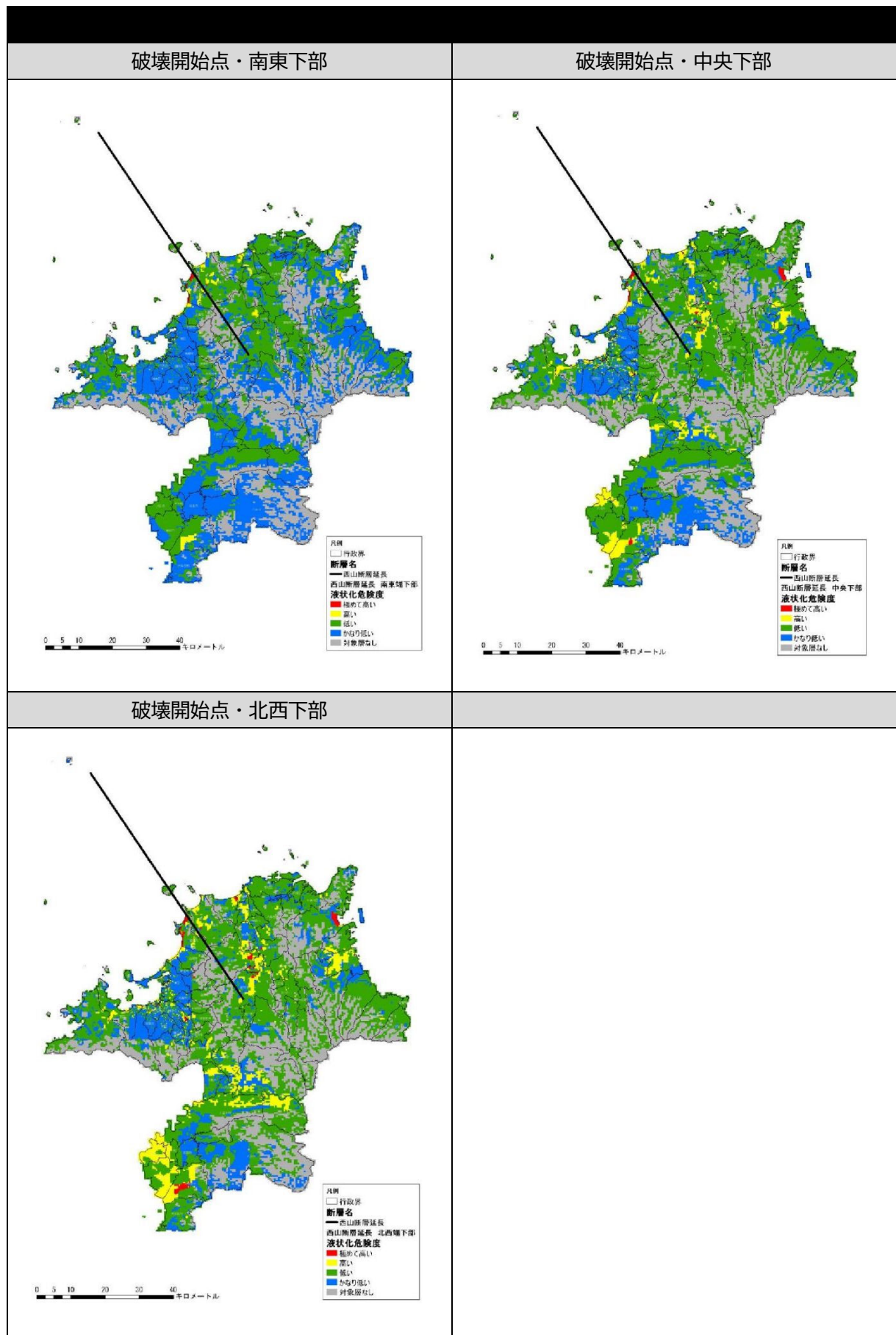
各断層別には、西山断層の想定では、福津市、宗像市などの沿岸部で高いほか、内陸部では宮若市や小竹町などで液状化危険度が高いと予測される。

警固断層南東部の想定では、福岡市の海岸部と福岡市近郊で危険性が高い地域が存在するほか、久留米市の筑後川沿いや有明海沿岸部、飯塚市、小竹町、宮若市の遠賀川沿い、北九州市や福津市の一部など広い範囲に液状化危険度の高い地域が予測される。

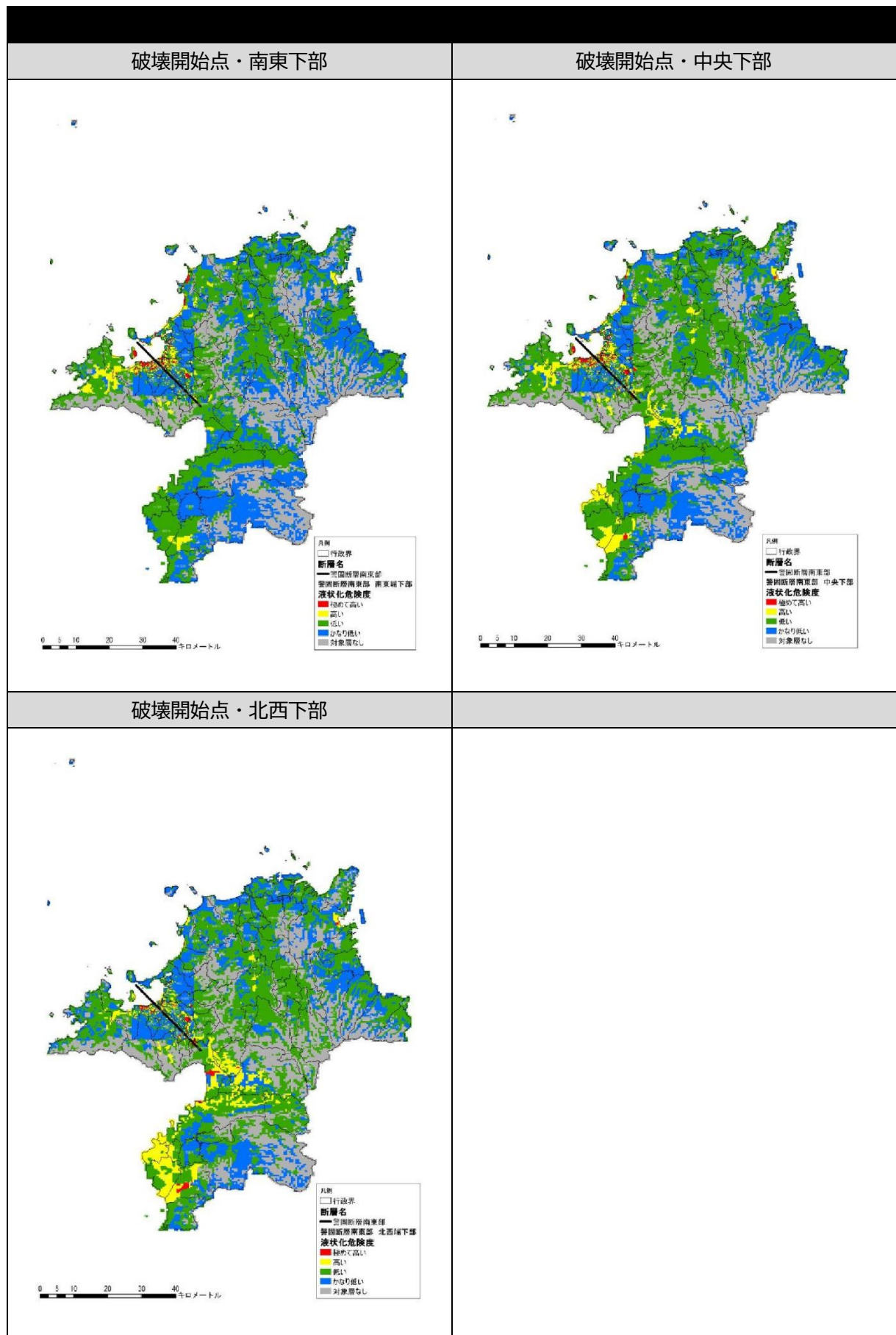
第1編 総 則
第5章 災害の想定



※出典：福岡県「地震に関する防災アセスメント調査」平成24年3月

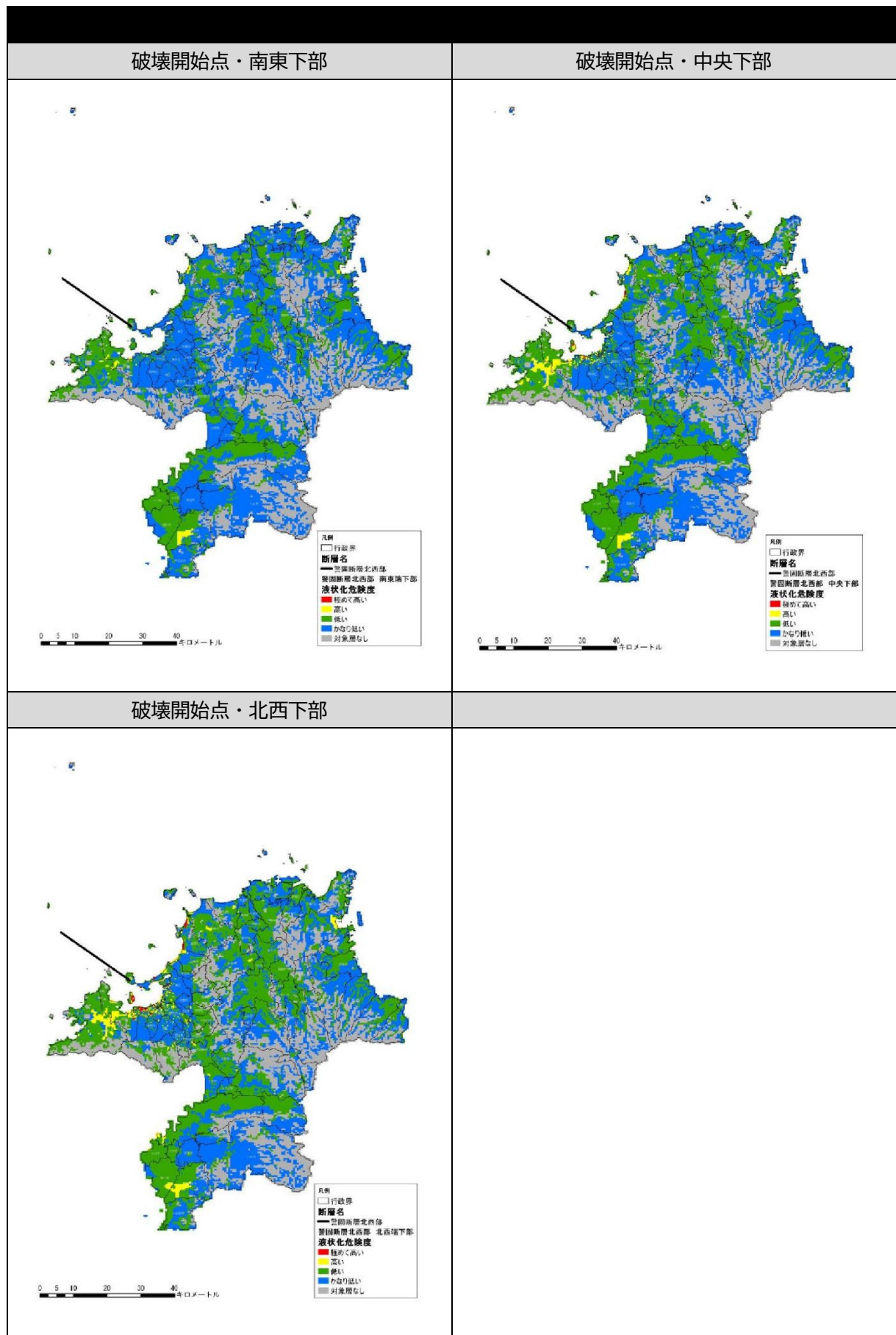


※出典：福岡県「地震に関する防災アセスメント調査」平成24年3月

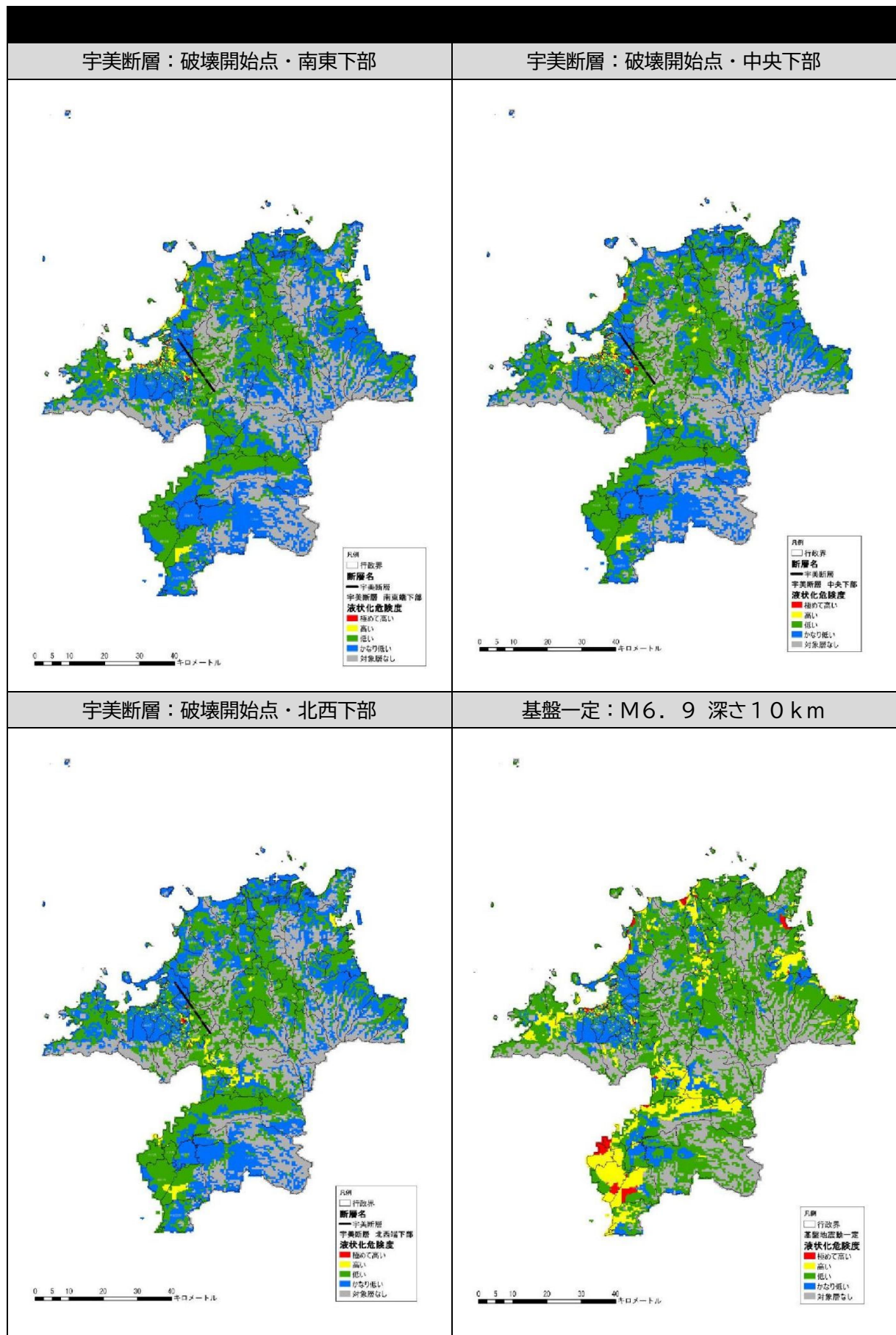


※出典：福岡県「地震に関する防災アセスメント調査」平成24年3月

第1編 総 則
第5章 災害の想定



※出典：福岡県「地震に関する防災アセスメント調査」平成24年3月



※出典：福岡県「地震に関する防災アセスメント調査」平成24年3月

3 斜面崩壊危険度

想定断層に近い急傾斜地において崩壊の可能性が高い。特に、警固断層南東部の想定では、被害の範囲が大きく、福岡市などで崩壊の危険度が高いと想定される斜面が 134 箇所あり、斜面崩壊に伴う建物被害は 207 棟と予測される。

西山断層の想定では、飯塚市などで崩壊の危険度が高いと想定される斜面が 157 箇所あり、斜面崩壊に伴う建物被害は 153 棟と予測される。

以下に、須恵町における斜面崩壊危険度の想定結果を示す。

■須恵町における斜面崩壊危険度の想定結果

項目			対象地震						
			西山断層			警固断層			基盤一定
			南東下部	中央下部	北西下部	南東下部	中央下部	北西下部	
斜面数(箇所)			60	60	60	60	60	60	60
	危険度別 箇所数	A(高い)	0	1	1	1	1	1	1
		B(やや高い)	56	56	56	55	57	57	55
		C(低い)	4	3	3	4	2	2	4
被災棟数(棟)			0	1	1	0	7	2	1

【資料編】1-3 崩壊土砂流出危険地区(P3)、1-4 山腹崩壊危険地区(P3)

4 建物被害

建物被害は、西山断層の想定では、筑豊地方などを中心に木造建物が全壊 12,526 棟、半壊 12,655 棟、非木造建物が全壊 855 棟、半壊 1,169 棟と予測される。

警固断層南東部の想定では、福岡市などを中心に木造建物が全壊 16,291 棟、半壊 12,864 棟、非木造建物が全壊 1,676 棟、半壊 2,157 棟と予測される。

以下に、須恵町における建物被害の想定結果を示す。

■須恵町における建物被害の想定結果

項目				対象地震						
				西山断層			警固断層			基盤一定
				南東下部	中央下部	北西下部	南東下部	中央下部	北西下部	
建物被害数 (棟)	木造被害	全壊		14	71	64	46	129	90	47
		半壊		16	72	68	40	135	96	45
	非木造被害	SRC・RC造	大破	0	1	1	1	3	2	1
			中破	1	4	3	3	7	5	3
		S造	大破	0	0	0	0	1	0	0
			中破	0	6	4	3	15	7	3
		軽量鉄骨造	大破	1	7	7	5	13	9	5
			中破	2	8	7	4	14	10	5
		その他	大破	0	2	1	1	3	2	1
			中破	0	2	1	1	3	2	1
		小計	大破	1	10	9	7	20	13	7
			中破	3	20	15	11	39	24	12
	合計	全壊・大破		15	81	73	53	149	103	54
		半壊・中破		19	92	83	51	174	120	57

5 地震火災被害

西山断層の想定では、筑豊地方を中心に広範囲で53件の炎上出火が予測され、消火能力が及ばず焼失すると予測される焼失棟数は6棟と予測される。

警固断層南東部の想定では、福岡市などを中心に74件の炎上出火が予測され、消火能力が及ばず焼失すると予測される焼失棟数は10棟と予測される。

以下に、須恵町における地震火災被害の想定結果を示す。

■須恵町における地震火災被害の想定結果

項目		対象地震						
		西山断層			警固断層			基盤一定
		南東下部	中央下部	北西下部	南東下部	中央下部	北西下部	
地震火災被害数(棟)	全出火	0	1	1	0	1	1	0
	炎上出火	0	0	0	0	1	1	0
	消火件数	0	0	0	0	1	1	0
	延焼出火	0	0	0	0	0	0	0
	消失棟数	0	0	0	0	0	0	0

※全出火：出荷に至ったものすべて。

炎上出火：全出火のうち、町民の初期消火で消されたものを除いたもの。

6 ライフライン施設被害

ライフラインについては、警固断層南東部の想定で最も被害が大きく、福岡市を中心として被害が発生すると予測される。特に市民生活に重大な影響が及ぶ水道、電気、ガスについて、上水道被害は3,368箇所、電柱被害は143箇所、都市ガス被害は236箇所が発生すると予測される。

西山断層の想定では筑豊地方を中心に3,787箇所の被害が予測される。

以下に、須恵町におけるライフライン被害結果の想定を示す。

■須恵町におけるライフライン被害結果の想定

項目		対象地震						
		西山断層			警固断層			基盤一定
		南東下部	中央下部	北西下部	南東下部	中央下部	北西下部	
ライフライン被害数(箇所)	上水道管	16	88	80	64	144	109	70
	下水道管	0	5	4	2	11	7	3
	都市ガス	0	0	0	0	0	0	0
	電力(電柱)	0	1	1	1	3	2	1
	電話(電話柱)	0	1	1	1	3	2	1

7 交通施設被害

西山断層の想定が最も大きく、国県道で176箇所、都市高速道路や九州自動車道で52km程度（ただし不通区間となるインターチェンジ間延長の合計）となっている。

警固断層南東部の想定では155箇所の被害が予測される。

鉄道被害については、警固断層南東部の想定で346箇所の被害が予測されているほか、西山断層の想定で378箇所の被害が予測される。

以下に、須恵町に関わる交通施設被害の想定結果を示す。

■須恵町に関わる交通施設の被害想定結果

項目		対象地震						
		西山断層			警固断層			基盤一定
		南東下部	中央下部	北西下部	南東下部	中央下部	北西下部	
道路被害数(箇所)	県道	5	8	7	6	7	6	6
	高速	14	36	29	9	38	46	71
鉄道被害数(箇所)		11	17	9	20	20	13	15

8 人的被害

建物の倒壊や斜面崩壊により、人的被害の発生が予測されている。

警固断層南東部の想定では建物被害が大きいことから、それに伴う人的被害は福岡市を中心に、死者数が1,183名、負傷者数が22,508名発生すると予測される。

西山断層の想定では、筑豊地方を中心に、死者数が844名、負傷者数が21,678名発生すると予測される。

以下に、須恵町における人的被害の想定を示す。

■須恵町における人的被害の想定

項目		対象地震						
		西山断層			警固断層			基盤 一定
		南東 下部	中央 下部	北西 下部	南東 下部	中央 下部	北西 下部	
人的 被害数 (人)	死者	1	6	5	3	13	7	4
	負傷者	102	279	262	217	404	323	219
	要救出者	5	29	26	18	58	37	20
	要後方医療搬送者数	10	28	26	22	40	32	22
	避難者数	31	167	150	109	307	212	111

第6章 災害に関する調査研究の推進

項目	関連部署	ページ
第1節 防災関係機関の調査研究	職員全員	36
第2節 大学・学会・防災研究機関等との連携	職員全員	36
第3節 災害教訓の伝承	職員全員	36

第1節 防災関係機関の調査研究

【関連部署】職員全員

防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、災害要因の調査、被害想定及び社会環境の変化に対応した防災体制等について調査研究を継続的に実施又は推進し、その成果を積極的に災害防災対策に取り込み、その充実を図る。

第2節 大学・学会・防災研究機関等との連携

【関連部署】職員全員

第1節に示すように、災害対策の推進に当たっては、災害及び防災に関する調査研究を行う大学等との連携が重要であり、特に大規模災害による被害の甚大性等にかんがみれば、調査研究の成果を活用した事前対策を推進する必要性は極めて高い。

具体的には、町及び県は、構造の耐震補強などに関する土木工学、建築学など工学的応用学的分野での調査研究、災害時の人間行動や情報伝達など社会学的な分野での調査研究など、多岐にわたる関連分野相互の連携を図りながら、災害による被害の軽減を図るための災害及び防災に関する調査研究を一層総合的に推進し、大学等との連携を図るとともに、その体制の構築に努める。

第3節 災害教訓の伝承

【関連部署】職員全員

町及び県は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧・情報発信・共有できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第2編 防災組織計画

第1章 防災関係機関等の業務大綱

項目	関連部署	ページ
第1節 実施責任	職員全員	37
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	職員全員	38

第1節 実施責任

【関連部署】 職員全員

第1 町防災会議

須恵町に係る地域防災計画（本計画）の作成及び実施の推進は、須恵町防災会議がこれを行う。
須恵町防災会議の組織及び所掌事務については、災害対策基本法第16条第6項に基づく須恵町防災会議条例（昭和39年須恵町条例第89号）による。

【資料編】1-15 須恵町防災会議条例(P22)

1 所掌事務

1. 須恵町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること
2. 須恵町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること
3. 水防法（昭和24年法律第193号）第25条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること
4. 1～3に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

2 組織

1. 会長
ア. 会長は、町長をもって充てる
イ. 会長は、会務を統括する
ウ. 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する
2. 委員
ア. 福岡県の県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
イ. 福岡県警察の警察官のうちから町長が任命する者
ウ. 町長がその部内の職員のうちから指名する者
エ. 教育長
オ. 消防団長
カ. 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
キ. 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうち町長が任命する者

第2 防災関係機関の責務

1 町

町は、本町の地域及び地域住民の生命、身体、及び財産を災害から保護するため、防災対策活動の第一次責任者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地方公共団体等防災関係機関の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域をこえて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要とするときや市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の防災関係機関の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、町及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を取る。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ自ら防災活動を実施するとともに、町及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

【関連部署】 職員全員

町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他、防災上重要な施設の管理者がすべき事務又は業務について下記の順に記す。

第2編 防災組織計画
第1章 防災関係機関等の業務大綱

第1 町	
内容項目	処理すべき事務又は業務の大綱
(1)災害予防	1. 防災会議に係る事務に関すること 2. 須恵町災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること 3. 防災施設の整備に関すること 4. 防災に係る教育、訓練に関すること 5. 県及び防災関係機関との連絡調整に関すること 6. 他の市町村との相互応援及び広域避難、広域一時滞在についての協定の締結に関すること 7. 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること 8. 生活必需品、応急食料等の備蓄に関すること 9. 給水体制の整備に関すること 10. 管内における公共的団体及び自主防災組織の充実、育成及び指導に関すること 11. 住民の自発的な防災活動の促進に関すること 12. 災害危険区域の把握に関すること 13. 各種災害予防事業の推進に関すること 14. 防災知識の普及に関すること 15. 要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保に関すること 16. 企業等の防災対策の促進に関すること 17. 企業等の協力の確保についての協定の締結に関すること 18. 災害ボランティアの受入れ体制の整備に関すること 19. 帰宅困難者対策の推進に関すること
(2)災害応急対策	1. 水防・消防等応急対策に関すること 2. 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること 3. 避難の準備・指示及び避難者の誘導並びに指定避難所の開設に関すること 4. 災害時における文教、保健衛生に関すること 5. 災害広報及び被災者からの相談に関すること 6. 被災者の救難、救助その他の保護に関すること 7. 被災者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他被災者の保護に関すること 8. 復旧資機材の確保に関すること 9. 災害対策要員の確保・動員に関すること 10. 災害時における交通、運輸の確保に関すること 11. 被災建築物の応急危険度判定の実施に関すること 12. 関係防災機関が実施する災害対策の調整に関すること 13. 災害ボランティアの活動支援に関すること 14. 所管施設の被災状況調査に関すること
(3)災害復旧	1. 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の災害復旧及び改良に関すること 2. 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付け等災害融資等に関すること 3. 町民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関すること 4. 義援金品の受領、配分に関すること

第2編 防災組織計画
第1章 防災関係機関等の業務大綱

第2 県	
内容項目	処理すべき事務又は業務の大綱
(1)災害予防	1. 防災会議に係る事務に関すること 2. 福岡県災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること 3. 防災施設の整備に関すること 4. 防災に係る教育、訓練に関すること 5. 国、市町村及び各関係機関との連絡調整に関すること 6. 他の都道府県との相互応援及び広域避難、広域一時滞在についての協定の締結に関すること 7. 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること 8. 生活必需品、応急食料等の備蓄に関すること 9. 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立ち入り検査に関すること 10. 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること 11. 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関すること 12. 防災知識の普及に関すること 13. 要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保に関すること 14. 消防応援活動調整本部に関すること 15. 企業等の防災対策の促進に関すること 16. 企業等の協力の確保についての協定の締結に関すること 17. 災害ボランティアの受入れ体制の整備に関すること 18. 保健衛生・防疫体制の整備に関すること 19. 帰宅困難者対策の推進に関すること
(2)災害応急対策	1. 災害予警報等情報の収集・伝達に関すること 2. 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること 3. 被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関すること 4. 災害救助法に基づく被災者の救助に関すること 5. 災害時の防疫その他保健衛生に関すること 6. 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関すること 7. 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関すること 8. 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること 9. 緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の確認及び確認証明書の交付に関すること 10. 自衛隊の災害派遣要請に関すること 11. 県管理港湾施設等の維持管理及び障害物等の除去に関すること 12. 災害ボランティアの活動支援に関すること 13. 福岡県所管施設の被災状況調査に関すること
(3)災害復旧	1. 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の災害復旧及び改良に関すること 2. 物価の安定に関すること 3. 義援金品の受領、配分に関すること 4. 災害復旧資材の確保に関すること

第2編 防災組織計画
第1章 防災関係機関等の業務大綱

内容項目	処理すべき事務又は業務の大綱
(3)災害復旧	5. 災害融資等に関する事

第3 福岡県警察本部

内容項目	処理すべき事務又は業務の大綱
(1)災害予防	1. 災害警備計画に関する事 2. 警察通信確保に関する事 3. 関係機関との連絡協調に関する事 4. 災害装備資機材の整備に関する事 5. 危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関する事 6. 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関する事 7. 防災知識の普及に関する事
(2)災害応急対策	1. 災害情報の収集及び伝達に関する事 2. 被害実態の把握に関する事 3. 被災者の救出及び負傷者等の救護に関する事 4. 行方不明者の調査に関する事 5. 危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関する事 6. 不法事案等の予防及び取締りに関する事 7. 被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関する事 8. 避難路及び緊急交通路の確保に関する事 9. 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関する事 10. 広報活動に関する事 11. 遺体の死因・身元の調査等に関する事

第4 消防機関

機関名	内容項目	処理すべき事務又は業務の大綱
粕屋南部消防本部、 須恵町消防団	(1)災害予防	1. 消防施設・消防体制の整備に関する事 2. 救急体制の整備に関する事 3. 防災に関する訓練、教育、広報に関する事
	(2)災害応急対策	1. 消防及び救助活動に関する事 2. 災害情報の収集・伝達に関する事 3. 水防活動の協力、援助に関する事 4. 被害者の救出及び避難に関する事

第5 自衛隊

機関名	内容項目	処理すべき事務又は業務の大綱
自衛隊(陸上自衛隊第四師団)	(1)災害予防	1. 災害派遣計画の策定に関する事 2. 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関する事
	(2)災害応急対策	1. 災害派遣による県・市町村その他の各関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関する事

第2編 防災組織計画
第1章 防災関係機関等の業務大綱

第6 指定地方行政機関

機関名	内容項目	処理すべき事務又は業務の大綱
九州管区警察局	(1)災害予防	1. 警備計画等の指導にすること
	(2)災害応急対策	1. 広域緊急救助隊の運用及び広域的な応援の指導調整にすること 2. 広域的な交通規制の指導調整にすること 3. 他の管区警察局との連携にすること 4. 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整にすること 5. 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整にすること 6. 警察通信の運用にすること
福岡財務支局	(1)災害応急対策	1. 災害時における金融機関等に対する緊急措置の指示・調整にすること 2. 国有財産の無償貸付け等の措置にすること
	(2)災害復旧	1. 地方公共団体に対する災害融資にすること 2. 災害復旧事業の査定立会い等に関する事
九州厚生局	－	1. 災害状況の情報収集、通報にすること 2. 関係職員の現地派遣にすること 3. 関係機関との連絡調整にすること
九州農政局	(1)災害予防	1. 米穀の備蓄にすること 2. 防災体制の指導及び農地防災事業の推進にすること 3. 農地保全施設の管理体制の強化、指導にすること
	(2)災害応急対策	1. 応急用食料の調達・供給にすること 2. 農業関係被害の調査・報告にすること 3. 災害時における病虫害の防除及び家畜の管理等にすること 4. 種子及び飼料の調達・供給にすること
	(3)災害復旧	1. 被害農業者等に対する融資等に関する事 2. 農地・施設の復旧対策の指導にすること 3. 農地・施設の復旧事業費の査定にすること 4. 土地改良機械の緊急貸付けにすること 5. 被害農林漁業者等に対する災害融資にすること 6. 技術者の応援派遣等に関する事
九州森林管理局 (福岡森林管理署)	(1)災害予防	1. 国有保安林・治山施設の整備にすること 2. 林野火災予防体制の整備にすること
	(2)災害応急対策	1. 林野火災対策の実施にすること 2. 災害対策用材の供給にすること
	(3)災害復旧	1. 復旧対策用材の供給にすること
九州経済産業局	(1)災害予防	1. 各取扱業者に対する予防体制確立の指導等に関する事
	(2)災害応急対策	1. 災害対策物資の適正な価格による円滑な供給の確保にすること 2. 罹災事業者の業務の正常な運営確保にすること 3. 電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保にすること
	(3)災害復旧	1. 生活必需品・復旧資材等の供給の円滑な確保にすること

第2編 防災組織計画
第1章 防災関係機関等の業務大綱

機関名	内容項目	処理すべき事務又は業務の大綱
		2. 被災中小企業の復旧資金の確保・斡旋に関すること
九州産業保安監督部	(1)災害予防	1. 火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保対策の推進に関すること
	(2)災害応急対策	1. 鉱山における応急対策の監督指導に関すること 2. 災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保に関すること
九州運輸局（福岡運輸支局）	(1)災害予防	1. 交通施設及び設備の整備に関すること 2. 宿泊施設等の防災設備に関すること
	(2)災害応急対策	1. 所管事業者等への災害に関する予警報の伝達指導に関すること 2. 災害時における所管事業に関する情報の収集に関すること 3. 災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導に関すること 4. 災害時における輸送分担、連絡輸送及び物資輸送拠点等の調整に関すること 5. 緊急輸送命令に関すること
大阪航空局（福岡・北九州空港事務所）	(1)災害予防	1. 指定地域上空の飛行規制等その周知徹底に関すること 2. 航空通信連絡情報及び航空管制の整備に関すること
	(2)災害応急対策	1. 災害時における航空機輸送の安全確保に関すること 2. 遭難航空機の捜索及び救助活動に関すること
福岡管区气象台	(1)災害予防 (2)災害応急対策	1. 気象、地象、地動及び水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2. 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表・伝達及び解説に関すること 3. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4. 地方公共団体が行う防災対策の技術的な支援・助言に関すること 5. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること
九州総合通信局	(1)災害予防	1. 非常通信体制の整備に関すること 2. 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること 3. 災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器及び移動電源車の貸し出しに関すること
	(2)災害応急対策	1. 災害時における電気通信の確保に関すること 2. 非常通信の統制、管理に関すること 3. 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること
福岡労働局	(1)災害予防	1. 事業場における災害防止のための指導監督に関すること 2. 労働災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及高揚に関すること
	(2)災害応急対策	1. 労働者の業務上・通勤上の災害補償に関すること
	(3)災害復旧	1. 被災地域内の事業所への雇用継続の要請、被災による離職者の再就職の斡旋等に関すること

第2編 防災組織計画
第1章 防災関係機関等の業務大綱

機関名	内容項目	処理すべき事務又は業務の大綱
九州地方整備局	国土交通大臣が直接管理する河川・道路・公園・官庁施設等について下記の措置をとる。また、緊急を要すると認められる場合、協定書に基づく適切な緊急対応を実施する。	
	(1)災害予防	1. 気象観測通報についての協力に関すること 2. 防災上必要な教育及び訓練等に関すること 3. 災害危険区域の選定又は指導に関すること 4. 防災資機材の備蓄、整備に関すること 5. 雨量、水位等の観測体制の整備に関すること 6. 道路、橋梁等の耐震性の向上に関すること 7. 水防警報等の発表及び伝達に関すること
	(2)災害応急対策	1. 洪水予警報の発表及び伝達に関すること 2. 水防活動の指導に関すること 3. 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること 4. 災害広報に関すること 5. 緊急物資及び人員輸送活動に関すること 6. 監視カメラ及び災害調査用ヘリコプターによる被災地映像提供に関すること 7. 災害対策用車両（照明車、排水ポンプ車等）の貸与に関すること 8. 国土交通省所管施設の被災状況調査に関すること 9. 通信途絶時における地方公共団体との通信確保（ホットライン確保）に関すること 10. 市町村その他の防災関係機関との協定に基づく、災害応急対策の支援、協力に関すること。
	(3)災害復旧	1. 被災公共土木施設の復旧事業の推進に関すること
九州防衛局	災害応急対策	1. 災害時における防衛省（本省）との連携調整 2. 災害時における自衛隊及び米軍部隊との連絡調整の支援
国土地理院九州 地方測量部	災害応急対策	1. 災害時における地理空間情報の整備・提供に関すること
	災害復旧	1. 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること
九州地方環境事 務所	災害予防	1. 所管業務に係る情報収集・提供及び連絡調整に関すること 2. 環境監視体制の支援に関すること
	災害復旧	1. 災害廃棄物等の処理対策に関すること

第7 指定公共機関

機関名	内容項目	処理すべき事務又は業務の大綱
九州旅客鉄道株式 会社	(1)災害予防	1. 鉄道施設の防火管理に関すること 2. 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること 3. 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること
	(2)災害応急 対策	1. 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること

第2編 防災組織計画
第1章 防災関係機関等の業務大綱

機関名	内容項目	処理すべき事務又は業務の大綱
九州旅客鉄道株式会社		2. 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること
	(3)災害復旧	1. 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること
西日本電信電話株式会社(福岡支店)、NTTコミュニケーションズ株式会社、KDDI 株式会社、株式会社 NTT ドコモ(九州支社)、ソフトバンク株式会社	(1)災害予防	1. 電気通信設備の整備と防災管理に関すること 2. 応急復旧用通信施設の整備に関すること
	(2)災害応急対策	1. 気象警報等の伝達に関すること 2. 災害時における重要通信に関すること 3. 災害関係電報、電話料金の減免に関すること
日本銀行(福岡支店、北九州支店)	(1)災害予防	1. 銀行券の発行ならびに通貨及び金融の調節に関すること
	(2)災害応急対策	2. 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関すること 3. 金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること 4. 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること 5. 各種措置に関する広報に関すること
日本赤十字社(福岡県支部)	(1)災害予防	1. 災害医療体制の整備に関すること 2. 災害医療用薬品等の備蓄に関すること
	(2)災害応急対策	1. 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること 2. 避難所奉仕、義援金品の募集・配分等の協力に関すること
日本放送協会(福岡放送局)	(1)災害予防	1. 防災知識の普及に関すること 2. 災害時における放送の確保対策に関すること
	(2)災害応急対策	1. 気象予警報等の放送周知に関すること 2. 避難所等における災害情報収集のための放送受信の確保に関すること 3. 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること 4. 災害時における広報に関すること
	(3)災害復旧	1. 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること
西日本高速道路株式会社	(1)災害予防	1. 管理道路の整備と防災管理に関すること
	(2)災害応急対策	1. 管理道路の疎通の確保に関すること
	(3)災害復旧	1. 被災道路の復旧事業の推進に関すること
日本通運株式会社(福岡支店)、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社	(1)災害予防	1. 緊急輸送体制の整備に関すること
	(2)災害応急対策	1. 災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関すること
	(3)災害復旧	1. 復旧資材等の輸送協力に関すること
九州電力株式会社(福岡支店)、九州電力送配電株式会社(福岡東配電事務所)	(1)災害予防	1. 電力施設の整備と防災管理に関すること
	(2)災害応急対策	1. 災害時における電力の供給確保に関すること
	(3)災害復旧	1. 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること

第2編 防災組織計画
第1章 防災関係機関等の業務大綱

機関名	内容項目	処理すべき事務又は業務の大綱
西部瓦斯株式会社	(1)災害予防	1. ガス施設の整備と防災管理に関すること 2. 導管の耐震化の確保に関すること
	(2)災害応急対策	1. 災害時におけるガスの供給確保に関すること
	(3)災害復旧	1. 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること
日本郵政株式会社 (九州支社粕屋南郵便局)	(1)災害応急対策	1. 災害時における郵政事業運営の確保 2. 災害救助法適用時における郵政事業に係る災害特別事務取扱、援護対策及びその窓口業務の確保

第8 指定地方公共機関

機関名	内容項目	処理すべき事務又は業務の大綱
西日本鉄道株式会社	(1)災害予防	1. 鉄道施設の防災管理に関すること 2. 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること 3. 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること
	(2)災害応急対策	1. 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること 2. 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること
	(3)災害復旧	1. 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること
公共社団法人福岡県トラック協会	(1)災害予防	1. 緊急・救援輸送即応体制の整備に関すること
	(2)災害応急対策	1. 緊急・救援物資の輸送協力に関すること
一般社団法人福岡県LPガス協会	(1)災害予防	1. LPガス施設の整備と防災管理に関すること 2. LPガス供給設備の耐震化の確保に関すること
	(2)災害応急対策	1. 災害時におけるLPガスの供給確保に関すること
	(3)災害復旧	1. 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること
公益社団法人福岡県医師会	(1)災害予防 (2)災害応急対策	1. 災害時における医療救護の活動に関すること 2. 負傷者に対する医療活動に関すること 3. 防災会議における行政関係機関及び郡市医師会・医療機関間の連絡調整に関すること
一般社団法人福岡県歯科医師会	(1)災害予防	1. 歯科医療救護活動体制の整備に関すること
	(2)災害応急対策	1. 災害時の歯科医療活動に関すること
公益社団法人福岡県看護協会	(1)災害予防	1. 災害看護についての研修や訓練に関すること
	(2)災害応急対策	1. 要配慮者への支援に関すること 2. 避難所等における看護活動に関すること 3. 災害支援看護職の要請・受入れ等の支援に関すること
公益社団法人福岡県薬剤師会	(1)災害予防	1. 患者への啓発（疾病・使用医薬品等の情報把握）に関すること
	(2)災害応急対策	1. 災害医療救護活動に関すること 2. 医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の構築に関すること

第2編 防災組織計画
第1章 防災関係機関等の業務大綱

機関名	内容項目	処理すべき事務又は業務の大綱
公益社団法人福岡県薬剤師会	(2)災害応急対策	3. 医薬品等の供給（仕分け、管理及び服薬指導等）に関すること 4. 指定避難所等での被災者支援（服薬指導等）に関すること 5. その他公衆衛生活動に関すること
(株)西日本新聞社、(株)朝日新聞西部本社、(株)毎日新聞西部本社、(株)読売新聞西部本社、(株)時事通信社福岡支社、(一社)共同通信社福岡支社、(株)熊本日日新聞社福岡支社、(株)日刊工業新聞社西部支社	(1)災害予防	1. 防災知識の普及に関すること 2. 災害時における報道の確保対策に関すること
	(2)災害応急対策	1. 気象予警報等の報道周知に関すること 2. 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること 3. 災害時における広報に関すること
	(3)災害復旧	1. 被災報道施設の復旧事業の推進に関すること
RKB 毎日放送(株)、(株)テレビ西日本、九州朝日放送(株)、(株)福岡放送、(株)エフエム福岡、(株)TVQ九州放送、(株)CROSS FM、ラブエフエム国際放送(株)	(1)災害予防	1. 防災知識の普及に関すること 2. 災害時における放送の確保対策に関すること
	(2)災害応急対策	1. 気象予警報等の放送周知に関すること 2. 避難所等への受信機の貸与に関すること 3. 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること 4. 災害時における広報に関すること
	(3)災害復旧	1. 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること
社会福祉法人福岡県社会福祉協議会	(1)災害予防	1. 社会福祉法人・施設を対象とした研修や訓練に関すること 2. 職員や住民の災害に対する意識の向上に関すること
	(2)災害応急対策	1. 福祉の観点からの要配慮者への支援の充実に関すること 2. 災害ボランティアの活動体制強化に関すること 3. 福岡県共同募金会等との協働による募金活動への取り組みに関すること

第2編 防災組織計画
第1章 防災関係機関等の業務大綱

第9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	内容項目	処理すべき事務又は業務の大綱
一般社団法人 粕屋薬剤師会	(1)災害応急 対策	1. 災害時における医薬品、医療用機材の供給に関すること
粕屋農業協同組合 須恵支所	(1)災害応急 対策 (2)災害復旧	1. 災害対策本部が行う農業関係の被害調査等応急対策の協力に関すること 2. 農作物等の災害対策の指導に関すること 3. 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋等についての協力に関すること 4. 農業施設の災害応急対策及び復旧に関すること
須恵町商工会	(1)災害応急 対策 (2)災害復旧	1. 災害対策本部が行う商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ、斡旋等についての協力に関すること 2. 災害時における物価安定についての協力及び徹底に関すること 3. 救助用物資及び復旧用資材確保の協力及び斡旋に関すること
須恵町社会福祉協 議会	(1)災害応急 対策	1. 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所内での世話業務等の協力に関すること 2. 災害時要援護者への援護対策に関すること 3. ボランティアに関すること
福岡県広域森林組 合	(1)災害応急 対策 (2)災害復旧	1. 災害対策本部が行う林業関係の被害調査等応急対策の協力に関すること 2. 林産物等の災害対策の指導に関すること 3. 林業生産資材及び林家生活資材の確保、斡旋等についての協力に関すること 4. 林業施設の災害応急対策及び復旧に関すること
一般運輸業者		1. 緊急輸送に対する協力に関すること
寺院、病院等		1. 被災者の一時収容処置についての協力に関すること 2. 応急教育処置についての協力に関すること
危険物関係施設の 管理者		1. 危険物の保安処置に関すること
プロパンガス取扱 者		1. プロパンガス施設の防災管理に関すること 2. プロパンガスの供給に関すること
アマチュア無線愛 好者		1. 無線通信の協力に関すること

第2章 町の防災組織

項目	関連部署	ページ
第1節 組織動員計画	各課各班	49
第2節 災害警戒本部	各課各班	52
第3節 災害対策本部	各課各班	53

第1節 組織動員計画

【関連部署】 各課各班

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害対策本部、災害警戒本部等を設置し、必要な職員を速やかに動員配備するとともに、県との密接な連絡・協力体制を確立する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

なお、災害応急対策実施責任機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分配慮するものとする。

第1 主旨

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、応急対策を迅速かつ的確に推進するため、必要な職員を配備し、その活動体制を確立することを定める。災害対策活動においては、発生した災害に対して特別の組織を編成し、各職員は、各自の役割を十分に理解するとともに、災害対策活動全体の流れについてもその概要を熟知しておくよう努める。

第2 配備

災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、気象情報、河川水位情報、土砂災害危険度情報等、災害の状況により、次の配備基準により、災害警戒応急対策にあたる。

また、本部の設置に至らない災害に当たっても、各課が所管する施設等の状況把握に努め、本部に準じた体制を整え、いつでも事態の対処にあたる体制を整えておくよう努める。

【資料編】2-1 警報・注意報発表基準一覧表(P35)、2-2 風水害時、地震時における配備基準(P36)

第3 職員の動員

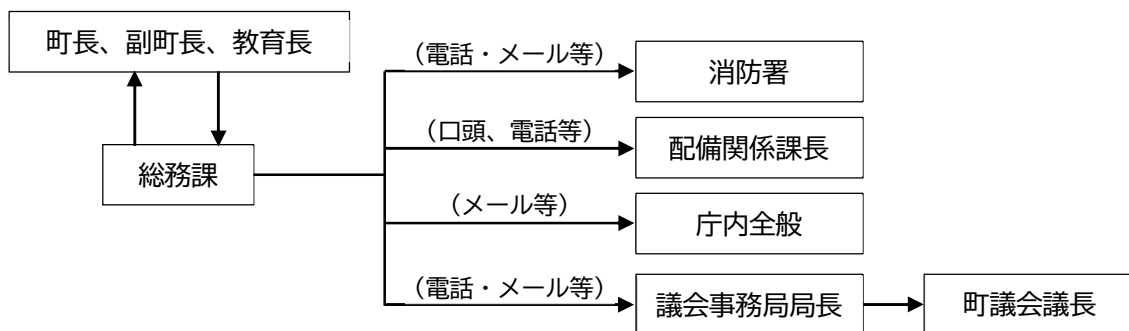
1 配備の決定

総務課長は、気象情報及び災害情報等を収集し、町長に連絡する。町長は、情報を総合的に判断し、本部の設置及びとるべき配備体制を決定する。災害警戒本部設置の場合は、総務課長が判断し、町長に報告する。なお、災害対策本部設置後は、本部会議にて決定する。

2 動員方法

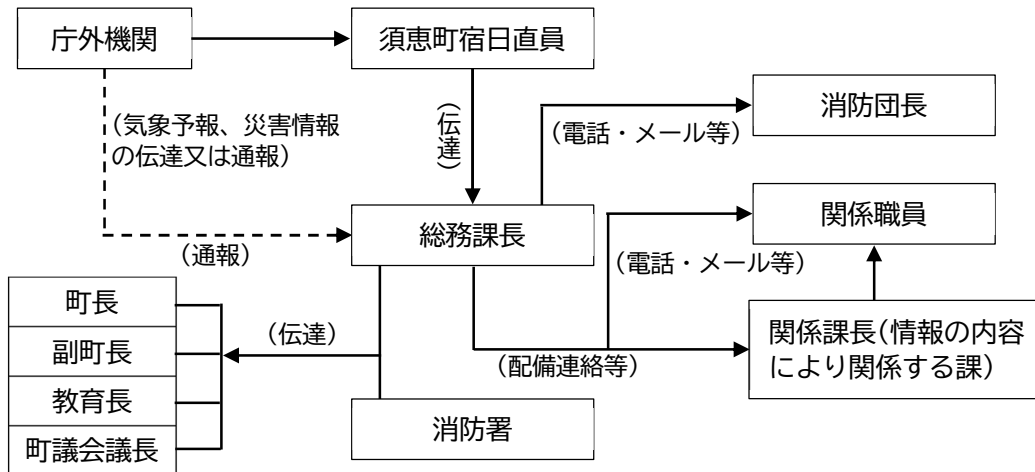
総務課は、各班長に必要な体制及び動員を指示し、各班長は、所属職員に連絡する。連絡は、電話及び役場職員参集メールを用いる。

(1) 勤務時間中における配備の連絡



(2) 勤務時間外における諸連絡

ア 配備前における連絡

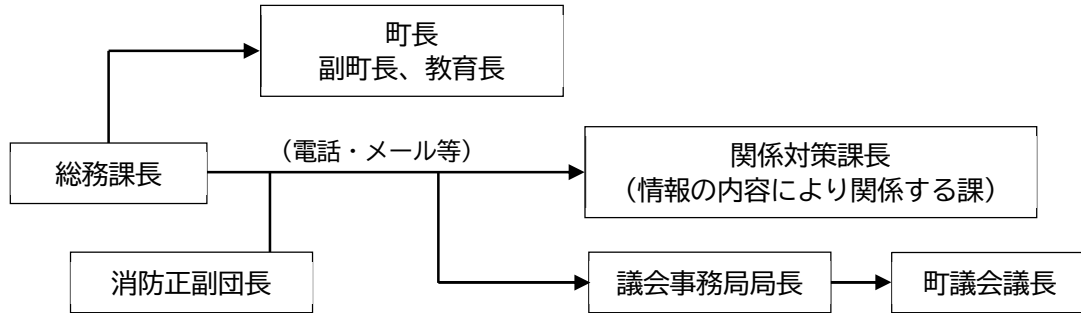


注1) 宿日直員の気象注意報、警報の伝達については、発表日時、注意報、警報の種別(標題)のみとする。

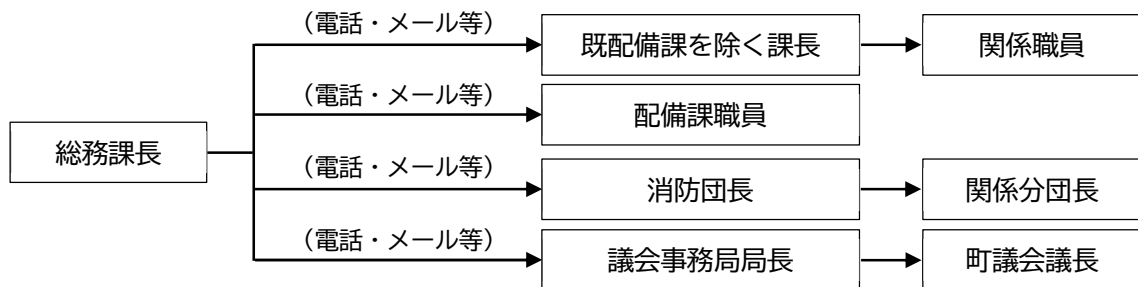
注2) 上記関係課長は、宿日直員から災害に関する情報を受けたときは「配備の基準」に基づき、配備職員に対して配備の緊急連絡の処置をとるものとする。

注3) 総務課長は、宿日直員から伝達された情報について必要があるときは、上記関係課長と情報を交換し、又は、必要に応じて町長、副町長に伝達し、指示を受けるものとする。

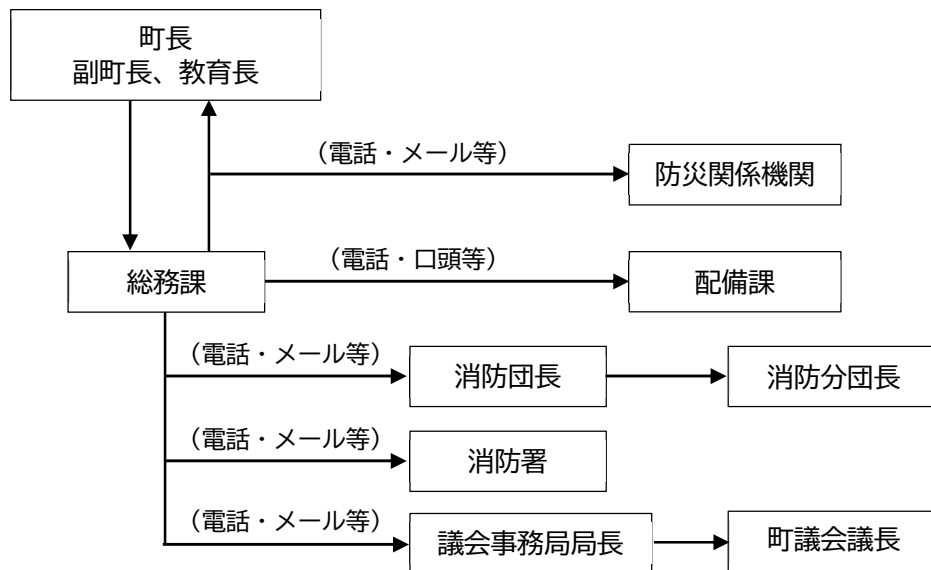
イ 第1配備下における連絡（第2配備等への移行）



ウ 第2配備下における連絡（第3配備体制の移行）



エ 第3配備又は第4配備（非常体制）下における連絡（非常体制への移行又は配備の縮小、廃止等）



3 参集場所

勤務時間内及び勤務時間外ともに、参集場所は各自の所属先とする。

4 動員報告

参集した職員は、所属単位に各班長を通じて総務班に動員報告を行う。体制における配備の連絡については、次のとおりである。

第2節 災害警戒本部

【関連部署】 各課各班

第1 災害警戒本部の設置

1 災害警戒本部の設置

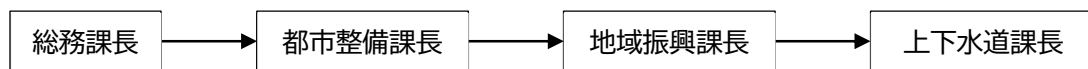
総務課長は、警戒活動の必要があると認める場合は、町長の承認を得て、必要な職員を配備し、災害警戒本部を設置する。

2 設置場所

災害警戒本部は、総務課に置く。

3 指揮の権限

総務課長は、災害警戒本部の指揮を行うが、総務課長が不在又は連絡不能で、特に緊急に意思決定を必要とする場合においては、下記の順位により、所定の決定権者に代わって意思決定を行うものとする。この場合において、代理で意思決定を行ったものは可及的速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得るものとする。



4 活動内容

災害警戒本部の主な活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 気象情報等の収集・伝達
- (2) 河川、がけ地等の警戒監視
- (3) 水防活動
- (4) 災害情報の収集
- (5) 県及び各関係機関との連絡調整
- (6) 住民への情報伝達

第2 災害警戒本部の解散

総務課長は、被害が発生しなかったとき、あるいは事態が収束したときは、町長の承認を得て災害警戒本部を解散する。

第3 災害対策本部への移行

町長は、災害が拡大したとき、若しくは拡大のおそれがあるときは、災害警戒本部から災害対策本部へ移行する。

第3節 災害対策本部

【関連部署】 各課各班

第1 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置

町長は、必要があると認めたときは、災害対策本部を設置する。

2 災害対策本部の設置場所

総務班は、町長の指示により災害対策本部を設置する。また、災害の状況により被災地に近い公共施設等に現地災害対策本部を設置する。総務班は、町役場が災害対策本部としての機能が十分であることを点検し、機能を確保する。

また、総務班は、町役場が被災により使用不可能な場合には、次の表に掲げる順位により町の施設等の使用可能性を調査し、使用可能性が確認された場所に設置する。

■災害対策本部の設置場所

災害対策本部	須恵町役場（総務課 本部会議室）
代替施設	1. 地域活性化センター 2. アザレアホール 3. 健康広場（施設使用不可の場合）
現地災害対策本部	被災現場に近い公共施設

3 各関係機関との連絡室の設置

総務班は、各関係機関との連絡調整を図るために町役場会議室に各関係機関との連絡室を設置し、各関係機関からの連絡員の派遣を要請する。

4 災害対策本部設置の通知

総務班は、災害対策本部を設置したときは、次の機関にその旨を通知する。

■本部設置の通知先

1. 県消防防災指導課	2. 福岡農林事務所	3. 福岡県土整備事務所
4. 粕屋警察署	5. 町議会災害対策本部	6. 隣接市町村
7. その他の各関係機関	8. 報道機関	9. 町民

【資料編】1-16 須恵町災害対策本部条例(P23)、1-17 須恵町議会災害対策本部設置要綱(P24)、5-3 防災関係機関通信窓口(P105)

第2 災害対策本部の運営

1 指揮

本部の設置及び指揮は、本部長（町長）の権限により行われるが、本部長（町長）の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任したものとする。

■災害対策本部の権限の委任

第1位 副本部長（副町長）	第2位 総務班長（総務課長）
---------------	----------------

2 本部会議

本部長（町長）は、災害応急対策に関する基本方針その他の重要事項を審査・決定するため、本部会議を開催する。

■本部会議の概要

構成	本部長（町長）、副本部長（副町長）、本部付及び本部員	
協議事項	1. 災害対策本部設置体制の決定	2. 避難所等の開設決定
	3. 避難情報等の決定	4. 自衛隊派遣要請依頼の決定
	5. 災害救助法適用申請の決定	6. 県及び他市町村への応援要請の決定
	7. その他重要事項の決定	

3 本部の標識

総務班は、本部を設置したときは、町役場玄関に「須恵町災害対策本部」の標識を掲示する。

第3 災害対策本部の解散

本部長（町長）は、災害の発生する危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、災害対策本部を解散する。災害対策本部解散の通知は、設置時の通知と同様に行う。なお、災害の規模等により、事後処理を必要とする場合は、各関係課等において継続して対処する。

第4 班の設置及び班長

対策本部に置く班及び班長を構成する組織並びに本部長が班の班長に指名する本部員は、次に掲げるとおりとする。

■本部の組織構成

班の名称	班を構成する組織	班の長となる本部員
総務班	総務課、議会事務局	総務課長
上下水道班	上下水道課	上下水道課長
産業土木班	都市整備課、まちづくり課、ふるさと応援課、地域振興課（農業振興係・産業振興係）	都市整備課長
衛生班	地域振興課（環境・衛生係）	地域振興課長
教育班	学校教育課、子育て支援課、社会教育課	社会教育課長
社会福祉班	福祉課、健康増進課、税務課、住民課	福祉課長
会計班	会計課	会計管理者

各班の所掌事務に関しては、次に掲げるとおりとする。

■災害対策本部事務分掌

班	担当課	事務分掌
総務班	総務課 議会事務局	- 本部会議に関すること - 各班の災害対策の連絡調整に関すること - 人命救助に関すること - 災害救助に関する計画の総括及び活用に関すること - 自衛隊の災害派遣等応援要請事務に関すること - 災害救助法の適用に関すること - 各班からの災害情報及び被害報告の取りまとめに関すること - 防災行政無線の管理運営に関すること - 気象に関する情報の収集伝達に関すること - 消防組合及び消防団への連絡に関すること - 災害対策関係職員の動員に関すること - 町有財産の利用及び警備並びに管理に関すること - 災害対策に必要な財政処置に関すること - 公用自動車の管理運営に関すること - 緊急運送車両の確認申請に関すること - 一般罹災関係の被害状況の取りまとめに関すること - 救助物資の調達に関すること - 災害情報及び災害対策の発表に関すること - その他被災地における民生安定に関すること - 災害広報に関すること - 対策本部外との連絡に関すること - 他班に属さない対策に関すること - 議会对策本部設置に関すること
社会福祉班	福祉課 健康増進課 住民課 税務課	- 災害用主食及び副食（たくあん、梅干、そ菜類等）の調達、確保、供給に関すること - 防災及び、災害復旧従事者並びに罹災者への炊き出しに関すること - 危険区域の避難指示及び誘導に関すること - 避難所設備の確保に関すること - 罹災者相談室の開設に関すること - 身元不明者の処理、手配に関すること - 義援金品の配分に関すること - 社会福祉施設及び児童福祉施設の被害調査並びに応急、復旧に関すること - 避難所の運営に関すること - 要配慮者等の避難処置及び救助活動に関すること - 応急医療及び助産に関すること - 健康相談に関すること
衛生班	地域振興課 (環境・衛生係)	- 衛生資材などの確保に関すること - 被災地の防疫に関すること

第2編 防災組織計画
第2章 町の防災組織

班	担当課	事務分掌
衛生班	地域振興課 (環境・衛生係)	3. 被災地の食品及び環境の衛生に関すること 4. 衛生関係施設の被害状況のとりまとめに関すること 5. その他応急衛生対策に関すること 6. 不燃廃棄物処理に関すること
上下水道班	上下水道課	1. 水道施設の応急復旧に関すること 2. 被災地における飲料水の供給に関すること 3. 上下水道の災害対策に関すること 4. 上下水道の災害状況のとりまとめに関すること 5. 上下水道の復旧に関すること
産業土木班	都市整備課 まちづくり課 ふるさと応援 課 地域振興課 (農業振興係、 産業振興係)	1. 応急農林対策の総括に関すること 2. 農産物及び施設の災害対策に関すること 3. 農業関係被害調査に関すること 4. 病虫害防除対策に関すること 5. 災害時の種子、種苗の確保に関すること 6. 農林生産資材の確保に関すること 7. 中小企業の被害調査及び応急復旧に関すること 8. 罹災農家に対する融資に関すること 9. 罹災商工業者に対する金融に関すること 10. 災害による誘致企業の金融の斡旋に関すること 11. 農地、農業用施設の被害調査に関すること 12. 災害における農地農林道の応急復旧対策に関すること 13. その他応急の土地改良に関すること 14. 応急仮設住宅木材の確保に関すること 15. 貯木災害の対策に関すること 16. 林業関係の被害状況のとりまとめに関すること 17. ため池、用排水、樋門等の水防に関すること 18. 水防対策の総括に関すること 19. 水防資材の確保供給に関すること 20. 災害時における災害区域の応急対策に関すること 21. 河川、道路、橋梁の応急復旧及び交通路の確保に関すること 22. 雨量、水位の観測及び通報に関すること 23. 資機材の調達、確保及び建設機械の動員の調達に関すること 24. その他の応急土木建設対策に関すること 25. 緊急物資の対策に関すること 26. 班に属する災害調査のとりまとめに関すること 27. 応急仮設住宅の建設に関すること 28. 建設業者に対する連絡に関すること 29. 一般及び公営住宅の被害状況調査に関すること 30. 一般及び公営住宅の応急修理に関すること 31. 一般及び公営住宅の復旧対策に関すること

第2編 防災組織計画
第2章 町の防災組織

班	担当課	事務分掌
産業土木班	都市整備課 まちづくり課 ふるさと応援課 地域振興課 (農業振興係、 産業振興係)	32. その他応急の建築対策に関すること 33. 復旧に必要な労務の供給に関すること 34. 町有財産の被害調査に関すること 35. コミュニティ施設の応急復旧に関すること
教育班	社会教育課 学校教育課 子育て支援課	1. 文教施設の応急復旧に関すること 2. 文教関係の被害状況の取りまとめに関すること 3. 応急教育の実施に関すること 4. 園児・児童生徒の避難処置及び救助活動に関すること 5. 園児・児童生徒の保健管理に関すること 6. 罹災児童生徒の学用品の教授等援護処置に関すること 7. 罹災児童生徒に対する医療、防疫、給食に関すること 8. 文化財等の復旧対策に関すること 9. 班に属する災害調査連絡に関すること 10. 避難所の運営に関すること
会計班	会計課	1. 災害関係費の執行に関すること 2. 災害関係物品の出納に関すること 3. 義援金品の受付けに関すること

本部室の配備要員及び連絡活動については、次のとおりとする。

■本部室の配備要員及び活動

本部室に配備する 職員等	連絡活動の基準
総務班長及び班員	1. 対策本部の各班に対する連絡、通報及び本部長の指示の伝達並びに部外機関との連絡 2. 各班及びほかの防災関係機関からの災害情報の把握、整理 3. 災害情報に関する資料の収集、整理及び作成並びに配布 4. 各班からの災害広報資料の収集並びに報道機関との連絡及び情報等の収集
社会福祉班の連絡職員	災害救助に関する情報の収集及び本部室との連絡
各班の連絡担当職員	各班の対策実施状況、被害報告その他の災害情報の把握及び本部室との連絡

※1. 各班長は、本部室配備要員を指名して、上記連絡活動にあたらせるものとする。

※2. 上記の配備要員は一般的基準であって、災害状況によって配備の要員を拡大し、又は縮小することができるものとする。

第3編 災害予防計画

第1章 防災基盤の強化

項目	関連部署	ページ
第1節 土砂災害防止計画	総務課、都市整備課、地域振興課、まちづくり課、ふるさと応援課	58
第2節 治水治山計画	総務課、都市整備課、地域振興課、上下水道課	62
第3節 火災予防計画	総務課、消防団	64
第4節 都市防災化計画	総務課	67
第5節 建築物及び文化財等災害予防計画	都市整備課、学校教育課、子育て支援課、社会教育課	68
第6節 中高層建築物災害予防計画	総務課	72
第7節 一般通信施設、放送施設災害予防計画	各通信事業者	73
第8節 電気施設、ガス施設災害予防計画	各施設事業者	74
第9節 上水道、下水道施設災害予防計画	上下水道課	75
第10節 交通施設災害予防計画	福岡県、警察、都市整備課、九州旅客鉄道(株)、西日本高速道路(株)	77

第1節 土砂災害防止計画

【関連部署】 総務課、都市整備課、地域振興課、まちづくり課、ふるさと応援課

町は、土砂災害を未然に防止するため、危険箇所を把握し、危険箇所における災害防止策をハード・ソフト両面から実施する。

特にソフト面では、県が土砂災害警戒区域等の指定をし、町はそれに基づき警戒避難体制の整備や防災ハザードマップの作成を行うなど、土砂災害の防止に努める。

また、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるよう努めるとともに、災害防止事業の実施時には、環境や景観へも配慮した取り組みを行うよう努める。

町及び県は、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努めるものとする。

第1 土砂災害防止対策

1 土砂災害の定義

名称	定義
土砂災害	急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべりを発生原因として住民の生命又は身体に生ずる被害をいう。
土砂災害警戒区域	土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域で、警戒避難体制を整備する必要のある土地の区域をいう。

名称	定義
土砂災害特別警戒区域	警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域をいう。

2 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定

県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）及び国土交通省が定める「土砂災害防止対策基本指針」に基づく基礎調査を実施し、その結果を公表する。公表にあたっては特別警戒区域に相当する区域がわかるように努める。また、関係市町村長の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域として指定する。

土砂災害警戒区域等の指定を受けた市町村長は、市町村防災計画において警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発表・伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な措置を講じるものとする。

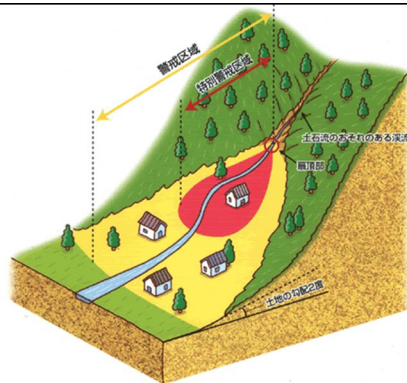
また、指定を受けた区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、市町村は、市町村防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。

なお、県は、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法に基づく災害危険区域の活用等を図るものとし、当該区域が指定されている場合には、関係部局と連携し、その周知を図るものとする。

■土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定基準

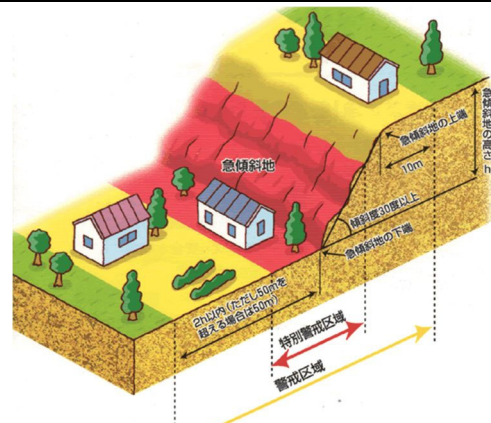
1. 土石流

- ア. 土石流の発生のおそれのある溪流において、
扇頂部から下流で勾配2度以上の区域



2. 急傾斜地の崩壊

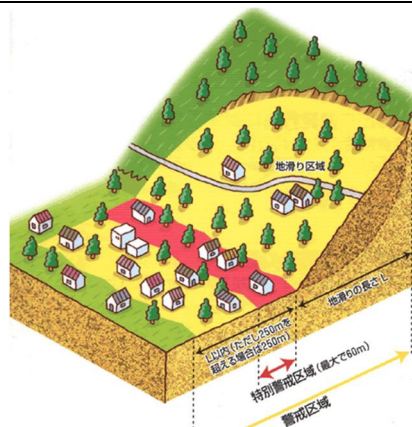
- ア. 傾斜度が 30° 以上で高さ 5m以上の区域
イ. 急傾斜地の上端から水平距離が 10m以内の区域
ウ. 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの 2 倍（50mを超える場合は 50m）以内の区域



3. 地すべり

ア. すべり区域(地すべりしている区域又は地すべりするおそれのある区域)

イ. 地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さ
に相当する距離(250mを超える場合は、250
m)の範囲内の区域



【資料編】1-5 土砂災害(特別)警戒区域指定一覧(P4)

3 土砂災害警戒区域の指定に係る必要事項の周知

土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村長は、市町村防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を印刷物等(ハザードマップ等)で作成し、住民説明会、避難訓練、防災訓練などの場において、利用方法を説明するなど、継続的な住民への分かりやすい周知に努める。

なお、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定後、上記と同様の措置を講ずるものとする。

第2 避難体制の整備

町は、土砂災害の危険がある地区の住民を安全に避難誘導するために、次の項目について措置する。

1 土石流危険渓流の周知

町地域防災計画に土砂災害警戒区域等の情報を掲載するとともに、防災ハザードマップ、ホームページ等において、関係住民及び各関係機関に危険箇所を周知する。

【資料編】1-7 防災ハザードマップ(P8)

2 警戒避難雨量の設定

警戒又は避難を行うべき基準は雨量で定め、関係住民の避難が自主的かつ円滑に実施されるよう設定する。また、必要に応じて簡易雨量計、警報装置等を整備する。

3 自主防災組織の育成

町は、災害情報の収集・伝達、避難、救助等の活動が円滑かつ迅速に遂行されるよう、関係住民の協力を得て、区域の町内会長等を責任者とする自主的な防災組織の育成に努める。

4 危険区域の防災パトロール及び点検の実施

町は、粕屋警察署と連携して危険区域の崩壊による災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、管轄区域内について梅雨期、台風期また豪雨が予想されるときは、随時防災パトロールを実施する。

5 情報収集・伝達体制の整備

情報の収集	町は、日頃から過去の災害事例、気象予警報及び土砂災害警戒情報等を基に、どの程度の雨量があれば土砂災害の発生のおそれがあるかを的確に把握し、その資料を整備しておくものとする。
情報の伝達	町は、住民への情報伝達や危険情報等の収集を行うため、次の措置を講ずる。 1. 危険区域若しくは危険な住戸に防災行政無線、個別受信機の設置を図る。 2. 危険地区の住民に気象予警報や避難等の情報が伝達できるような体制を整備する。 3. 危険渓流周辺の簡易雨量計等の観測と防災パトロール実行者による情報収集・伝達体制を整備する。

6 防災知識の普及

町は、危険地区の住民に対し、日頃から継続的に防災知識の普及を図るとともに、特に土石流による災害の発生する恐れのある時期（梅雨期・台風期）の前や全国的に実施される土砂災害防止月間等において、防災訓練等を実施する。

第3 山地災害対策

1 山地災害危険地の定義

「山地災害危険地」とは、山地災害危険地区調査要領（平成18年7月3日付け18林野治第520号林野長官通知）に基づく調査により、山腹の崩壊、地すべり、崩壊土砂流出の危険性があり、人家又は、公共施設に直接被害を与えるおそれがあるとされた地区をいう。

【資料編】1-3 崩壊土砂流出危険地区(P3)、1-4 山腹崩壊危険地区(P3)

2 山地災害危険地区の周知

町地域防災計画に山地災害危険地区を掲載し、地域住民への周知を図る。

3 防災意識の普及

山地災害が多くなる梅雨期の前に「山地災害防止キャンペーン」期間として、関係機関での山地防災ポスターの掲示、パンフレットの配布及び町と関係機関による危険地区パトロールや施設の点検などを実施し、地域住民の防災意識の普及に努める。

第2節 治水治山計画

【関連部署】 総務課、都市整備課、地域振興課、上下水道課

町は、国、県等との連携のもと、河川、ため池の決壊危険区域並びに山地崩壊等による災害危険区域について、危険箇所の実態把握に努め、計画的に治水、治山の総合的対策を推進し、災害の未然防止に努める。

また、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるよう努めるとともに、災害防止事業の実施時には、環境や景観へも配慮した取り組みを行うよう努める。

さらに、水災については、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「福岡県大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、県、町、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。

町及び県は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。また、地方公共団体は、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

第1 河川対策

町が管理する河川において、過去の災害等の状況を踏まえ、洪水等による水害を予防するための河川改良工事、浚渫等の治水事業を行い、河川管理体制の強化に努める。

1 河川の改修

町内の、県管理河川において、県の改修事業に積極的に協力するとともに、町管理河川についても、護岸の改修や排水路の改良等によって、町内の治水機能の強化に努める。

2 維持管理の強化

重要水防箇所等、平時から町内の河川を巡視し、河川管理施設の状況を把握するよう努める。

また、巡回等により異常を認めたときは、直ちに補修する体制を整備するとともに、必要に応じて県や施設管理者に対し、被害を最小限度に止めるよう、堤防の維持、補修、護岸、水制、根固工の修繕、堆積土砂の除去等を要請する。

3 河川施設の耐震対策

地震による河川施設の崩壊、破損等が予想されるため、河川施設の被害を想定し、堤防、ダム、水門及び排水機場等の町管理河川関連施設について必要なものにおいては、重要度・緊急度の高いものから耐震化工事を行うよう努める。

4 水害防止対策

■氾濫水抑制対策

土のう等の整備	破堤による浸水被害を防止するため、防災センター等に土のうを整備しておく。
---------	--------------------------------------

第3編 災害予防計画
第1章 防災基盤の強化

■警報・避難・水防対策

水防、復旧活動道路の整備	水防・災害復旧活動用道路、避難道路、緊急道路を整備、確保し、水防活動や避難活動等が迅速に行える環境をつくる。
ソフトの充実	防災ハザードマップによる情報提供や水防体制の強化等ソフト対策の充実に努める。
水防資機材の整備	配水ポンプ等の水防活動に必要な資機材を備蓄し、点検・整備する。

【資料編】1-22 水防資材一覧表(P30)

第2 ため池対策

町内には 39 箇所の防災重点ため池が存在し、防災上注意が必要であるため、老朽化等の現状把握に努め、点検・調査の実施に努める。

また、ため池に関するハザードマップの作成にあたっては、ワークショップを開催するなど十分に地域と連携するとともに、作成後においては、説明会や防災学習などの場などを通じて継続的な住民への分かりやすい周知に努める。

1 維持管理の強化

平時よりため池の形状、貯水量等を把握し、堤体や樋管の状況、漏水の有無等を調査し、その結果に基づき、防災上著しい異常を認めたときは、受益者等関係団体と協議の上、補修等の検討を行う。

2 避難情報の収集及び伝達

台風、大雨時、地震時等においては、防災上重視すべきため池の見回り等を行い、河川対策と同様に関係地域住民の安全確保に努める。

【資料編】1-8 防災重点農業用ため池(P10)、1-9 ため池ハザードマップ(P11)

第3 治山計画

町及び県は、関係森林管理署（国有林）と連絡を密にし、森林の持つ公益的機能の維持向上を図るため、適正な保育施業実施に努めるとともに、計画的造林実施を図る。

第3節 火災予防計画

【関連部署】 総務課、消防団

町は、火災の防止に関し、基本的な重要事項として、出火防止の啓発、初期消火の徹底、火災の拡大防止等の多面的な対策を実施する。

第1 消防力の強化

町及び消防本部は、消防力の強化について次の対策を推進する。

1 消防施設の強化

町は「消防力の整備指針」に基づき消防施設の充実強化を図る。

■消防施設の充実強化の内容

1. 人口、気象条件に応じて、消防署の適正配置を行う。
2. 多様化する火災形態に対応できるよう消防ポンプ自動車や高層建物の建築状況を勘案し、はしご付消防自動車の導入検討、また特殊化学消防自動車、救助工作車等の整備を図る。
3. 初動及び活動体制を確保するため、消防署待機宿舎の整備並びに消防機動力、無線通信情報システム及び個人装備等の整備を進める。

2 消防水利の強化

- (1) 「消防水利の基準」に基づき、消防水利の充実多様化に努めることとし、防火水槽、耐震性貯水槽の充実を図る。特に、災害時は、水道施設の破損により消火栓が使用できないことがあるため、耐震性を有する防火水槽を整備するとともに、河川やプールの水利の活用等の検討を行う。
- (2) 消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設や可搬式動力ポンプ等の整備を推進し、地域の消火体制の強化を図る。

3 消防施設等の保全

火災の場合の消防活動、火災その他の災害の場合の行動を迅速に行うため、現有消防ポンプ自動車等の整備並びに性能点検を実施することにより、常にその性能の維持向上を図り、有事の際の即応体制の確立を図る。

4 救助・救急体制の整備

災害事故による傷病者の早期救命を図るため、高規格救急車の導入や救急救命士等の資格取得など隊員の教育訓練を実施する。また、住民に対しては、救命講習会を実施し、災害事故における被害の軽減に努める。

5 総合的な消防計画の策定

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における、消防機関の組織、消防隊の編成、運用及びその他活動体制等について、消防計画を定める。この消防計画は、毎年検討を加え必要に応じ修正する。

6 避難道路周辺等の防護

避難計画の実施にあたり、避難道路周辺等の防護に必要な消防体制を強化するため、施設、車両及び防火水槽等を整備する。

7 消防団の体制整備

消防団組織の整備と活動の充実のため、消防団員の処遇改善や教育訓練の充実を図るとともに、防災資機材格納庫、可搬式動力ポンプ等の施設、装備及び活動資機材の充実、強化を図る。また、消防団員の確保に当たっては、公務員への働きかけ、女性や大学生の入団促進など幅広い層へ働きかけるとともに、「消防団協力事業所表示制度」等を活用して、事業所との連携体制を整備する。

なお、消防団員の確保については、基本団員（全ての活動に参加）の確保を基本とするが、基本団員の確保が困難な場合は、特定の活動や大規模災害等に限定して参加する「機能別団員・分団制度」等により、地域の実情に適した入団促進を行う。

8 消防職団員の教育訓練

消防職員及び消防団員の防災に関する知識及び技能の習得を図るため、県消防学校及び消防大学校に消防職団員を派遣するほか、一般教養訓練の計画を策定し実施する。

9 市町村相互の応援体制の強化

町は、災害時における消防活動の万全を期するため、消防相互応援協定に基づき消防に関し相互に応援するよう努めるとともに、消防相互応援体制の整備を推進し、消防体制の確立を図る。

【資料編】1-18 福岡県消防相互応援協定書(P25)

第2 火災予防対策

町及び消防本部は、火災を予防するため次の対策を実施する。

1 火災予防査察の強化

消防法に規定する予防査察を、消防対象物の用途、地域などに応じ計画的に実施し、常に当該区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生の危険がある箇所の発見に努め、予防対策の指導を強化する。

2 防火管理者制度の推進

消防法第8条の規定により選任されている防火管理者に対し、防火対象物に係る消防計画の作成、消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防施設等の点検、火気の使用等の監督、収容人員の管理、その他防火管理上必要な業務を適切に実施するように指導し、防火管理者制度の推進を図る。

3 住民に対する啓発

災害発生時における住宅からの火災発生を未然に防止するため、住宅防火診断等を通じ、災害発生時の火気使用設備・火気器具の適切な取り扱い、消火器の使用方法等について啓発を行

第3編 災害予防計画

第1章 防災基盤の強化

い、震災時における火災の防止と消火の徹底を図るとともに、住宅用防災機器（住警器）の設置・普及促進に努める。

また、防火訓練、避難訓練を通して、住民の防火意識の向上に努める。

【資料編】1-10 火災発生状況(P10)

4 車両火災予防の推進

消防機関は、一般的予防対策として人命救助の方法、避難誘導、附近建物への延焼防止、危険物対策、高圧電気設備に対する消火方法、関係機関との連絡等について計画を策定する。

5 建築同意制度の活用

建築物の新築、改築等の許可、確認の同意時、防災の観点からその安全性を確保するため、消防法に規定する建築同意制度を実施する。

6 危険物施設の指導

消防法の規制を受ける危険物施設の所有者、管理者に対し、自主防災体制の確率、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、危険物施設等に対する保安の確保を図る。また、消防法の規定による立ち入り検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

【資料編】1-12 危険物施設一覧(P14)

7 自衛消防隊等の育成

事業所、商店街、地域等における自衛消防隊あるいは民間消防組織の結成を促進し、防災訓練等を指導して地域における自主防火体制の強化を図る。

8 火災予防運動の推進

1. 春秋火災予防思想の普及啓発

春秋2回、全国一斉火災予防週間に当たり、住民に対する火災予防思想の普及徹底を強力に推進する。（春の週間：3月1日～3月7日、秋の週間：11月9日～11月15日）

2. 報道機関による防火思想の普及

3. 講習会、講演会等による一般啓発

4. 婦人防火クラブ、幼年消防クラブ等の育成

9 消防設備の普及・整備

町内の事業所等から「消防用設備等点検結果報告書」が提出される際に、避難経路の確保及び消防施設の審査・指導を行う。

10 火災気象通報

町長は、消防法第22条に規定する気象の状況が火災の予防上危険であると認めたとき、又は知事が通報する気象通知を受けたときは、火災警報を発令し、有線放送をもって一般に周知させる。なお、町長が発令する火災警報の基準は、概ね次のとおりとする。

■火災警報の基準

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 実効湿度が、60%以下であって最低湿度 40%を下り、最大風速 7m/ s を超える見込みのとき2. 平均風速 10m/ s 以上の風が、1 時間以上連続して吹く見込みのとき |
|---|

第4節 都市防災化計画

【関連部署】 総務課

社会環境の変貌に伴い建物の密集化により、発生する災害の態様も多様化、複雑化の傾向にあり、都市化の進展に伴い新たな災害発生が予想される。このような状況から災害を防除し、被害を最小限に止めるため、都市空間の確保、建築物の不燃化の促進等を図ることにより、都市の防災化対策を推進する。

第1 建築物不燃化の促進

1 防火、準防火地域の指定

木造住宅や飲食店等が密集している地区は、火災による大きな被害が発生するおそれがあるため、町は、耐火建築物、準耐火建築物又は防火構造の建築を促進する。

2 屋根不燃化及び外壁の延焼防止の促進

町は、木造住宅の延焼火災を防止するため、建築基準法第 22 条の規定に基づく区域の指定について指定権者である県と協議をしていく等により、町民等に対して木造住宅の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を講ずるよう指導していく。

第2 防災空間の確保

1 公園・緑地の整備

公園・緑地は、町民の憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場としての機能の他に、災害時における避難場所、避難経路の確保あるいは延焼を防止するなど多様な機能を持つオープンスペースとしての役割を有している。町は、これらの整備を推進する。

2 農地・林地等の保全

農地や林地等は、雨水の貯留効果やがけ崩れ等の防止効果を有し、延焼火災の遮断や一時的な避難にも有効である。町は、これらの保全のために適切に規制を行う。

第5節 建築物及び文化財等災害予防計画

【関連部署】 都市整備課、学校教育課、子育て支援課、社会教育課

所管施設について、災害時に被害の発生が予想される箇所に対する点検整備を強化するとともに、耐震性、耐火性を保つよう配慮する。特に公立学校等の公共建築物については、不燃化を進めるとともに、老朽施設の更新、補強を進める。また、民間の施設及び一般建築物等については、防災対策の重要性の周知徹底に努め、日常点検を指導するとともに、耐震性強化等の促進に努める。

第1 建築物等に対する災害予防対策

1 建築物等に対する指導

老朽建築物について、構造、敷地、危険度等を調査し、保安上危険である又は衛生上有害であると認められる場合には、補修等必要な措置の指導及び建築物の窓ガラス、外装材等の落下物予防措置やブロック塀等の倒壊防止の指導を行う。

また、がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、建築基準法第39条の規定による災害危険区域の指定を検討し、住宅等の建築制限に努める。

2 公共建築物の堅牢化

避難収容施設等の防災上重要な公共建築物等について、町は、震災対策における公共施設の耐震化を考慮し、当該施設の重要度を考慮して順次整備補強に努める。

3 特殊建築物等の定期報告、指導

- (1) 学校、病院、興業場、公衆浴場、マーケット等特殊建築物及びその設備について、定期的に所有者等からその状況を報告させ、又は、実際に調査し、その結果に基づいて適切な指導を行う。
- (2) 特殊建築物のうち不特定多数が使用するものについては、消防機関と協力し査察を実施し、その結果に応じて、改修等必要な助言、勧告を行う。
- (3) 一定規模以上の特殊建築物及びエレベーター、エスカレーター、特定の建築設備については、定期的にその現状を調（検）査資格者等に調査させ、その結果の報告を求め、防災上必要な助言、勧告を行う。

4 工事中の建築物に対する指導

落下物に対する防護、土留め工事、建方工事の崩壊防止等の工事現場の危険防止について関係機関の指導により安全確保を図る。

第2 建築物等の耐震性の確保

1 公共建築物の耐震性の確保

- (1) 町有施設の耐震性確保に関する方針

ア 新築建築物

新たに建設される町有施設については、地震動時及び地震動後に施設に必要とされる機能や用途の重要性に応じた耐震安全性の確保を図るものとする。

第3編 災害予防計画

第1章 防災基盤の強化

イ 旧耐震基準で建築された建築物

計画的かつ重点的に耐震診断・改修を推進するものとする。特に避難所、応急対策活動に利用される施設、町民が多数利用する施設については、地震動時及び地震動後に施設に必要とされる機能や用途の重要性に応じた耐震安全性の向上に努めるものとする。

ウ 新耐震基準以降に建築された既存建築物

地震時及び地震後に施設に必要とされる機能や用途の重要性に応じた耐震安全性の向上に努めるものとする。

(2) 既存町有施設等の耐震性確保に関する取組

ア 町有施設

福岡県耐震改修促進計画に基づく耐震診断・耐震改修の実施

イ 教育施設等

- ① 学校建築については、仮設等の付属施設を除き原則として、耐震耐火構造とする。
- ② 既存の木造校舎については、順次耐震耐火構造による改築を図る。
- ③ 老朽施設については、更新、補強を図る。
- ④ 社会教育施設、社会体育施設及び文化施設については、地震防災上必要な補強を図る。

ウ 社会福祉施設

社会福祉施設については、地震防災上必要な改築又は補強を図る。

2 一般建築物の耐震性の確保

(1) 新築建築物の耐震性確保に関する取組

建築物全般（建築設備を含む。）及び特定の工作物（一定高さ以上の擁壁、広告塔及び遊戯施設）の安全性の確保については、建築基準法に基づく建築確認申請の審査等を通じ指導を行い、その実効を図るものとする。

(2) 既存建築物の耐震性確保に関する取組

ア 町及び県による取組

- ① 民間建築物の耐震性の向上を図るため、広報の充実や耐震改修促進体制の整備等を図る。
- ② 建築士団体等との連携により、民間建築物の耐震性確保を図る。

イ 県による取組

- ① 耐震化の必要性、耐震工法や施行方法等の技術知識等について、パンフレット等の配布、セミナーの開催等により、広く県民に普及・啓発する。
- ② 市町村が行う耐震改修工事補助事業について、必要な支援を行う。

3 その他の安全対策

(1) 特殊建築物等の定期報告、指導

ア 町及び県は、病院、劇場、映画館、ホテル、百貨店等特殊建築物及びその設備について、定期的に所有者等からその状況を報告させ、必要に応じ実際に調査し、その結果に基づいて適切な指導・助言を行う。

イ 町及び県は、特殊建築物のうち不特定多数が使用するものについては、必要に応じ査察を実施し、その結果に応じて、改修等必要な助言、指示を行う。

ウ 町及び県は、一定規模以上の特殊建築物及びエレベーター、エスカレーター、特定の建築設備については、定期的にその現状を調査資格者等に調査させ、その結果の報告を求め、防

第3編 災害予防計画

第1章 防災基盤の強化

災上必要な助言、指導等を行う。

(2) エレベーター閉じこめ防止対策

町及び県は、定期報告制度等を通じて、所有者等に「P波感知型地震時管制運転装置」の設置を促す等、既設エレベーターの安全確保に向けた取り組みを推進する。

また、保守会社は、閉じ込め等からの早期救出・運転休止からの早期復旧のため、人員の確保、通信の多様化、迅速な移動手段の確保、復旧優先順位の検討等の体制整備を図る。

(3) 窓ガラス等の落下防止対策

町及び県は、地震時に建築物の窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下による危険防止のため、建築物の所有者や管理者に対し、落下防止対策の重要性についての啓発や指導等を行う。

特に、建築物の窓ガラスの耐震設計については、国の「屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造方法を定める件」（昭和46年建設省告示第109号）における改正（昭和53年建設省告示第1622号）以前に建てられた建築物の調査を行い、所有者に必要な改善指導等を行う。

(4) ブロック塀等の倒壊防止対策

町及び県は、ブロック塀等の倒壊防止のため、業界団体等の連携によるブロック塀等安全対策推進協議会と連携し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保の必要性について広く住民に対し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等の普及啓発やブロック塀等の巡回指導等を行う。

(5) 工事中の建築物に対する指導

町及び県は、落下物に対する防護、土留め工事、建方工事の崩壊防止等の工事現場の危険防止について関係機関の指導により安全確保を図る。

(6) 建物内の安全対策

ア 学校校舎

校長は、コンピューターをはじめ、ロッカー、書棚、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止を行い、その安全性を強化するとともに、児童・生徒等、教職員の安全と避難通路が確保できるように、十分配慮する。

イ 社会福祉施設、病院、保育所等

施設管理者は、備品等の転倒落下等の防止を行い、安全性を強化するとともに、入所者、職員等の安全と避難通路が確保できるように、十分配慮する。

ウ 庁舎

施設管理者等は、備品等の転倒落下等の防止を行い、職員等の安全と避難通路確保のための安全性を強化するとともに、コンピューター等に蓄積されているデータの損傷の防止等を行う。

エ 民間建築物

施設管理者は、建物内のタンス、食器棚、本棚、冷蔵庫等の転倒防止や棚上の物の落下の防止やガラスの飛散防止等を行う。

特に、高層建築物については、ゆっくりと大きく揺れる振動の場合、上階ほど揺れが強くなり、大きな被害が出る可能性があることに留意する。

オ 長周期地震動対策

町及び県は、超高層建築物（高さが60m（20階建て程度）を超えるもの）の施設管理者及び施設利用者に対し、長周期地震動による影響が大きいことから、長周期地震動に備え、キャスター付きの什器や家具などに対する転倒防止策の実施や、エレベーター停止や配水管等

第3編 災害予防計画

第1章 防災基盤の強化

の復旧の遅れも予想して3日以上（1週間程度分）の備蓄を実施するよう周知するよう努める。

(7) 公共施設及び危険物施設の点検整備等

町、県及び施設管理者は、道路、河川、ため池、治山施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の機能及び周囲の状況に応じて耐震性等の点検整備を行うものとする。

また、石油類、高圧ガス、毒物劇物及び火薬類等の危険物施設の耐震性の確保、緩衝地帯の整備等を促進するものとする。

(8) その他の対策

自動販売機の転倒、煙突の折損等の防止について、所有者や管理者を指導し安全確保を図る。

第3 文化財災害予防対策

文化財は貴重な国民共有の財産であり、将来にわたる確実な保存には万全の配慮が必要となることから、保護施策を推進するほか、予想される各種災害対策の整備、指導を強化する。

また、文化財の所有者又は管理者は、良好な保存環境のもとに文化財の維持管理に努めるものとし、次の事項を実施し防災対策にかかる思想の普及をはじめ、各種防災対策の徹底を図る。

■文化財の災害予防

1. 文化財に対する町民の防災意識の高揚と愛護精神の普及徹底を図るため、「文化財防火デー」等を活用した広報活動
2. 所有者に対する講習会
3. 火災予防体制等、管理状況の指導
 - ア. 防火管理体制の整備
 - イ. 防火環境の整備
 - ウ. 火気の使用制限
 - エ. 火災危険箇所の早期発見と改善及び見まわり等の実施
 - オ. 自衛消防隊の組織の確立とその訓練
 - カ. 火災発生時にとるべき初期消火等の訓練の実施
4. 施設等の整備の推進及び環境保全とそれに対する助成措置
 - ア. 消火施設
 - イ. 警報設備
 - ウ. その他設備
5. 倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策
6. 各種文化財の点検整備を行い、必要な防災対策の実施に努める。

【資料編】1-24 指定文化財の状況(P32)

第6節 中高層建築物災害予防計画

【関連部署】 総務課

本町の中高層建築物は、町及び県営住宅、一般建築物が該当するが、その所有者、管理者及び建築行政機関、消防機関、警察等は、以下の中高層建築物等における災害を未然に防止するよう努める。

第1 災害予防対策

町は管理者として、また県が行う一般建築物の予防対策に協力し、以下の災害の未然防止に努める。

■災害予防対策の内容

1. 防火避難施設の点検・整備や建築材料の不燃化に関する強化
2. 建築基準法の規定に基づく構造設備等の設置及び維持状況を点検するとともに、違法な状態にあるものについては、必要な改善の実施及び一般建築物の所有者に対しては、県と協力し、必要な改善、又はその設備の使用禁止等の必要な措置を講じるよう努める。

第2 消防本部と連携した指導の強化

消防法の規定に基づく検査等を強化し、消防用設備等の設置、維持状況及び防火管理体制等について、消防関係法令の規定に適合しないもの及び火災が発生した場合、人命に危険があると認められる場合については、必要な改善を行い、また一般建築物所有者等に対し、必要な助言及び改善を行うよう努める。

第3 管理者及び所有者の責務

利用者に対し、平時から以下の災害防止策に努め、効率的に避難できる体制及び情報伝達方法等の確立に努める。また、避難訓練等の実施を行い、利用者の避難誘導體制に万全を期する。

■災害防止策の内容

1. 避難施設（非常用口、非常階段、照明等）の点検及び利用者への周知
2. 非常用昇降機の点検・整備
3. 消防計画及び自衛消防組織の整備促進
4. 防火管理者、火元責任者等の防災知識に関する向上への取り組み
5. 消防用設備等、火器使用設備及び器具点検・整備
6. その他設備等の落下、倒壊防止策の強化

第4 非常用通信設備の充実

非常用通信設備及び消防機関等への通信設備等の強化を図る。

第5 ガス事業者との連携

ガス利用者との連絡体制、出動体制及び現場の連携体制等、平時よりその体制強化に努める。

第6 警察

中高層建築物等の災害の特殊性にかんがみ、町及び消防機関と連携体制を図り、災害防止の観点から所有者に対し、必要な指導・助言を行う。

第7 各種研究の実施

町、消防機関、警察及びその他防災関係機関並びに所有者等は、中高層建築物の災害発生の防止及び被害の軽減を図るため、実態調査結果及び過去における災害の経験をもとにして、各機関がそれぞれの立場において次の事項について研究を実施するよう努め、中高層建築物の総合的、計画的な防災体制の整備充実を図る。

■研究事項

1. 建築防災技術、建築構造設備に関すること
2. 消防技術、消防用施設及び消防用設備に関すること
3. 避難計画及び誘導体制に関すること
4. 災害時における群集心理に関すること
5. 排煙技術その他災害の防止に関すること

第7節 一般通信施設、放送施設災害予防計画

【関連部署】 各通信事業者

通信事業者は、電気通信設備等に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該施設を災害から防除し、一般通信サービスを確保するための予防措置を講ずる。

また、通信事業者は、通信設備の浸水防止対策、町及び県の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組みを推進することに努める。

第1 国内通信施設災害予防対策（西日本電信電話株式会社等）

西日本電信電話株式会社福岡支店、NTT コミュニケーションズ株式会社、株式会社 NTT ドコモ九州等の電信電話事業者は、防災業務計画、災害等対策規定に基づき具体的な措置を定めて、災害等異常時の電気通信サービスの確保を図るため、電気通信設備について予防措置を講じ万全を期する。

第2 放送施設災害予防対策（日本放送協会）

日本放送協会福岡放送局は非常災害が発生し、又は発生するおそれのある場合における放送電波の確保を図るため、日本放送協会災害対策規程（同災害対策実施細目）を定め、放送設備、局舎設備等について各種予防措置を講じ、災害報道の確保に万全を期する。

第8節 電気施設、ガス施設災害予防計画

【関連部署】 各施設事業者

電気、ガスは日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであり、万一、災害によりこれらの施設設備が被害を受けた場合、住民の避難、救命・救助、安否確認等の応急対策活動などに支障をきたすとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、その供給は緊急性を要するため、電気、ガス事業者はこれらの供給を円滑に実施するための措置を講ずる。

第1 電気施設災害予防対策（九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社）

台風、地震等の非常災害時の電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に努める。

1 防災体制

本店、本店直轄機関及び現業機関等は、防災業務計画に基づき非常災害時の具体的措置を定める。

2 防災訓練

本店、本店直轄機関及び現業機関等は、災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。また、国及び地方自治体等が実施する防災訓練には、積極的に参加する。

3 防災関係機関との連携

- (1) 県及び電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。
- (2) 県及び電気事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力に努めるものとする。

第2 ガス施設災害予防対策（ガス事業者）

風水害、地震等の災害によるガス施設の被害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、ガスの製造・供給にかかる設備、体制及び運用について、総合的な災害防止対策を推進する。

1 防災体制

本社及び各製造所（供給所含む）、導管を管理する事業所において、「防災業務計画」などにより、非常体制の具体的措置を定める。

2 広報活動

需要家に対して、災害発生時におけるガス使用についての注意事項、ガス事業者の保安対策、広報体制についてチラシ、パンフレット、新聞、テレビ等の広告、検針票・領収証、学校教育の場等を利用してPRを行う。

また、新聞・テレビ・ラジオ等の報道機関に対して、災害等の情報を速やかに連絡できるルートを確認しておくと共に、放送例文等を預託するなど、ガスの保安確保に関する町民PRへの協力を依頼する。

【資料編】1-13 須恵町ガス管理設箇所図(P16)

第9節 上水道、下水道施設災害予防計画

【関連部署】 上下水道課、都市整備課

町、上下水道事業者は、上下水道の施設の災害時の被害を最小限にとどめ、かつ可及的速やかに被害施設の復旧を可能にするために、必要な施策を実施する。

第1 上水道施設災害予防対策

1 基本方針

水の確保は災害時の生命線であり、水道施設・設備の安全性の確保については、非常用施設・設備が被災を受けにくいものとする必要があるであり、町及び水道事業者は、災害による水道の被害を最小限にとどめ、速やかに水の供給を確保するため、給水体制の整備並びに施設の整備増強を推進する。

2 対策

上水道毎に、供給体制などについて、施設等の総合的な点検検討を行い、その結果に基づいて、近隣水道事業者との緊急時用連絡管や給水用資機材の確保などを含め必要な施設の整備増強を図る。

3 計画の内容

災害発生時における緊急の応急体制、連絡体制、復旧体制について、平時より以下の内容について、体制の強化と推進に努める。

- (1) 水道施設・設備の整備及び安全性の確保として、水道施設ごとに優先度を検討し、施設の新設・改良計画に合わせ水道施設の災害予防対策を推進する。
- (2) 取水口・取水ポンプ井・導水管路の保守に努めるとともに耐震整備補強を行う。
- (3) 着水井・沈殿池、緩速濾過池等の常時監視を実施して保守につとめるとともに耐震整備補強を行う。
- (4) 老朽管の布設替え及び配水幹線のループ化を推進する。
- (5) 復旧資材の備蓄を行う。
- (6) 水道管路図、給水台帳等の整備を行う。

第2 下水道施設災害予防対策

1 基本方針

近年の市街化の進展に伴い、浸水災害等の被害を防止するため、雨水、下水の迅速な排除が行なえるよう施設の整備増強を図る。

町は、下水道の整備を推進し、市街地の雨水排水機能を強化し、県が実施する流域下水道事業については、積極的に整備促進を図り、また、町が実施する公共下水道事業については、流域下水道と整合を図りながら整備促進を図る。

2 対策

- (1) 雨水整備区域の一層の整備促進を図る。
- (2) 緊急連絡の体制を整えるとともに、被災時の復旧体制の確立を図る。
- (3) 緊急用機材の計画的な確保に努める。
- (4) 管渠及び処理施設の系統の多重化に努める。

3 計画の内容

- (1) 雨水排除整備の推進

「下水道基本計画」に基づき、雨水排除区域について検討を行い、雨水排水整備を行う。

- (2) 連絡体制、復旧体制の確立

災害対策要領等の策定	災害時の対応を定めた災害対策要領などを策定し、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急措置等をあらかじめ定めておく。また、同要領に定められた対応が確実に機能するように訓練を実施する。
応援体制の整備	町下水道指定工事店及びテレビカメラ調査実施業者の協力を得て、ライフラインの早期確保を図るための体制を整備する。また、他の地方公共団体との広域応援体制を確立する。

- (3) 緊急用機材の計画的な確保

発電機などの緊急用、復旧用機材を計画的に確保する。

- (4) 管渠及び処理施設の多重化

必要に応じて系統の多重化、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

第10節 交通施設災害予防計画

【関連部署】 福岡県、警察、都市整備課、九州旅客鉄道（株）、西日本高速道路（株）

道路、鉄道等の管理者は、災害を防止するため所管する施設等の実態を把握し、災害時においても常に健全な状態が維持できるよう諸施設の整備等を行うものとする。

また、基幹的な交通施設については、代替路を確保するための道路ネットワークの整備、航空交通ネットワークの機能強化、施設・機能の代替性の確保、各交通施設間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送手段の確保、風水害に対する安全性の確保に努め、避難経路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路については、必要に応じ、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限等を図る。

第1 道路施設

1 緊急交通路、緊急輸送道路ネットワーク

(1) 緊急交通路

警察は、風水害及び大規模災害発生時における緊急通行車両の通行を確保すべき道路（以下「緊急交通路」という。）を選定し、緊急交通路を重点に道路及び施設等の安全性の強化に努める。

なお、緊急交通路は、高規格幹線道路として整備された高速自動車国道、都市高速道路及びその他の自動車専用道路が対象となり。本町では九州縦貫自動車道が対象となる。

(2) 緊急輸送道路ネットワーク

県は、緊急交通路等を十分踏まえ、幹線的な道路並びにこれらの道路と防災拠点とを連絡する道路、又は防災拠点を相互に連絡する道路を選定し、安全性の強化に努める。

本町で対象となる主な緊急輸送道路は以下のとおりである。

区分	道路種別	路線名
第1次	高速道路	九州自動車道
	一般道	県道 35 号 筑紫野古賀線の一部
第2次	一般道	県道 35 号 筑紫野古賀線の一部
		県道 60 号 飯塚大野城線
		県道 91 号 志免須恵線
第3次	一般道	町道 上須恵平原線

(3) 災害における交通マネジメント

ア 九州地方整備局は、九州地方整備局は、災害時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、必要に応じて「災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という。）」を組織する。

イ 県は、町の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、九州地方整備局に検討会の開催を要請することができる。

2 道路施設の点検・整備計画

(1) 道路防災点検

町は、風水害等時における道路機能の確保のため、所管道路について、道路防災点検を実施し、対策工事の必要な箇所を指定して、道路の整備を推進する。

(2) 道路啓開用資機材の整備

町は、事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材の分散配置、増強に努めると共に、あらかじめ建設業者、団体との間で協定等を締結し、事前に道路啓開用資機材の整備に努める。

(3) 交通安全施設の防災機能強化

町は、緊急交通路として確保すべき道路を重点に交通信号機、交通管制システム等の交通安全施設の停電対策、及び復旧対策等の防災機能の強化を図る。

(4) 道路冠水対策

道路管理者は、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努める。

(5) 除雪体制の整備

積雪のため道路交通に支障をきたすおそれがある場合に、交通の確保を図るため除雪作業等の出動体制を整備する。

第2 鉄道施設

1 九州旅客鉄道（株）

(1) 防災訓練

九州旅客鉄道（株）は、事故、災害発生時に、適切な処置がとれるよう、防災訓練を実施する。以下にその内容を示す。

1. 非常呼出訓練	2. 避難誘導訓練	3. 消火訓練	4. 脱線復旧訓練
-----------	-----------	---------	-----------

(2) 防火関係資機材の点検・整備

九州旅客鉄道（株）は、救援車、車両台車緊締用品、照明用具、ジャッキ類等を常に点検・整備し、完全な状態にしておく。

(3) 避難誘導體制等の周知

ア 事故、災害発生時、駅においてはホーム、改札口等で利用客に見やすい場所に利用客誘導上必要な情報の内容を掲示するとともに、随時放送を行い情報の周知徹底を図る。

イ 列車においては、乗客に速やかに不通の状況、その列車の運行状況、接続関係等について詳しく案内するとともに、状況に応じて適切な誘導に努める。

第2章 町・町民等の防災力の向上

項目	関連部署	ページ
第1節 町民が行う防災対策	総務課	79
第2節 自主防災体制の整備計画	総務課	84
第3節 企業等防災対策の促進計画	総務課、地域振興課	88
第4節 防災知識の普及啓発	総務課	90
第5節 防災訓練計画	総務課、消防団	95

第1節 町民が行う防災対策

【関連部署】 総務課

防災対策において、町民一人ひとりが「自らの身の安全は自ら守る」という防災の基本に基づき、自ら各種の手段を講ずるとともに、地域の防災活動に参加する等、平常時から災害に対する備えを進めることが肝要である。

よって、町は、町報、ホームページ、防災ハザードマップ等を用いて、災害時の心得等を周知し、家庭、職場、地域等において防災・減災の取り組みに配慮するとともに、防災訓練等の実施により、町民に対する防災意識の高揚を図る。

第1 町民が行う主な防災対策の内容

1 防災に関する知識の習得

- (1) 台風、大雨、洪水等の災害に関する基礎知識
- (2) 過去に発生した災害の被害状況
- (3) 自分の住んでいる地域の災害の種類や災害危険箇所の把握
- (4) 災害時にとるべき行動（初期消火、警報・注意報発表時や避難情報発令時の行動、避難方法、避難所での行動、的確な情報収集等）

2 防災に関する家族会議の開催

- (1) 避難場所・経路の事前確認
- (2) 非常持出、備蓄品の選定
- (3) 町防災行政無線の戸別受信機の作動確認
- (4) 家族の安否確認方法（福岡県災害情報配信システム「防災メール・まもるくん」、NTT 災害用伝言ダイヤル「171」や携帯電話の災害用伝言板の活用等）
- (5) 災害時の役割分担（非常持出品の搬出、幼児や高齢者に対する責任等）等

3 非常用品等の準備、点検

- (1) 水、食料、衣料品、医薬品、携帯ラジオ、懐中電灯等の非常持出品
- (2) 3日分相当の水・食料・生活必需品、毛布等の非常備蓄品
- (3) 消火用具、スコップ、大工道具等資機材の整備

- 4 住宅等の安全点検、補強の実施(屋根や植木鉢の飛散防止、飛来物によるガラス飛散防止等)
- 5 応急手当方法の習得
- 6 町、県又は地域(自治会、自主防災組織等)で行う防災訓練、防災講習会等への積極的参加
- 7 地域(自治会、自主防災組織等)が行う、地域の相互協力体制の構築への協力等
- 8 愛護動物との同行避難や避難所での飼養に対する準備

第2 家庭における心得

1 平常時の心得

- (1) 家の中の安全な場所、非常用持出品の配置位置、地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認するよう心がける。要配慮者のいる家庭は、その避難方法も確認する。
- (2) 自分の住まいの周辺や避難経路に、氾濫の危険のある河川や水路、急傾斜地やひび割れのある斜面又は裂け目がある崖、地震による被害を受けるような危険な箇所がないか、防災ハザードマップで周知するとともに、平時の生活の中で現地確認等の事前把握に努める。
- (3) 飲料水、非常食品、救急用品等の非常持出品及び非常備蓄品の準備に努める。
- (4) 町の防災訓練及び地域による防災訓練に進んで参加するよう努める。
- (5) 共助による取組みの重要性を認識し、日頃より隣近所と災害時の協力について話し合うよう努める。
- (6) 浸水の可能性があるところでは、高いところへ貴重品を移動するなど準備に努める。
- (7) 建物の補強、家具の固定をするなど、家庭内での対策に努める。

2 大雨・台風等風水害発生時の心得

- (1) 雨が強くなってきたら、気象情報、雨量情報、河川水位情報、避難情報等に注意し、災害情報等の収集に努める。
- (2) 外出は必要最低限に留めるよう心がける。風水害時に田畑の確認、屋根の修理等を行って被災する事例(特に高齢者)が多発しているため、風水害発生時の外出は最低限に心がける。
- (3) 被害が大きくなる前にいつでも避難できる準備を行い、危険を感じたら、あるいは避難情報が発令されたらすぐに避難できる体制を整える。「これくらいの雨なら大丈夫」と思っているうちに、避難できなくなるため、各自で安全に避難できるタイミング等、危機管理の意識向上に努める。
- (4) 緊急安全確保の指示が発令された場合や各自の判断により、腰まで水につかる、水の流れる速い、夜間など、避難場所への避難がかえって危険と判断される場合、無理せず建物の2階以上のできるだけ崖や斜面から離れた部屋などに避難(垂直避難)し、救助を待つ判断を身に付ける。
- (5) 子どもには、おんぶ紐で子どもを背負うなど工夫するとともに、絶対に子どもから目を離さないよう細心の注意を払う。
- (6) 避難の際には、裸足、長靴は使用せず、紐でしめられる運動靴を履くよう心がけ、長い棒を杖がわりにして水路等の安全を確認しながら避難する。
- (7) 避難途中において、家に忘れ物を取りに帰り、道中で被災するケースもあることから、一度避難したら安全が確認されるまで帰らないよう心がける。

- (8) 車は浸水すると、水圧でドアが開かなくなったり、パワーウィンドウが動かなくなったりして脱出不能になる可能性があるため、状況に応じた車の使用を検討する。避難所までの距離が遠い地域については、安全なタイミングで避難するよう心がける。
- (9) お年寄りや子供、乳幼児、身体の不自由な人などの要配慮者が安全に避難できるような組織づくりや支援体制を構築し、避難の際は声をかけて協力することを心がける。

3 竜巻災害発生時の心得

- (1) 竜巻は、短時間で狭い範囲に集中し、甚大な被害をもたらすため、以下の前兆現象に気付いたら速やかに避難体制をとる。
- ア 低く黒い雲が接近し、周辺が急に暗くなる
- イ 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする
- ウ ヒヤッとした冷たい風が吹き出す
- エ 大粒の雨やヒョウが降り出す
- (2) 避難のポイント
- ア 屋内では、窓やシャッターなどを閉め、外壁からは離れ、中心部に近い所に移動するなど
の対応を図る。
- イ 屋外では、倒壊の危険がある物置や車庫及び橋の下などは危険であるため、近くの丈夫な
建物に避難するか、無い場合は近くの水路やくぼみに身を伏せて両腕で頭と首を守る体勢を
取るよう心掛ける。

4 土砂災害発生時の心得

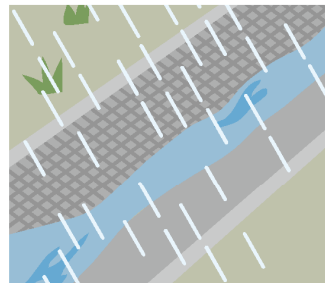
- (1) 土砂災害は、突然発生し、逃げる余裕がないことが多いことから、避難情報の発令前でも、
前兆現象（前触れ）に気づいた場合や自分の住んでいる場所が危険な場合、積極的に自主避
難を実施できる体制を整えておく。
- ア 土石流の前兆現象
- ① 山鳴りがする。
 - ② 川が濁り、流木が混ざり始める。
 - ③ 雨が降り続けているのに、川の水位が下がる。



山鳴りがする。



川の流れが濁り、流木
が混ざりはじめる。



雨が降り続けているのに
川の水位が下がる。

イ 地すべりの前兆現象

- ① 地面がひび割れたり、陥没したりする。
- ② 擁壁や家にひびが入ったり、電柱や樹木が傾いたりする。
- ③ 家の戸が開かなくなる。
- ④ 沢や井戸の水が濁ったり、減少したりする。

ウ がけ崩れの前兆現象

- ① がけに割れ目ができる。
- ② がけから濁った水がわき出る。
- ③ わき水が濁る。
- ④ がけから小石がバラバラ落ちてくる。



がけに割れ目が見える。 がけから水が噴出する。 がけから小石がバラバラ落ちてくる。

- (2) 土砂災害は一気に襲ってくるため、避難のポイントを覚えておき、早めの避難を心がける。
また、屋外へ避難することがかえって危険な場合は、2階以上の斜面から離れた部屋で安全を確保するよう心がける。



一般的に、がけ崩れの土砂は、地面が平らなところはがけの高さの2倍の距離までくると言われています。

避難する場合は、**がけからできるだけ遠く**に逃げてください。



溪流沿いの低い土地から離れてください。
土石流のスピードはとても速い(時速20~40km)ので、土石流を見たら、**流れに直角の方向**に逃げましょう。また土石流が曲がる箇所では、かなり高い位置まで土石流がかけ上がるので、曲がりの外側のほうが内側より危険性が高くなります。

5 地震時の心得

- (1) まず最優先に自分の身の安全を図る。
- (2) 散乱したガラスの破片等に十分注意する。
- (3) すばやく火の始末をし、出火している場合は落ち着いて初期消火に当たる。
- (4) あわてて戸外に飛び出さず、部屋の窓や戸、玄関のドアを開けて出口を確保する。
- (5) 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。
- (6) 周辺に山地やがけがある場合は山崩れやがけ崩れに注意する。
- (7) 車での避難はなるべく避け、徒歩での避難に努める。非常持出品は必要最小限にする。
- (8) 近隣の住民等と協力し合い、人命の救出及び応急救護を行う。
- (9) テレビ・ラジオや市からの正しい情報収集に努め、情報に惑わされないよう注意する。

6 外出時の心得

(1) 風水害時

河川上流付近の局所的な大雨により、河川の水位が急激に上昇する危険性を考え、天候の変化に留意し、雷が鳴ったり雨が降り始めたりしたら、急いで安全な場所へ移動するという判断を身に付ける。

(2) 地震時

ア 住宅地では、路上の落下物（エアコンの室外機・ベランダのプランターなど）や倒壊物（自動販売機・電柱・街路樹など）に注意しながら、公園などの安全な場所へ避難する。

イ 繁華街では窓ガラスや看板、ネオンサイン、外壁の落下に注意する。かばんなどで頭を保護して公園などの安全な場所へ避難する。広い場所へ逃げる余裕がない場合は、耐震性の高い鉄筋コンクリート構造のビルに逃げ込む。

ウ 山地・丘陵地では、落石に注意しながら、山ぎわや急傾斜地など、山崩れやがけ崩れの起こりやすい危険な場所から遠ざかる。地盤が緩くなっているおそれがあり、余震や降雨等で土砂災害の危険が高いため、地震後なるべく近付かないようにする。

エ スーパー・コンビニ等の屋内施設では、商品の散乱やショーケースの破損などに注意しながら、かばんや買い物かご等で頭を守る。

オ 自動車を運転中のときは、急ハンドル、急ブレーキを避け、ハザードランプを点灯して徐々に減速し、緊急通行車両の通行の妨害とならないよう、道路の左側に停止させる。停止後は、揺れが収まるまで待機し、ラジオで地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。車を置いて避難するときは、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

【資料編】1-1 砂防指定地(P1)、1-2 道路危険箇所(P2)、1-3 崩壊土砂流出危険地区(P3)、1-4 山腹崩壊危険地区(P3)、1-5 土砂災害（特別）警戒区域指定一覧(P4)、1-7 防災ハザードマップ(P8)、1-10 火災発生状況(P12)、1-11 救急出動状況(P13)、1-12 危険物施設一覧(P14)、1-14 気象庁震度階級解説関連表(P17)、1-21 指定避難所一覧(P29)

第3 職場における心得

1 平常時の心得

- (1) 消防計画、予防規程、事業継続計画（BCP）等が整備されている場合は、各自の役割分担と災害対応の準備に努める。
- (2) 消防計画、事業継続マネジメント（BCM）等により避難訓練の実施に努める。
- (3) 災害を想定し、出入り口付近に物を置かない、窓ガラスに飛散防止フィルムを貼る、PCやコピー機、デスク、ロッカー等重量物の転倒防止対策を行うなどの措置に努める。
- (4) 重要書類等の非常持出品の確認に努める。
- (5) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えた取組みに努める。

2 災害発生時の心得

- (1) 無理に帰宅行動をとらず、状況に応じて職場にとどまることも検討する。
- (2) エレベーターの使用は避け、階段を使用する。
- (3) 近くの職場同士で協力し合い、人命の救出及び応急救護を行う。

第2節 自主防災体制の整備計画

【関連部署】 総務課

災害時においては、地域住民、事業所等の自主的な初期防災活動が災害の拡大を防止するため、極めて重要である。町及び県は、地域住民、事業所等が迅速かつ的確な行動がとれるよう、地域住民による自主防災体制の育成・指導を行い、協力体制の確立に努める。その際、多様な世代が参加できるような環境の整備に努めるとともに、特に女性の参画の促進に努める。

第1 自主防災体制の整備方針

- 1 住民等は、大規模災害時に防災行政機関の活動が遅滞するような事態に対し、被害の防止・軽減を図るため、「自分の命は自分で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」をスローガンに、個人・家庭、地域、自主防災組織が平常時及び災害発生時のそれぞれの役割を自覚し、備えを図る。
- 2 町、県は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期消火活動や救出・救護活動の実施、避難所・避難ルート等の周知・安全確認、避難行動要支援者の避難の誘導・安否確認等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図るなど、住民等の自主防災意識の向上と自主防災体制の整備の促進に努める。

第2 自主防災体制の整備

1 組織

自主防災に関する主な組織は、次のとおりである。

自主防災組織	自治会等で地域住民が自主的に組織し、設置するもの。
施設、事業所等の防災組織	多数の人が利用する施設及び危険物等を取扱う事業所において、管理者が自主的に組織し、設置するもの。
公共的団体等の防災組織	婦人会、アマチュア無線協会等の公共的団体等が自主的に組織し、設置するもの。

2 活動内容

自主防災組織による活動内容は、次のとおりとする。

(1) 平常時の活動内容

ア 自主防災組織の防災計画書の作成

- ① 地域及びその周辺の危険が予想される箇所の点検及びその状況と対策に関すること。
- ② 地域住民の任務分担に関すること。
- ③ 防災訓練の時期、内容等及び町が行う訓練への積極的な参加に関すること。
- ④ 防災関係機関、組織本部、各班及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換に関すること。
- ⑤ 出火防止、消火に関する役割、消火剤その他資機材の配置場所等の周知徹底、点検整備に関すること。
- ⑥ 避難場所、避難道路、避難情報の伝達、誘導方法、避難時の携行物資に関すること。
- ⑦ 負傷者の救出、搬送方法、救護所の開設に関すること。
- ⑧ 救助用資機材の配置場所及び点検整備に関すること。
- ⑨ その他自主的な防災に関すること。

第3編 災害予防計画
第2章 町・町民等の防災力の向上

イ 防災知識の普及

正しい防災知識を一人ひとりが持つよう映画会、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。主な啓発事項は、災害等の知識及び平常時における防災対策、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等である。

ウ 防災訓練の実施

総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、災害発生時の対応に関する事項を主な内容とする防災訓練を実施する。この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、町等と有機的な連携を図る。また、要配慮者に配慮した訓練の実施に努める。

■防災訓練の種類

種類	内容
情報の収集及び伝達の訓練	防災関係機関から情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。
出火防止及び初期消火の訓練	火災の拡大・延焼を防ぐため消防用器具を使用して消火に必要な技術等を習得する。
避難訓練	避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。
救出及び救護の訓練、災害時に利用できる医療機関の把握	家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。負傷者を医療機関に搬送する場合に備え、地域ごとに災害時に利用できる医療機関を把握する。
炊き出し訓練	災害時の電気や都市ガスなどのライフラインが寸断された状況の下、自ら炊出しができるよう実施する。
災害図上訓練	町の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。
その他の地域の特性に応じた必要な訓練	

エ 防災用資機材の整備・点検

消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検を行う。

オ 自主防災地図（防災マップ）の作成

地域に内在する危険や、災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成して掲示し、あるいは各戸に配布することにより的確な防災計画書の作成を容易にするとともに、一人ひとりの防災対応行動の迅速、的確化を図る。

カ 地域内の他組織との連携

地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、身体障がい者相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努める。

① 自主防災組織と昼間人口を構成する人々との連携の促進

地域社会においては、居住地と従業地（勤労者の勤務地や学生の活動拠点等）とが異なる住民も少なくないことから、比較的体力がある若手や学生が多く、防災活動においては非常に貴重な戦力となりうる。

そこで、従業地の自主防災組織は、防災知識の普及、防災活動の体験の機会の提供などを実施し、災害時に従業地の自主防災組織と安全に共に活動できるよう、ひいては居住地

第3編 災害予防計画

第2章 町・町民等の防災力の向上

での自主防災組織活動にも協力できるよう啓発・研修等に努める。

② 自主防災組織と地域コミュニティとの連携の促進

地域社会においては、自治会や町内会の高齢化や組織率の低下、活動の鈍化等が進行し、防災訓練や災害時の防災活動を行うとき、体力的に無理を強いることがある。

一方、地域社会では、自治会や町内会のみならず、小・中学校PTA、スポーツ・文化クラブ、祭り実行委員会、地域おこしグループ等のコミュニティも存在する。このようなコミュニティは比較的体力があり、地域に愛着のある者が多く、防災活動においては非常に貴重な戦力となりうる。

そこで、このようなコミュニティに対しても、地域の自主防災組織とともに、防災知識の普及、防災活動の体験の機会の提供などを実施し、災害時に自主防災組織活動に協力できるよう、その際に安全に共に活動できるよう啓発・研修等に努める。

(2) 災害発生時の活動内容

ア 初期消火の実施

家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講ずるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ、小型動力ポンプ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

イ 情報の収集・伝達

地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を地域住民等に伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動の実施に努める。

ウ 救出・救護の実施及び協力

崖崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者が発生したときは、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用した速やかな救出活動の実施に努める。また、自主防災組織では救出できない者については、防災関係機関による救出活動の円滑な実施に必要な情報の提供等を行う。さらに、負傷者に対し応急手当を行うとともに、医師の救護を必要とする者があるときは救護所等へ搬送する。

エ 避難の実施

町長等から避難情報が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導するとともに、自らも避難する。

避難の実施に当たって、次の点に留意する。

- ① 市街地では火災、落下物、危険物、山間部や起伏の多いところではがけ崩れ、地滑りなどの危険がないかを確認しながら避難誘導する。
- ② 円滑な避難行動がとれるよう、荷物は必要最小限度とする。
- ③ 避難行動要支援者は、地域住民の協力のもとで避難させる。

オ 炊き出し及び救助物資の支給に対する協力等

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となる。これらを円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても炊き出しを行うほか、町が実施する給水、救援物資の支給に協力する。

3 自主防災組織の育成・指導

町は基本法第5条の規定に基づき、自主防災組織育成の主体として位置付けられており、その組織化に積極的に取り組む。

- (1) 自治会等に対する積極的な設立推進の取組み及び指導助言、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成及び女性の参画促進を図る。
- (2) 県と協力し、自主防災組織のリーダー等を育成するための研修会等の開催、防災士等の防災人材の育成強化と地域参画の支援等を通じ、自主防災活動の強化を図る。
- (3) 自主防災組織の円滑な活動を期するため、地区公民館を中心とした活動拠点において、防災倉庫設置及び防災資機材等の配備を行う。
- (4) 災害時における自主防災組織の活動が的確に行える情報伝達手段の整備、協力要請、活動指導等について必要な措置を講じる。
- (5) 町内外の自主防災組織の好事例を集め、管内で広報するとともに、連絡・実働体制が整っているか、要支援者を的確に把握しているか、必要な防災資機材を確保しているか、避難場所・避難経路を的確に把握しているか等、各地域の組織の現状把握に努め、優秀な自主防災組織の表彰を行う等、町内全域において自主防災組織の育成・推進を図る。
- (6) 町防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町防災計画に地区防災計画を定める。必要がないと判断した場合は、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした住民等に通知する。

4 自主防災組織活動の促進と消防団との連携

町は、自主防災組織に対して適切な指導を行うとともに、消防団と自主防災組織との連携を通じて、自主防災組織の訓練その他の活動の充実が図られるよう努めるとともに、消防団が自主防災組織の訓練に参加して資機材の取扱いの指導を行ったり、消防団経験者が自主防災組織の役員に就任したりするなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図るよう努める。また、自主防災組織の教育訓練において消防団が指導的役割を担うための措置を講ずるよう努める。

5 水防団、水防協力団体の育成強化

町及び県は、水防団（消防団）及び水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図る。

また、青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定するなどし、水防活動の担い手の確保、その育成、強化を図る。

6 一定の地区内における住民と事業所が共同した自発的な防災活動の推進

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この際、必要に応じ、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成することが望ましい。また、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなどして町と連携し防災活動を行う。

なお、素案の提案は、その内容が町防災計画に抵触するものでない場合に、提案者全員の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）を記載した提案書に、当該計画の素案、計画案を行うことができる者であることを証する書類（防災訓練のための交通の禁止又は制限に係る標示の様式等）を添えて行う。

当該素案が町防災計画の地区防災計画に定められた場合は、当該地区防災計画に関する住民等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するよう努める。

第3節 企業等防災対策の促進計画

【関連部署】 総務課、地域振興課

第1 目的

大地震、洪水等により企業・組織が甚大な被害を受けた場合、仮に廃業を免れても、復旧に時間がかかり顧客を失うと、その後に回復は容易ではないことが実例からも示されている。

さらに、近年、企業等は生産効率の向上等を目指して分業化及び外注化を進めてきたことから、原材料の供給、部品の生産、組立、輸送、販売などに携わる企業等のどれかが被災すると、サプライチェーン全体が止まり、国内はもちろん世界的にも影響を及ぼしかねない状況となる。

このような中で、企業等は、自らの生き残りと顧客や社会への供給責任等を果たすため、どのような事態が発生しても重要な事業が継続・復旧できるよう、事業継続マネジメント（BCM）を導入する必要性が一層高まっている。

また、事業継続マネジメント（BCM）は、社会や地域における企業等の責任の観点からも必要と認識されるべきである。災害対策基本法に基づく国の「防災基本計画」においても、「災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するよう努める」ことが、企業の果たす役割の一つとして記載されている。

第2 企業等の事業継続マネジメント（BCM）の取組み

企業等は、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献・地域との共生、事業継続の重要性等を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業継続計画（BCP）の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。

なお、計画の策定の際は、「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」（内閣府）が示した「事業継続ガイドライン～あらゆる危機的事象を乗り越えるための戦略と対応～（平成25年8月改訂）内閣府」等を参考として、地域の実情に応じた計画策定に努める。

第3 企業等の防災活動

企業等は、「消防団協力事業所表示制度」を活用した企業等のイメージアップや、消防団との協力、連携強化を進める等、次の防災活動に努める。

- 1 災害時の顧客や従業員の安全確保、二次災害等の防止を図るため、自主的な自衛消防隊等を編成し、次の活動を行う。とくに、平常時における事業活動で培った組織力や専門的な資機

第3編 災害予防計画

第2章 町・町民等の防災力の向上

材、スキルは、多様な応急対策活動が可能であるほか、その事業所の業務に見合った応援（帰宅困難者への一時避難対策の施設の提供、食料や飲料水及び生活必需品の提供など）も行える特徴があり、地域防災力向上の鍵といえるものである。

- (1) 従業員等の防災教育
 - (2) 情報収集伝達体制の確立
 - (3) 火災その他災害予防対策
 - (4) 避難体制の確立
 - (5) 防災訓練の実施
 - (6) 応急救護体制の確立
 - (7) 飲料水、食料、生活必需品等災害時に必要な物資の確保（備蓄）
 - (8) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対策
- 2 地域コミュニティの一員として、平常時から地域住民、自主防災組織等と連携して災害に対応する仕組みの構築に努める。
- 3 企業等の自主的判断による地域貢献だけでなく、町や防災関係機関が行う災害対策の一部を企業等が、その得意な業務において協力することについて、あらかじめ協定を締結するなど、平常時から町や防災関係機関との連携に努める。
- 4 災害時の事業活動の維持又は早期の機能回復は、都市機能回復に重要な役割を果たす一方、企業等は災害による被害を最小化し、自らの存続を図っていかなければならない。そのため、バックアップシステムの整備、要員の確保、安否確認の迅速化などにより、災害時に事業活動が中断した場合に、可能な限り短期間で重要な機能を再開できるような経営戦略の策定に努める。

第4 町及び県の役割

1 防災訓練への参加の呼びかけ

企業を地域コミュニティの一員として防災訓練等の機会をとらえ、企業等に対し防災訓練等の周知を行い、積極的参加を呼びかける。

2 事業継続マネジメント（BCM）への取組みの普及啓発

町及び県は、企業等に対して事業継続マネジメント（BCM）の導入のための普及啓発に努める。さらに、県においては、国や関係団体等と連携し、事業継続計画（BCP）策定に関するセミナーの開催等を行い、企業の事業継続計画策定を推進する。

3 事業所との消防団活動協力体制の構築

町は、「消防団協力事業所表示制度」等を活用し、事業所との消防団活動協力体制の構築を図る。なお、制度の円滑な運用を行うため、消防庁が示した「消防団協力事業所に関する要綱」等を定め、地域の実情に適した消防団協力事業所の推進を定める。

※消防団協力事業所表示制度

消防団員の多くが被雇用者という状況の中、消防団の活性化のためには、被雇用者が入団しやすく、かつ消防団員として活動しやすい活動環境を整備することが重要である。

消防団協力事業所表示制度は、事業所の協力を通じて事業所の消防団活動への協力が社会貢献として広く認められると同時に、地域防災体制がより一層充実されることを目的とした制度であ

る。また、事業所が、市町村等の定める協力を行っている場合には「消防団協力事業所表示制度」表示マークを事業所に掲示したり、市報等で防災協力事業所であることを地域住民に紹介したりしている。

4 企業の防災に係る取組の評価

町及び県は、企業の防災に係る取組について、優良企業表彰等により、企業の防災力向上に努める。

5 金融的支援

各種災害対策編の「災害復旧・復興計画」に示す「被災者等の生活再建等の支援」を基に、支援を行う。

第4節 防災知識の普及啓発

【関連部署】 総務課

災害に強いまちづくりを推進するため、町、県及び防災関係機関等は、職員に対し防災教育を行うとともに、相互に密接な連携を保ち単独又は共同して、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する知識の普及を推進する。

第1 町民等に対する防災知識の普及

町、県、自主防災組織及び防災関係機関は、町民に対し、過去に発生した災害被害などを示しながらその危険性を周知させるとともに、災害発生時に町民が的確な判断に基づき行動できるよう、防災に関する知識の普及啓発を図るものとし、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。その際には、要配慮者への対応や被災時における性のニーズの違い等にも留意する。

町及び県は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者の中から性暴力・DVの被害者も加害者も出さないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

また、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

さらに、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、ハザードマップや防災に関するテキスト、マニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を行う。

なお、ハザードマップ等の活用には、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）に惑わされないこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

1 一般啓発

(1) 啓発の内容

- ア 災害に関する基礎知識や、5段階の警戒レベル、災害発生時、警報等発表時、避難指示・高齢者等避難の発令時に具体的に取るべき行動に関する知識
- イ 過去に発生した災害被害に関する知識
- ウ 備蓄に関する知識
 - ① 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
 - ② 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- エ 住宅等における防災対策に関する知識
 - ① 住宅の補強、防火に関する知識
 - ② 家屋内のタンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒防止、棚上の物の落下、ブロック塀の転倒による事故の防止、ガラスの飛散防止、火災予防等の家庭における防災対策に関する知識
- オ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備
- カ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- キ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にとるべき行動
- ク 土砂災害警戒区域等に関する知識
- ケ 緊急地震速報、防災気象情報、避難情報に関する知識
- コ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- サ 指定避難所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- シ 避難生活に関する知識
- ス 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- セ 応急手当方法等に関する知識
- ソ 早期自主避難の重要性に関する知識
- タ コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識
- チ 災害時の家族内の連絡体制の事前確認
- ツ 災害情報の正確な入手方法
- テ 要配慮者への配慮
- ト 災害時における風評による人権侵害を防止するための知識
- ナ 出火の防止及び初期消火の心得
- ニ 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- ヌ 被災地支援に関する知識（小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になること等）
- ネ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- ノ その他の必要な事項

(2) 啓発の方法

- ア テレビ、ラジオ及び新聞等の活用
- イ 広報誌、パンフレット、ポスター等の利用

第3編 災害予防計画
第2章 町・町民等の防災力の向上

- ウ 映画、ビデオテープ等による地区説明会の開催
- エ 各種相談窓口の設置
- オ 消防団、防災士※を通じた啓発
- カ 講演会、講習会の実施
- キ 防災訓練の実施
- ク インターネット（ホームページ）の活用
- ケ 防災ハザードマップ等の利用
- コ 広報車の巡回による普及

※防災士

防災士制度は、阪神・淡路大震災を教訓として、民間の防災リーダーを可及的速やかに養成することを目的に日本防災士機構が開催する防災士養成講座を受講し、免許を交付する制度である。

防災に関する十分な意識・知識・技能を有し、家庭・地域・職場において、知識と技術を効果的に発揮できる者としている。

【資料編】1-1 砂防指定地(P1)、1-2 道路危険箇所(P2)、1-3 崩壊土砂流出危険地区(P3)、1-4 山腹崩壊危険地区(P3)、1-5 土砂災害（特別）警戒区域指定一覧(P4)、1-7 防災ハザードマップ(P8)、1-10 火災発生状況(P12)、1-11 救急出動状況(P13)、1-12 危険物施設一覧(P14)、1-21 指定避難所一覧(P29)

2 社会教育を通じての普及

社会教育においては、PTA、成人学級、社会学級、青年団体、婦人団体等の会合及び各種研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。

また、啓発の内容は、町民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

3 学校教育を通じての普及

学校教育の中での防災教育は、地域の災害リスクに基づいた防災教育を、多数の人々を対象に、体系的かつ継続的に実施しうる条件を最も有している。そのため、幼稚園から大学まで一貫した方針の下に防災教育が実施された場合、大きな効果をあげる可能性がある。

このことを念頭に、児童・生徒等、教職員及び保護者に対して、学校における教育活動の機会（防災訓練、防災関係行事、教科指導、課外活動、授業参観等）を通じて、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じて、災害に関する基礎的知識や災害から身を守るための知識・方法を中心にした啓発を行う。

また、町及び県は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

第2 児童・生徒に対する防災教育

学校の教育活動全体を通じて、児童生徒が、発達段階に応じて知識を習得するとともに、体験的な活動を通して、自らの判断で行動する態度や能力を育成する防災教育を推進する。

1 防災に関する知識の習得

- (1) 学習指導要領に基づく、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動等を通じた学習指導の充実を図る。
- (2) 自然災害の発生メカニズム、応急手当等、基本的な知識に関する指導の充実を図る。
- (3) 先進事例や地域の特性を踏まえた学習指導の充実を図る。

2 周囲の状況に応じ、安全に行動する態度や能力の育成

- (1) 日頃から、身の回りに潜む危険を認識し、回避する能力の育成を図る。
- (2) 災害時に、想定にとらわれず、自らの命を守り抜くために最善を尽くす避難訓練等の体験的な活動の実施を図る。
- (3) ボランティア活動等を通じた安全で安心な社会づくりに進んで貢献する態度の育成を図る。

3 防災管理・組織活動の充実・徹底

- (1) 校長を中心とした防災教育推進委員会等の設置に努める。
- (2) 教職員研修の充実にも努める。
- (3) 自然災害に係る学校安全計画や危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の充実を図る。
- (4) 家庭、地域、関係機関と連携した推進体制の構築に努める。

第3 職員に対する防災教育

町、県及び防災関係機関は、平常時の的確な防災対策の推進と災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、次により防災教育の普及徹底を図る。

また、町、国、県及び防災関係機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材育成を体系的に図る仕組みを構築するとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

1 教育の方法

以下に示す方法等を繰り返し実施することにより、防災教育と防災意識の向上に努める。

- (1) 新任研修
通常の新任職員研修の一項目として行う
- (2) 職場研修
各職場では、防災訓練等にあわせて以下の項目に重点を置いた研修を実施する
ア 各職場の災害予防事務及び応急対策事務の確認等
イ 各職場の初動時の活動要領の確認等
- (3) 研修会、講習会、講演会等の実施
- (4) 見学、現地調査等の実施
- (5) 防災活動手引等印刷物の配布

2 教育の内容

- (1) 災害に関する知識
 - ア 災害種別ごとの特性、災害発生原因についての知識等に関すること
 - イ 当該地域の災害特性、災害別・地域別危険度等に関すること
 - ウ 過去の主な被害事例をもとにした災害対応等に関すること
- (2) 町防災計画、及び各機関の防災体制と各自の任務分担等に関すること
- (3) 職員として果たすべき役割について
- (4) 初動時の活動要領（職員の動員体制、情報収集伝達要領、無線取扱い要領等）
- (5) 防災知識と技術向上に関すること
- (6) 防災関係法令の運用等に関すること
- (7) その他の必要な事項について

第4 防災上重要な施設の管理者等の教育

防災上重要な施設の管理者に対し、防災教育を実施し、その資質の向上を図るとともに、特に、消防訓練等を通じて、出火防止、初期消火及び避難等、災害時における行動力、指導力を養い、緊急時に対処しうる自主防災体制の強化を図る。

また、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設や駅等不特定多数の者が使用する施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等の管理者については、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。

1 指導の方法

- (1) 防災上重要な施設の管理者等に対し、防災訓練や技能講習を含む講習会を実施し、各事業所等の災害時における防災体制の強化を推進する。
- (2) 事業所独自、あるいは、地域単位での避難訓練、講習会等を通じて災害時における行動力の強化を推進する。
- (3) 防災上重要な施設の管理者等に対し、自主的研究会や連絡等を通じて防災知識等の普及を促す。
- (4) 災害時における出火防止、初期消火及び避難誘導等必要事項を盛り込んだパンフレット等を配布する。

2 指導の内容

- (1) 町防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と自主防災体制について
- (2) 災害の特性及び過去の主な被害事例等の周知と対応について
- (3) 危険物施設等の位置、構造及び設備の保安管理について
- (4) パニック防止のための緊急放送等の体制準備について
- (5) 出火防止及び初期消火等の災害時における行動体制について

第5 防災知識の普及に際しての留意点等

町及び県は、防災週間等を通じ、積極的に防災知識の普及・広報活動を実施するものとする。さらに、防災知識の普及の際には、要配慮者や子育て中の親子等にも十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時における多様な性のニーズの

違い等男女双方に十分配慮するよう努める。

また、町及び県は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

第6 防災意識調査

町は、住民の防災意識を把握するため、防災訓練参加者や防災意識アンケート調査等の実施に努め、今後の防災行政の推進に努める。

第7 防災訓練の伝承

町及び県は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、住民自らが災害教訓の伝承に努めるよう災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、広く町民が閲覧・情報発信・共有できるよう住民が災害教訓を伝承する取組を支援する体制を整えることに努める。

第5節 防災訓練計画

【関連部署】 総務課、消防団

町、県及び防災関係機関は、地域防災計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化及び住民の防災思想の高揚を図ることを目的に、関係機関等と住民その他関係団体及び要配慮者も含めた地域住民等と一体となった各種災害に関する訓練を継続的に実施する。

第1 総合防災訓練

- 1 町及び県は、災害時の防災体制の万全を期するため、自衛隊をはじめ防災関係機関及び住民の協力を得て地震、大雨等による災害を想定し、情報の収集・伝達、災害対策本部設置、被災地偵察、避難誘導、救出救助、医療救護、火災消火、交通規制、救援物資の輸送、給水給食等の各訓練を総合的に実施する。また、実施にあたっては、学校、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等との連携を図るとともに、要配慮者に十分配慮した訓練を行う。
- 2 「災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定」等の広域応援協定に基づく広域合同訓練についても積極的に行うことを考慮する。

■総合防災訓練の訓練事項

1. 災害対策本部設置・運営訓練	2. 非常参集訓練	3. 情報収集・伝達・広報訓練
4. 緊急通信の確保訓練	5. 応援要請訓練	6. 初期消火訓練
7. 救出訓練	8. 救護訓練	9. 避難誘導訓練
10. 給水・給食訓練	11. 防疫訓練	

第2 各種訓練

1 応急対策計画確認訓練

応急対策計画の実効性の確認を主眼とした訓練を実施するものとする。なお、訓練は以下の要領で実施するものとする。

- (1) 町及び県、関係機関は、応急対策の流れ、情報連絡系統（連絡窓口）等の確認訓練の実施、また、防災協定締結先機関の協力を得て、協定内容とその実効性、協定先担当者、要請手続等の確認を行う。
- (2) 訓練形態としては、個人単位でのイメージトレーニング（個人において災害対応の初動時からの活動をイメージし、その活動を遂行する上でのポイントや問題点を整理する訓練）、課単位での図上訓練、関係機関・団体の協力を得て実施する災害対策本部図上訓練等、種々の方法を用いて、応急対応能力の向上を図る。
- (3) 災害対策本部の運営を円滑に行うことが極めて重要であり、災害情報から災害対応が円滑に出来るよう、災害図上訓練の実施に努める。また、地域における防災力の向上を図るため、住民を対象とした災害図上訓練や防災ワークショップ等を実施し、地域防災力向上の取組みを推進する。なお、県は町が実施する図上訓練への実施指導、技術的支援を行うとともに、住民向け図上訓練のモデル事業を実施し、さらに、モデル事業の結果等を踏まえ、災害図上訓練の実施手引書を作成し、その普及に努める。

2 職員動員訓練

町及び県は、災害時における災害対策の万全を期するため、職員動員体制の整備を図るとともに、職員動員訓練等の実施に努める。

3 非常通信訓練

町及び県、関係機関は、災害時において、有線通信系が不通となり、又は利用することが著しく困難な場合に、無線通信系における通信の円滑な運用を図るため、防災行政無線や親局と子局間のアンサーバック機能、災害時優先電話等を利用した非常通信に関する訓練の実施に努める。

4 水防訓練

町及び消防本部、消防団、県、九州地方整備局（河川事務所）は、水防活動の円滑な遂行を図るため、職員・団員の動員、河川・水路等の氾濫等に対する警戒、予警報等の伝達、水位雨量観測、水防資機材等の輸送、水防工法、避難等の訓練に努める。

5 消防訓練

町及び消防本部、消防団は、災害時における災害規模、災害事象に応じた消防計画の習熟を図り、突発的な災害に対処できるようにするため、非常招集、通信連絡、住民の避難誘導、火災防御技術、救助等の訓練を実施する。

消防団（水防団）は、以下の本団及び10分団で組織する。

第3編 災害予防計画
第2章 町・町民等の防災力の向上

■町の消防団（水防団）

分団名	地区	分団名	地区
本部分団	南米里、大島原、川子1、川子2	乙植木分団	乙植木
佐谷分団	佐谷	旅石分団	旅石
上須恵分団	上須恵、一番田	飛越分団	西原、旭ヶ丘
須恵分団	須恵、城山、藤浦	新生分団	山の神、恵西、昭穂
甲植木分団	甲植木、長礼	新原分団	新原

6 医療救護訓練

災害発生直後の医療救護活動が実効あるものとして機能するように、日頃から実践に即した訓練等を実施する。

具体的災害設定を行い、災害発生直後の医療情報の通報・収集や要請・指令に基づく医療救護班の緊急出動、傷病度合による選別等や症例に応じた応急医療・広域搬送など、机上訓練を含め、実際に即した医療救護訓練を実施する。

各医療機関は、自ら被災することを想定して災害対策マニュアルを作成するとともに、業務継続計画の作成に努めるものとする。また、作成したマニュアルに基づく自主訓練の実施に努めるものとする。災害医療統率者等を対象とした研修、講習会については、基幹災害拠点病院において実施する。

7 施設・事業所等の訓練

保育所、小学校、中学校及び町防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、町及び消防本部の指導のもと避難訓練等の実施に努める。また、町及び消防本部は、各事業所の消防計画及び防災計画に基づき、避難訓練等を実施するよう指導する。

8 その他の訓練

防災関係機関は、単独又は共同で、避難誘導、救出救助、災害情報の収集・伝達及び災害装備資機材習熟訓練等災害活動に必要な訓練を実施する。

第3 住民の訓練

町及び防災関係機関は、自主防災組織等住民の防災行動力の向上を資するため、住民を主体とした次の訓練に対し、資機材の貸与、助言者の派遣等により積極的に援助する。

また、要配慮者等住民参加による訓練等を積極的に行う。

■住民の訓練内容

1. 出火防止訓練	2. 初期消火訓練	3. 避難訓練	4. 応急救護訓練
5. 災害図上訓練	6. 情報の収集及び伝達の訓練	7. 炊き出し訓練	
8. その他の地域の特性に応じた必要な訓練			

第4 防災訓練に際しての留意点等

町及び県は、防災週間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施する。

また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。町及び県は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合住民の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。訓練後には評価を行い、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次の訓練に反映させるよう努める。

さらに、訓練の際には、避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時における多様な性のニーズに十分配慮するよう努める。

また、避難訓練を行う場合には、災害遭遇時の人間の心理、すなわち、災害に直面した場合に避難することを躊躇することが多いという心理特性も意識するように努める。避難行動を開始するには、その心理特性を理性的に取り払って避難を開始する必要があることを住民に理解させ、避難を率先して行う者をあらかじめ指名するなど、避難行動を早期に開始し他の住民も後に続くような方策を考慮するよう努める。

第5 訓練準備段階での課題及び訓練結果の地域防災計画等への反映

防災訓練を準備する過程で把握された問題点や課題、訓練を通じて得られた教訓・課題を訓練終了後整理し、その結果を町地域防災計画の改正や次回訓練の際に有効に活用する。

第3章 効果的な応急活動のための事前対策

項目	関連部署	ページ
第1節 広域応援体制等整備計画	総務課、消防団	99
第2節 防災施設・資機材等整備計画	総務課、都市整備課、まちづくり課、ふるさと応援課	101
第3節 災害救助法等運用体制整備計画	総務課、まちづくり課、ふるさと応援課	107
第4節 気象等観測体制整備計画	総務課	107
第5節 情報通信施設等整備計画	総務課	108
第6節 広報・広聴体制整備計画	総務課、まちづくり課、ふるさと応援課	111
第7節 二次災害の防止体制整備計画	総務課、都市整備課、地域振興課、消防団	113
第8節 救出救助体制の整備	総務課、消防団	115
第9節 避難体制等整備計画	総務課、社会教育課、学校教育課、子育て支援課、福祉課、健康増進課、住民課、地域振興課	116
第10節 交通・輸送体制整備計画	総務課、都市整備課	125
第11節 帰宅困難者支援体制の整備	総務課、福祉課、健康増進課、まちづくり課、ふるさと応援課	127
第12節 医療救護体制整備計画	福祉課、健康増進課、住民課	129
第13節 要配慮者（避難行動要支援者）安全確保体制の整備計画	総務課、福祉課、健康増進課、学校教育課、子育て支援課、住民課	134
第14節 災害ボランティアの活動環境等整備計画	総務課、まちづくり課、ふるさと応援課、福祉課、健康増進課	141
第15節 災害備蓄物資等整備・供給計画	総務課、上下水道課、福祉課、健康増進課、都市整備課、住民課	143
第16節 住宅の確保体制整備計画	総務課	147
第17節 保健衛生・防疫体制整備計画	福祉課、健康増進課、地域振興課	148
第18節 ごみ・し尿・災害廃棄物処理体制整備計画	福祉課、健康増進課、地域振興課、上下水道課	148
第19節 農業災害予防計画	地域振興課	150

第1節 広域応援体制等整備計画

【関連部署】 総務課、消防団

大規模災害時における応急対策をより迅速・的確に実施するためには、広域的な支援・協力体制が不可欠であることから、各関係機関において相互応援の協定を締結する等、災害発生時に各

第3編 災害予防計画

第3章 効果的な応急活動のための事前対策

主体が迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるように努める。また、大規模な災害による同時被災を避ける観点から、近隣の地方公共団体に加えて、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結にも考慮する。

第1 市町村間の相互協力体制の整備

町は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、平常時から福岡県消防相互応援協定に基づく消防相互応援の体制整備を推進するとともに、近隣の市町村と大規模災害時に備えた相互応援協定を締結し、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるよう努める。

【資料編】1-18 福岡県消防相互応援協定書(P25)

第2 町、県と自衛隊との連携体制の整備

町、県及び自衛隊は、「福岡県大規模災害対策連絡協議会」における協議や防災訓練の実施等を通じ、平常時から連携体制の強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り決め、自衛隊に書面にて連絡しておくとともに、相互の情報連絡体制の充実に努める。

【資料編】5-3 防災関係機関通信窓口(P105)

第3 防災関係機関の連携体制の整備

1 共通

町は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、町及び県等は、食料、水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

2 消防機関

消防本部は、「緊急消防援助隊受援計画」等に基づき、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の体制整備に努める。

3 県

県は、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の体制の充実に努めるものとする。

県は、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。

県は、災害時の福祉支援体制の整備のため、災害派遣福祉チーム（DWAT）等の整備に努めるものとする。

県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。

第4 受援計画

町、県及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に受援計画を位置付ける。

町及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

- 1 受援計画には、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、応援隊の災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の集結・活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等のほか、受援に必要な事項を記載するものとする。
- 2 職員は、派遣先の被災地において、被災市町村から援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで、各自で賄うことが出来るよう自己完結型の体制を心掛ける。

第5 広域応援拠点等の整備

町は、災害の状況により広域拠点となる応援隊の受入れ・活動調整の拠点となる場所、施設等を選定、整備し、関係機関と情報を共有する。

第2節 防災施設・資機材等整備計画

【関連部署】 総務課、都市整備課、まちづくり課、ふるさと応援課

町、県、防災関係機関は、応急対策の円滑な実施のために、必要な施設及び資機材等の整備、充実に努める。

第1 災害対策本部体制の整備

町、県及び防災関係機関は、発災段階あるいは警戒段階において、効果的に災害に対応するため、災害対策本部体制等の整備を図る。

1 初動体制の整備

町、県及び防災関係機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。その際、例えば、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員が徒歩参集可能な範囲での必要な宿舎の確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討する。

また、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災等などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう参集訓練等の実施に努める。

さらに、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のための職員初動マニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

また、町の災害対策本部体制等の設置運営についてのマニュアル作成や訓練等に対して、県に助言・指導を依頼するよう努める。

2 登庁までの協議体制の整備

勤務時間外の災害発生に備え、本部長等の幹部職員の登庁を待つことなく、必要な意思決定を行う必要がある。

そのため、迅速・確実な連絡が可能なように、関係職員の連絡体制は常に最新のものとし、特に休日・夜間の連絡体制、携帯電話での一斉メールの配信等の体制を整えるよう努める。

3 災害対策本部室等の整備

町、県及び関係機関は、以下の点に留意して災害対策本部室等の整備を行う。

(1) 災害対策本部の代替施設

本庁舎内に災害対策本部設置が不可能となった場合に、災害対策本部機能を代替する施設を確保するものとし、この施設についても、建物の耐震化等の安全性や通信機能、非常用電源施設等の災害対策本部として有すべき機能を備えるよう努める。

(2) 自家発電機

エンジン発電式のみならずその他の代替エネルギーシステムの活用についても検討を行うよう努める。

(3) 災害対策本部室・事務局室の確保・配置方法、電話の余裕回線の確保

(4) 災害対策本部等防災基幹施設の通信、電力等の優先復旧体制

(5) 応急対策用地図

(6) 手回し等自家発電機能付携帯型ラジオ

4 関係機関等の参画

町は、災害対策本部における意見聴取・連絡調整等の際、県出先機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

5 人材の確保

町、県及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、緊急の派遣に応じることのできる職員をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、町及び県は、退職者などの活用や、民間の人材確保方策について検討する。

第2 防災中枢機能等の確保充実

町、県、防災関係機関及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努める。

- 1 保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムや電動車の活用も含めた自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、想定復旧期間を超える場合などを想定した燃料の備蓄及び点検に努めるものとする。また、災害時において情報を迅速かつ的確に把握し的確な防災対策が実施できるよう、自ら管理する情報システムについても災害時の各種安全対策方針に基づき、引き続きシステムの多重化・高度化、自治体間クラウドサービスの導入の検討など所要の対策にも配慮するものとする。

第3編 災害予防計画

第3章 効果的な応急活動のための事前対策

- 2 物資の供給が困難な場合を想定した食料、飲料水等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備に努める。
- 3 通信途絶時に備えた衛星通信等の整備を検討し、非常用通信手段の確保を図るものとする。
また、災害情報の管理システムの構築や既存システムの多重化・高度化、自治体間クラウドサービス※等の導入の検討など、実情に沿った情報伝達手段の構築を進める。

※クラウドサービスの利用

自治体が所有する行政情報等の電子データを、データセンター等の民間事業者が提供する情報システムに集約し、ネットワーク経由で利用・管理する仕組み。

これにより、本部となる庁舎が被災した場合にも、ネットワークに接続できる施設環境であれば、庁舎から離れているデータセンターに情報が保存されていることから、早期に行政機能の回復・維持を図ることが可能となる。

- 4 町及び県は、燃料に関して、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進する。

第3 防災拠点施設の確保・充実

町、県及び防災関係機関は、災害時に地域における災害対策活動の拠点となる施設に対し、施設の耐震・耐火対策を図るとともに、災害時に必要となる物資等の備蓄に努める。

町は、防災拠点施設として町内2箇所に防災センターを設置し、会議室、備蓄倉庫、防災倉庫、災害用資機材等を確保しており、今後も防災拠点施設を各所に増設する予定である。

■防災センター一覧

名称	住所
須恵町防災センター	須恵町大字須恵 771
東部防災センター	須恵町大字佐谷 1181-1

また、災害発生時の停電を想定し、再生可能エネルギー等の導入を検討し、災害時でも最大限機能を維持できるよう努める。

九州地方整備局及び西日本高速道路株式会社、福岡県道路公社、福岡北九州高速道路公社は、高速道路のサービスエリア等を警察機関、消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援に努める。

第4 災害用臨時ヘリポートの整備

1 計画方針

町は、災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できる臨時ヘリポートの選定、整備に努める。

2 臨時ヘリポートの選定基準等

町は、臨時ヘリポートの選定場所として、学校の校庭、公共の運動場等から、次の基準等に留意して選定する。選定場所は次のとおりとする。

第3編 災害予防計画
第3章 効果的な応急活動のための事前対策

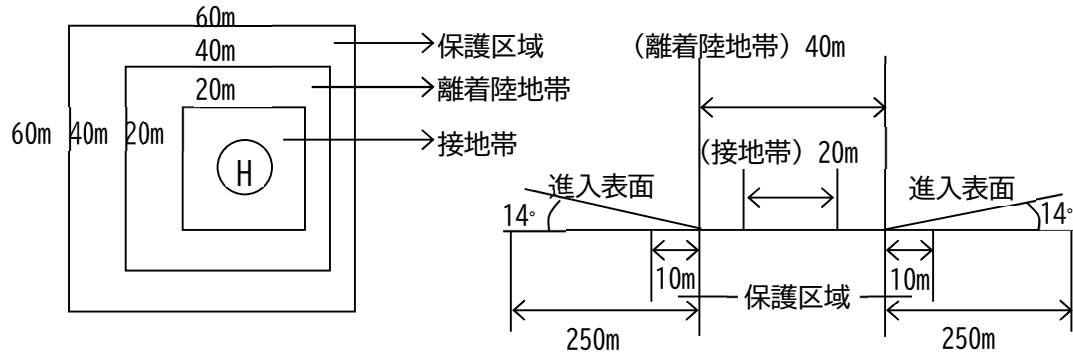
■臨時ヘリポート一覧

名称	所在地	広さ(巾×長さ)
須恵町民健康広場	須恵町大字上須恵 1170	89×95

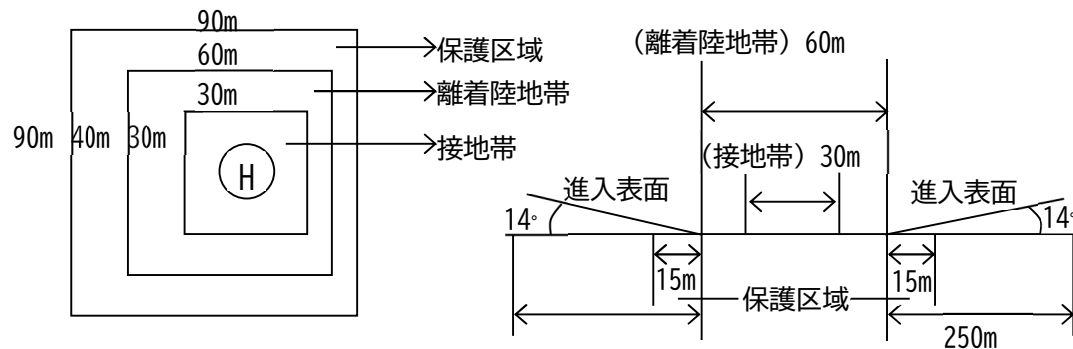
(1) 臨時ヘリポートの基準

臨時ヘリポート設定時の目安要件を示す。

ア 中型 (AS365、ベル 412 等以下) のヘリコプターの場合



イ 大型 (V-107、A332 等以上) のヘリコプターの場合



- 注1) 離着陸地帯とは、ヘリコプターの離着陸のために設けられた設置帯を含む矩形部分をいう。接地帯を除き、約30cm程度までの高さを限度として、できるだけ平坦でなければならない。
- 注2) 接地帯とは、離着陸地帯の一部であって、ヘリコプターが離陸浮揚では着陸接地に使用する矩形部分をいい、使用機の全長以上を一边とする図に示す広さを目安とする。表面の傾斜は3°以下で、使用機の運航に十分耐え得る強度でなければならない。
- 注3) 保護区域とは、ヘリコプターが離着陸する際の吹き下げ流等を考慮し、安全を確保するため、離着陸地帯の外側に設けるスペースであり、図に示す幅を目安とする。

【資料編】1-19 臨時ヘリポート一覧(P28)

(2) 臨時ヘリポートの表示

ア 各石灰等を用い、接地帯の中央に直径5m程度の円を書き、中にHの字を標示する。なお、積雪時は墨汁、絵具等明瞭なもので行う。

イ 旗又は発煙筒等で風を表示する。

(3) 危険防止上の留意事項

ア ヘリコプターの離着陸は、風圧等による危険を伴うため、警戒員を配置し、関係者以外の者及び車両等の進入を規制する。

イ 離着陸帯及びその周辺には、飛散物等を放置しない。

ウ 砂塵の発生が著しい場所では、散水等の事前措置を講ずる。

エ 航空機を中心として半径20m以内は、火気厳禁とする。

3 県への報告

町は、新たに臨時ヘリポートを選定した場合、町防災計画に定めるとともに、県に次の事項を報告（略図添付）する。また、報告事項に変更を生じた場合も同様とする。

■報告事項

1. 臨時ヘリポート番号	2. 所在地及び名称	3. 施設等の管理者及び電話番号
4. 発着場面積	5. 付近の障害物等の状況	6. 離着陸可能な機種

4 臨時ヘリポートの管理

町は、選定した臨時ヘリポートの管理について、平素から当該臨時ヘリポートの管理者と連絡を保つなど現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう配意しなければならない。

第5 装備資機材等の整備充実

1 計画方針

防災関係機関は、応急対策の実施のため、災害用装備資機材等を、あらかじめ整備充実するものとする。また、備蓄（保有）資機材等は、随時点検を行い、保管に万全を期するものとする。

2 整備項目

(1) ヘリコプターの増強

(2) 特殊車両の増強

ア 交通規制標識車

イ オフロード二輪車

ウ トイレカー

エ キッチンカー

オ 給水車

カ その他災害活動に必要な車両

(3) 特殊車両の増強

可搬式標識・標示板等交通対策用資機材、トランシーバー等携帯型無線機、衛星携帯電話

3 備蓄（保有）資機材等の点検

(1) 点検に際して留意すべき事項

ア 機械類

①不良箇所の有無

②機能試験の実施

③その他

イ 物資、機材類

①種類、規格と数量の確認

②不良品の有無

③薬剤等効能の確認

④その他

第3編 災害予防計画

第3章 効果的な応急活動のための事前対策

(2) 点検実施結果と措置

点検実施結果の記録に努め、資機材等に損傷等が発見されたときは、計画的に補充、修理する等の整備に努める。

4 資機材等の調達

町は、災害時における必要な資機材等の調達の円滑を図るため、国、県及び関係団体との協定等の締結に努め、連携体制の確保に努める。

5 保有状況の把握

町、国、県及び防災関係機関は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行うよう努める。

第6 備蓄物資の整備

町及び関係機関は、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料、生活必需品等の物資について、あらかじめ備蓄体制（関係事業者との供給協力協定の締結を含む。）を整備する。県は、関係機関の備蓄体制について指導・助言を行う。

この場合において、備蓄物資の性格に応じ、町、国、県、その他関係機関、町民、企業等の間の役割分担を考慮するとともに、他市町村等との応援協力関係をも勘案して具体的な物資の種類、数量、備蓄場所、備蓄方式等を定める。

第7 被害情報等の収集体制の整備

町及び県は、情報の収集等の迅速正確を期すため収集及び伝達に関する報告用紙、調査要領、連絡方法、写真撮影等について、あらかじめ整備するよう努める。

第8 惨事ストレス対策

大規模災害等で長期の救助・救急、医療又は消火活動を実施する各機関は、従事する職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

特に、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第9 復興の円滑化のための各種データの整備保全

町及び県は、復興の円滑化のため、あらかじめ戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制についての整備に努める。

第3節 災害救助法等運用体制整備計画

【関連部署】 総務課 まちづくり課、ふるさと応援課

大規模災害の場合は、通常、災害救助法が適用されるが、町、県の担当者において、その運用に際し混乱を生じることのないよう、日頃から災害救助法等に習熟するとともに、マニュアルの整備に努める。

第1 災害救助法等の習熟

1 災害救助法等の運用の習熟

(1) 災害救助法運用要領の習熟

町及び県は、災害救助法に基づく災害救助の基準や運用要領に習熟し、それに対応した体制を整備する。

(2) 災害救助法実務研修会等

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害救助法に基づく業務を円滑かつ的確に推進し、有事の際の災害救助体制に万全を期するため、県が実施する災害救助法実務研修会に参加し、技能の収集に努める。

町の担当者は、自己研さん等により、その内容の習熟に努める。

(3) 必要資料の整備

町は、県の協力のもと、「災害救助の運用と実務」（第一法規出版）、県細則等、災害救助法運用に際して必要となる資料の整備に努める。

2 運用マニュアルの整備

町は、災害救助法等の適用申請から適用を受けた後の運用方法について、県の支援・指導を受け災害救助法の適用された事例を参考にし、わかりやすいマニュアルの作成に努める。

【資料編】2-11 災害救助法(抜粋) (P47)

第4節 気象等観測体制整備計画

【関連部署】 総務課

本町では、風水害による土砂災害被害や浸水被害が最も危険性の高い災害と想定している。これらの災害発生の要因となる台風、集中豪雨等には、降水量や河川水位等の観測データ管理が極めて重要である。

町及び県は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動状況を正確に分析・整理・よく・検索するため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要なデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。

【資料編】2-1 警報・注意報発表基準一覧表(P35)

第5節 情報通信施設等整備計画

【関連部署】 総務課

町、県及び防災関係機関は、災害時の初動応急活動に係る情報通信の重要性を認識し、情報通信施設等資機材及び運用体制の整備強化を積極的に行う。また、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と専門的な知見・技術を基に、耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

また、さまざまな環境下にある住民等及び町、県の職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、報道機関に加え、防災行政無線、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディアやワンセグ等の活用や伝達手段の多重化、多様化を図る。

町、国、県及び放送事業者等は、気象、海象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

第1 通信手段の種類・特徴

災害時に使用する通信手段は、基本的に次のものが考えられる。

種類	使用不能となる場合・特徴
防災行政無線（地上系）	・ 停電時には非常用電源で機能。 ・ 使用不能（輻輳等）になりにくい。
防災行政無線（移動系）	・ 使用不能（輻輳等）になりにくい。
防災行政無線（衛星系）	・ 停電時には非常用電源で機能。 ・ 激しい降雨の際には一時的に使用不能となる。
MCA 無線（ふくおかコミュニティ無線）	・ 停電時には非常用電源で機能。 ・ 使用不能（輻輳等）になりにくい。
NTT 加入電話（一般）	・ 輻輳時には通信制限がかかる。 ・ 有線施設が切断され不通になる可能性がある。 ・ 停電時は交換機が停止しなければ使用可。
IP 電話	・ 輻輳時には通信制限がかかる。 ・ 有線施設が切断され不通になる可能性がある。 ・ 停電時は使用不可。
携帯電話（一般）	・ 輻輳時には通信制限がかかる可能性がある。（メール通信は比較的有効） ・ 中継局の設備破損や停電時は不通。（数時間は予備バッテリーで機能）
衛星通信	・ 一般的に輻輳しにくい。 ・ 激しい降雨の際には一時的に使用不能となる。
NTT 加入電話（災害時優先電話）	・ 回線輻輳時の発信が優先的に接続

※輻輳（ふくそう）：交換機の処理能力を超えるような通話が殺到し、電話がつながり難く、発信規制がかかること。

第2 無線通信施設等の整備

1 町の無線通信施設

(1) 町防災無線

町防災無線とは、災害時における災害応急対策並びに地域住民に対する情報伝達を迅速かつ円滑に実施するため、町が設置した無線通信設備をいい、下記によりその整備の推進に努める。

■整備の推進内容

1. 防災行政無線を有効に機能させるため、夜間運用体制の確立。
2. 災害時における災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため防災行政無線等の整備、充実。
3. 地域住民に対して情報を迅速かつ的確に伝達するため、同報系設備の整備、充実。
4. 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動系設備の整備。
5. 主要防災関係機関への通信回線を設置する。
6. 防災行政無線と全国瞬時警報システム（J-ALERT）との接続等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築。

■無線施設の整備

防災行政無線(同報系)	地域住民に対して情報を迅速かつ的確に伝達するため、同報系設備の整備、充実を図る。
防災行政無線(移動系)	災害対策本部と災害現場等との間で相互に連絡をできるよう移動局の増設をする。

(2) 消防・救急無線

消防・救急無線とは、県下消防本部が町内における消防、救急活動を円滑に実施するため、消防本部において設置した無線通信設備をいい、消防救急活動の高度化及び電波の有効利用の観点から、260MHz帯でのデジタル方式へ移行している。

また、その他無線通信設備について、下記によりその整備を推進する。

【資料編】1-20 防災無線一覧(P28)

■整備の推進内容

1. 大規模災害時に広域支援のため他県に出動した際に、各消防本部が相互に通信することができる全国共通波の整備充実に努める。
2. 県域における各消防本部と相互に通信することができる県内共通波の整備充実に努める。
3. 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、車載無線機の整備並びに携帯無線機の増強を図る。

2 県の無線通信設備等

県は、福岡県防災・行政情報通信ネットワークを整備しており、県庁、市町村、消防本部及び県出先機関等の相互間における、地上系無線通信網と衛星通信網を併用した福岡県防災行政無線である。通信の途絶や輻輳が発生しにくい高い信頼性と、映像やデータの伝送・処理が可能な高度な機能を確保、災害時等に効果的な運用が図れるよう、適切な維持管理を行う。

また、県警等情報提供が必要な機関に対しても、防災情報システムの整備を進め、情報の伝達を密にするよう努める。

第3 衛星通信・携帯電話等の活用

1 通信事業者による通信機器の借受

町は、災害発生時に被災地が有線回線の輻輳（ふくそう）や停電等のため有線通信が使用できない場合に、県と災害協定等を締結している通信事業者から通信機器（携帯電話・衛星通信・MCA 無線機等）の借受を行い、通信手段の確保に努める。

2 災害対策用移動通信機器等の借受

九州総合通信局は、非常災害時において災害の応急復旧用に必要な通信を用途とする（訓練を含む）「災害対策用移動通信機器」を所有し、申し出があった場合には迅速に貸し出しができる体制の整備を行っている。

町及び県は、必要に応じこれらの機器の借受申請を九州総合通信局・電気通信事業者等に対して行い、貸与を受ける。

第4 優先通信設備（災害時優先扱いの電話）の整備

1 基本方針

防災関係機関は、災害時優先扱いの電話の有効な活用体制の整備に努める。

町は、平成 28 年度に指定避難所に対して災害時優先電話の設置を行う予定である。

2 整備項目

- (1) 防災関係機関は、施設内における災害時優先扱いの電話を有効に活用できるように、位置付けを的確に行うよう努める。
- (2) 西日本電信電話株式会社は、電気通信設備の整備と防災管理に努め、防災関係機関が、災害時優先扱いの電話を有効に活用できるように、電話網運営体制を整備する。

【資料編】1-25 通信設備が優先利(使)用できる機関名(P34)

第5 防災相互通信用無線の整備

1 基本方針

防災関係機関は、災害時に相互に通信することができる防災相互通信用無線の重要性を認識し、整備、増強に努める。

2 整備項目

- (1) 県は、災害時の通信を円滑に行えるよう基地局の運用体制の確保を図る。
- (2) 防災関係機関は、無線局の整備、増強を行うとともに、迅速かつ的確な情報通信を行うため、運用体制の整備、充実に努める。

第6 各種防災情報システムの整備

1 基本方針

防災情報の一元化に資する情報システム体制の重要性を認識し、各種防災情報システムの整備、充実に努める。

2 整備項目

- (1) 県は、災害時の膨大な情報通信を円滑に処理し、県災害対策本部が的確な指示等を行うための防災情報システムの運用体制の確保を図る。
- (2) 町は、福岡県防災・行政情報通信ネットワークの福岡県防災情報システムを災害時等に効果的に運用できるよう、必要なデータの整備を県と連携し実施する。
- (3) 防災関係機関は、防災情報システム体制の確立のため、資機材の整備、増強を図る。
- (4) 福岡県防災情報システムについては、災害の巨大化・被害の甚大化に伴う多重化の必要性が増している状況や、情報システム技術の高度化等を踏まえ、福岡県防災情報システムのあり方も含め、時代に応じたシステムになるよう検討を加える。

第7 通信訓練の実施

様々な通信手段の活用を実用化するため、町の防災訓練等に併せ、定期的な通信訓練の実施に努める。

第8 情報通信設備の維持

町、県及び防災関係機関は、災害時の通信確保を図るため、平常時より情報通信整備の点検を定期的実施し、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟に努める。

また、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性がある堅固な場所への設置等を図る。

第6節 広報・広聴体制整備計画

【関連部署】 総務課、まちづくり課、ふるさと応援課

災害時に、人命の安全と社会秩序の維持を図るため、住民に対して迅速かつ正確な広報を実施する。また、被災者の要望、苦情等の広聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資するとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や一般住民の様々な相談に適切に対応する。

第1 被災者への的確な情報伝達体制の整備

- 1 災害時には、町民の生命及び財産と社会秩序の維持を図るため、住民に対して迅速かつ正確な広報を実施するために必要な体制を整備する。それぞれが定めた災害時の広報計画に基づき、関係機関との密接な連携協力の下、円滑な広報活動を実施するよう努める。
- 2 町及び関係機関は、下記により広報運用体制の整備を図る。
 - (1) 広報重点地区（各災害危険地域）の把握
 - (2) 地区住民（避難行動要支援者）の把握
 - (3) 広報・広聴担当者の熟練
 - (4) 広報文案の作成
 - (5) 広報優先順位の検討
 - (6) 伝達ルートが多ルート化
- 3 町は、町防災無線（戸別受信機を含む）の整備や、IP 通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるとともに、有線系や携帯

第3編 災害予防計画

第3章 効果的な応急活動のための事前対策

電話等での情報発信、携帯通信事業者が提供するエリアメール・緊急速報メールの活用や、町及び消防団による広報車等の活用も含め、多様な伝達手段の体制整備に努める。併せて、適時に適切な情報伝達を行えるようマニュアルの整備に努める。県は、町から被災者へ情報伝達が確実に行われるよう、点検・助言を行う。

【資料編】1-7 防災ハザードマップ(P8)

- 4 町は、防災気象情報の伝達等について、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」の登録推進に努め、町が情報発信可能な避難情報等を有効に活用する。

【資料編】1-7 防災ハザードマップ(P8)

- 5 町及び県は、避難情報を被災者等へ伝達できるよう、福岡県災害緊急情報自動配信システムを活用し、放送事業者への迅速な情報提供体制の整備に努める。
- 6 町及び県は、通信事業者等が行う被災者の安否情報等の収集及び伝達に係るシステムの効率的な活用が図られるように普及啓発に努める。
- 7 町、県、放送事業者、通信事業者及びライフライン関係機関等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を、大規模停電時を含め常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備に努める。
- 8 町、県、放送事業者及びライフライン関係機関等は、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておく。
- 9 町、国及び県は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努める。
- 10 町、国、県、及び公共機関は、要支援者、災害により孤立する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、市街地における帰宅困難者など、情報が入手困難な状況にいる被災者に対して、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備に努める。

第2 関係機関の連絡体制の整備

広報・広聴活動は、関係機関との連携を図りながら実施する必要があることから、相互に連絡先を確認するなど、連絡体制を整備する。

第3 報道機関との連携体制の整備

各防災機関は、災害時の広報について報道機関との連携体制を構築する必要があることから、報道機関に対する情報提供の方法を定めるなど、事前に連携体制の整備に努める。

第4 要配慮者等への情報提供体制の整備

災害時は要配慮者等もできる限り自らの判断で行動することが求められるため、その際よりどころとなる情報が適切に伝達されることが必要である。このため文字放送、データ放送、携帯通信事業者が提供する緊急速報メール、ファクシミリや外国語による放送の活用など要配慮者や外国人を考慮した広報体制の整備に努める。また、聴覚障がいのある人や外国人の相談等にも適切に対応できるよう、災害時に協力を依頼できる手話通訳者や外国語通訳者を確保するなど、必要な体制の整備に努める。

第7節 二次災害の防止体制整備計画

【関連部署】 総務課、都市整備課、地域振興課、消防団

町及び県は、降雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備するとともに、土砂災害等の危険度を応急的に判定する技術者の養成並びに事前登録など活用のための施策を推進するものとする。

また、二次災害の防止を図るために必要な資機材の備蓄に努める。

第1 降雨等に伴う二次災害の防止体制の整備

町及び県は、降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を行う地元在住の専門技術者（コンサルタント、県・町職員OBなど）の登録推進に努める。

町は、平時より災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めるものとする。

第2 危険物施設等災害予防計画

消防本部は、関係機関等と協力し、以下の対策に努める。

1 消防法上の危険物

災害に起因する危険物の漏洩、爆発等に備え、平常時から次により危険物施設の安全確保に努める。

(1) 危険物施設の関係者が実施する対策

大規模な災害発生による影響を十分に考慮し、施設の堅牢性の向上に努める。

(2) 消防機関が実施する対策

ア 既設の危険物施設については、災害に起因する危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、施設の関係者に対し、災害発生時の安全確保についての必要な安全対策を周知するとともに、再点検を求める。

イ 危険物施設の関係者に対し、堅牢性の向上を図るため、必要に応じて改修、移転等の指導、助言等を行う。

2 火薬類

平常時から、災害に起因する火薬類事故の抑止に努める。

(1) 火薬類事業者が実施する対策

災害発生による影響を考慮し火薬類製造施設等の安全確保に努める。

(2) 規制及び指導

ア 福岡県火薬類保安協会の各支部単位の緊急出動体制、各支部の応援協力体制の充実強化を図る。

イ 災害に起因する火薬類事故が発生した場合の住民の安全確保のため、町、消防、警察、火薬類保安協会、報道機関等と密接な連携のもと、広報活動、避難誘導等の情報伝達体制の整備強化を図る。

3 高圧ガス

県（工業保安課）及び高圧ガス施設の所有者等は、災害に起因する高圧ガス事故の抑止に努める。

(1) 高圧ガス事業者が実施する対策

ア 高圧ガス設備の架台、支持脚等を補強する。

イ 消火設備、緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の保安設備を重点に日常点検業務を強化し、正常な機能を常に確保するとともに、感震器連動遮断装置、可とう性配管の設置等、設備の堅牢性の強化を図り、安全対策を推進する。

ウ 多数の容器を取扱う施設は、ホームのブロック化、ロープ掛等により容器の転倒・転落防止を図るとともに、二段積み evitar。

(2) 規制及び指導等

ア 高圧ガス製造施設等の堅牢性の強化、安全確保について、必要に応じて感震器連動緊急遮断装置の設置等の改善、移転等の指導、助言を行い耐震性、安全確保の向上を促進する。

イ 災害に起因する高圧ガス事故が発生した場合に、高圧ガス防災協議会や高圧ガス関係保安団体等が速やかに対応できるよう、消防署、警察署、高圧ガス防災協議会等関係機関と緊密な連携のもと、地域防災体制の充実強化を図る。

ウ 災害に起因する高圧ガス事故が発生した場合の住民の安全確保のため、町、消防署、警察署、高圧ガス防災協議会、報道機関等と緊密な連携のもと、広報活動、避難誘導等の情報伝達体制の整備強化を図る。

4 毒物・劇物

毒物又は劇物を取り扱う者は、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）により、これらを飛散、漏洩等させないように措置を講じなければならないとされている。

県（薬務課）は、災害に起因する毒劇物流出等を防ぐため、次のとおり、毒劇物の製造所、販売所、メッキ工場等業務上毒劇物を取扱う施設などの把握に努めるとともに、毒劇物の管理の徹底等の指導を行う。

(1) 対策

ア 毒物劇物営業者及び取扱責任者に対し、施設等が登録基準に適合するよう規制する。

イ 毒物劇物を業務上使用するもののうち、シアン化合物、酸類等を大量に使用する業態及び特定毒物使用者等に対し、特に重点的に指導を実施する。

ウ 学校、研究所等の実験室、検査用毒劇物については落下等のおそれのない場所に保管するとともに、堅固な容器又は被包を用いて、漏洩による危険を防止するよう指導する。

5 建築物のアスベスト飛散防止対策

災害により建築物等が被災した場合、アスベスト含有建材が露出・飛散するおそれがあるため、町は、発災時のアスベスト飛散防止対策について、建築物の所有者又は解体工事業者等への周知・啓発に努める。

(1) アスベスト飛散防止対策の周知・啓発

ア 建築物所有者への周知徹底

吹付けアスベストを使用している、又は使用しているおそれがある建築物所有者に対し、発災時の応急飛散防止措置について周知・啓発に努める。

■応急措置例

種類	概要
養生	ビニールシート等によって飛散防止を図る
散水・薬剤散布	水・薬剤等の散布を行い湿潤化・固定化等の措置を行う
立ち入り禁止	上記が行えない場合、最低限の措置としてロープ等で立ち入りを規制する
その他	建物内や周辺での作業を行う場合、防じんマスクを必ず着用する

イ 解体事業者への周知徹底

被災した建築物等の解体工事を行う事業者に対し、解体時のアスベスト飛散防止対策について、「大気汚染防止法」、「石綿障害予防規則」等に従うとともに、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（平成 19 年 8 月 環境省）等を参考にして実施するよう周知徹底に努める。

(2) アスベスト環境モニタリング調査の実施

町は、災害時のアスベスト飛散に備えて、検体採取機材、簡易測定機材等を計画的に配備する。また、採取や測定の知識を習得するよう職員研修を行うものとする。

第8節 救出救助体制の整備

【関連部署】 総務課、消防団

災害時においては、倒壊家屋の下敷き、崩壊土砂中の生き埋めとなった者等の人命の救出救助が優先されなければならない。そのため、平常時から救出救助体制について検討し、救出用資機材の整備に努める。

第1 町民、自主防災組織の救出救助体制の整備

救出救助活動は、防災関係機関のみならず、町民、自主防災組織における地域ぐるみの活動が重要である。町及び消防本部は、自主防災活動等を通じて町民、自主防災組織の救出救助方法の習熟やPR活動を推進する。

1 住民及び自主防災組織における救出救助体制の検討

地震発生直後における倒壊家屋等の生き埋め者の救出は、地域住民、自主防災組織に依拠すべき部分が極めて大きい。そのため、住民及び自主防災組織は、地震時における救出救助活動方法に習熟しておくとともに、必要な体制を検討しておく。

町は、住民及び自主防災組織が行うこれらの活動等を支援する。

2 町及び消防機関における救出救助体制の整備

町及び消防機関は、地震時に円滑に救出救助体制が確立できるよう、平常時から救出隊の編成方法等救出救助体制の整備を行う。

3 警察における救出救助体制の整備

警察は、地震時における救出救助活動方法に習熟しておくとともに、必要な救出救助体制を整備する。

第2 救出用資機材の整備

町及び消防本部は、同時に多数の救出ができるよう救出用資機材を整備する。また、重機等を保有する建設業者と協定を締結するなど連携を図る。

第3 消防団、自主防災組織、住民の救出活動能力向上のための教育、指導

町及び消防機関は、多数の救出事案発生に対して重要な役割を期待される消防団、自主防災組織、住民に対し、救出救助活動を効果的に実施するための教育指導を推進する。

第4 災害時要援護者に対する救出救護体制の整備

町は、一人暮らしの高齢者や障がいのある人等の災害時要援護者に対する人命の安全確保を図るとともに、救護体制の充実を図る。

第5 医療機関との連携体制の整備

町、県及び消防機関は、医療行為を行う医療機関と連携した救出救助を行うため、連携体制の整備を行う。

【資料編】5-4 災害拠点病院一覧表(P110)

第9節 避難体制等整備計画

【関連部署】 総務課、社会教育課、学校教育課、子育て支援課、福祉課、健康増進課、住民課、地域振興課

町は、関係機関と連携して、災害時に住民等の生命及び身体を守るため、住民等が安全・的確に避難行動・活動を行えるよう必要な体制を整備しておくとともに、指定緊急避難場所及び指定避難所、避難路等の選定及び整備を行い、計画的な避難対策の推進を図る。

町及び県は、指定緊急避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地・公有財産の有効活用を図るものとする。

県は、町の避難体制の整備に関して必要な助言・指導を行うものとする。

第1 避難誘導体制の整備及び誘導方法への習熟

1 避難誘導計画の作成と訓練

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、町防災計画等の中に避難誘導計画をあらかじめ作成し、訓練の実施に努める。

なお、避難計画の作成に当たっては、避難の長期化についても考慮するものとし、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者が必要とする物資や保健医療サービス、正確な情報及び居住地以外の市町村に避難する被災者が必要な情報や支援・サービスを、容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備にも努める。

■避難計画の作成内容

1. 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を行う基準、伝達方法、発令区域・タイミング
2. 避難情報に係る権限の代行順位
3. 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
4. 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
5. 避難行動要支援者に配慮した避難支援体制

2 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

町は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難について、「避難情報に関するガイドライン」を指針として、県、気象台、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル整備を行うとともに、必要に応じて見直すよう努める。

気象警報、避難情報を町民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

町及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

なお、作成に当たっては県、気象台、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、土砂災害警戒情報等の収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にする。

特に、土砂災害については、土砂災害警戒区域から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

避難情報を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底するなど必要な準備を整えておく。

また、町は、住民等に対し、避難情報が発令された場合の避難行動としては、指定避難所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を原則とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定避難所等への避難を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

3 避難誘導体制の整備

町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難情報の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。県は、

第3編 災害予防計画

第3章 効果的な応急活動のための事前対策

町に対しこれらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

町は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難情報を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。

また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町をいくつかの地域に分割した上で、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の土砂災害警戒区域等を中心に避難情報を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すものとする。

なお、避難情報発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難情報を発令するものとする。

町は、避難情報の解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

4 避難行動要支援者に対する避難誘導體制の整備

(1) 個別避難計画の策定

町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、国により示された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）や県作成の「災害時要援護者支援対策マニュアル」等を参考とし、避難行動要支援者の状況把握、避難支援者の登録等を推進し、避難行動支援が適切に行われるよう、避難行動要支援者に関する全体計画を策定し、避難行動要支援者名簿を整備するとともに、具体的な避難方法等についての個別避難計画の作成に努める。

(2) 地域住民等の連携

町は、地域住民、自主防災組織や福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有等の避難行動要支援者の避難誘導體制の整備に努める。

また、避難が必要な際に避難行動要支援者に避難を拒否されることで避難に時間を要し、避難を誘導・援護する地域住民、自主防災組織、福祉事業者や消防団の避難の遅れを極力防ぐため、日頃から避難行動要支援者に対する避難訓練を実施するなど、避難行動要支援者に対して避難の重要性の認識を普及させ、円滑に避難を実施できる体制の構築に努める。

(3) 高齢者等避難の伝達体制整備

高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要があるため、避難指示のほか、高齢者等避難（一般住民に対して避難の準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかけるもの）の伝達体制整備に努める。

5 広域避難体制の整備

町及び県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結に努めるものとする。

また、町、県及び運送事業者等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の具体的な避難・受入れ方法を含めた計画を定め、関係者間で適切な役割分担を行ったうえで広域避難を実施するよう努めるものとする。

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

町及び県は、確実に要配慮者を受入れることができるよう、指定福祉避難所への広域避難に関する体制を構築するものとする。

県は、高齢者福祉施設、障がい者支援施設等に対し、あらかじめ、その所在する県や近隣県における同種の施設やホテル・旅館等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請するものとする。

県は、あらかじめ、高齢者福祉施設、障がい者支援施設等に対して、災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。

第2 避難路、指定緊急避難場所・指定避難所の選定・指定及び避難者の生活環境の整備

町は、①洪水、②崖崩れ、土石流及び地滑り、③一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水により、被害を受けるおそれがある住民全員が避難することができる安全な避難経路、指定緊急避難場所、指定避難所を選定、整備し、住民への周知に努める。

また、町長は、被災者の生活環境を整備するため、予め、必要な措置を講ずるものとする。

1 避難経路の選定

- (1) 選定に当たっては、危険区域及び危険箇所を通過する経路はつとめて避けること。
- (2) 車両通行可能な程度の広い道路を選定すること。

2 避難経路の整備

- (1) 誘導標識、誘導灯、誘導柵を設け、その維持に努めること。
- (2) 避難路上の障害物を除去すること。

3 指定緊急避難場所、指定避難所の指定

(1) 指定緊急避難場所の指定

町は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（災害対策基本法施行令第20条の3で定める基準（被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分

第3編 災害予防計画

第3章 効果的な応急活動のための事前対策

への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するもの)に適合する施設又は場所)をあらかじめ指定し、公示するとともに、住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制の整備に努める。

また、指定緊急避難場所の管理者に対して、当該避難場所の廃止、改築又はその他の事由により、収容総面積の十分の一以上の増減を伴う変更を行う場合、町長に対し、当該変更の内容を記載した届出書を提出することについて周知を図る。

(2) 指定避難所の指定

町長は、想定される災害の状況、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、災害対策基本法施行令第20条の6で定める基準に適合する公共施設その他の施設を、当該施設の管理者（市町村を除く）の同意を得て、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、公示するものとする。

また、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。

また、学校を避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮する。避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

(3) 指定福祉避難所の指定・管理

町は、一般の避難所では生活することが困難な障がいのある人等の要配慮者のため、高齢者福祉施設、障がい者支援施設等の指定福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

また、指定福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ指定福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

さらに、前述の公示を活用しつつ、指定福祉避難所で受入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に指定福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(4) 指定緊急避難場所・指定避難所の整備

適当な施設又は場所が存在しない場合は、安全な指定緊急避難場所・指定避難所を整備し、指定するよう努める。

(5) 指定緊急避難場所と指定避難所の関係

指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適

第3編 災害予防計画

第3章 効果的な応急活動のための事前対策

当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。なお、町が指定する指定避難所は、指定緊急避難場所を兼ねるものとする。

また、「災害対策基本法施行規則の一部を改正する内閣府令について」（令和3年5月）により、指定避難所は①指定一般避難所（指定避難所のうち指定福祉避難所を除くもの。）と②指定福祉避難所に明確化しなければならないとされたが、町では現在、指定福祉避難所は指定していない。

【資料編】1-21 指定避難所一覧(P29)

4 指定避難所の機能の整備

(1) 連絡手段の整備

町は、災害対策本部と指定避難所との間の連絡手段を確保するため、衛星通信等の通信機器等の整備に努める。

(2) 指定避難所の設備等の整備

指定避難所においては、非常用照明施設、非常用電源、衛星通信等の通信機器、テレビ、ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備、施設の耐震性等の安全性の確保に努める。県は、これらについて適宜助言する。

■整備の内容

1. 町長は、指定避難所に必要な安全性及び良好な居住性を確保し、発災時に食料、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する避難者の生活環境を整備するために、貯水槽、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用照明施設、非常用電源、衛星通信等の通信機器、テレビ、ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備、施設の耐震性等の安全性の確保のほか、空調、洋式トイレなどの要配慮者にも配慮した施設整備に努める。
2. 必要に応じ、換気、照明等の整備にも努める。
3. 町及び県は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。
4. 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等を備蓄するよう努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。
5. 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整備し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。
6. 指定避難所の円滑な運営を図るため、指定避難所の生活環境の改善に資するパーティションやダンボールベッドなどの必要な物資の供給体制を構築するものとする。また、災害により指定避難所等が被災した場合に備え、電気設備や空調設備の応急復旧に関し事前に所要の協定を締結するものとする。
7. 県は、これらについて適宜助言するよう努める。

第3編 災害予防計画
第3章 効果的な応急活動のための事前対策

(3) 指定避難所の管理・運営体制整備

- ア 指定避難所の管理責任者をあらかじめ定めるとともに、管理責任者が被災等により早急に駆け付けられない可能性を考慮し、確実に利用できるよう複数箇所での鍵管理や、地域住民等関係者・団体との協力体制等の整備に努める。
- イ 町は、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。
- ウ 県は、「福岡県避難所運営マニュアル作成指針」に基づき、町における避難所運営体制の構築を支援する。また、町の避難所運営マニュアルの実効性向上を支援する。
- エ 町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- オ 町及び各避難所の指定運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。
- カ 町及び県は、「災害時健康管理支援マニュアル」等に基づき、指定避難所における妊産婦、新生児や乳幼児、難病患者、介護が必要な高齢者など、特にきめ細かな支援が必要な要配慮者への健康管理支援に配慮するものとする。
- キ 町及び県は、多様な性の視点を踏まえた避難所運営を行えるよう、災害発生時の対応力を培った女性リーダー等の育成に努めるものとする。また、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。
- ク 町及び県は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者の中から性暴力・DVの被害者も加害者も出さないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。
- ケ 県は、ペットを同行した避難者が安心して指定避難所へ避難できるよう、「福岡県災害時ペット救護マニュアル」を整備し、町の関係機関へ周知する。また、指定避難所等におけるペット救護施設運営のための人材の育成、災害時動物飼養管理ボランティアの養成・登録の推進に努めるものとする。町は、「福岡県災害時ペット救護マニュアル」を参考に、ペット同行避難について防災計画及び避難所運営マニュアルに反映するものとする。
- コ 町は、指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受入れる方策について定めるよう努めるものとする。

5 避難所、避難経路等の住民への周知

町は、避難経路・避難所等について平常時から以下の方法で周知・徹底を図る。

- (1) 防災マップの作成、配布による周知
- (2) 指定避難所を指定した際の公示
- (3) 町の広報誌紙、インターネットによる周知
- (4) 案内板等の設置による周知

ア 誘導標識

イ 指定避難所案内図

ウ 指定避難所表示板

- (5) 防災訓練による周知
- (6) 防災啓発パンフレットの作成、配布による周知
- (7) 避難計画に基づく避難地図の作成、配付による周知
- (8) 自主防災組織等を通じた周知

【資料編】1-7 防災ハザードマップ(P8)

6 多様な避難状況の把握

(1) 車中泊・テント泊等の避難状況の把握

ア 町は、指定避難所以外の避難実態を把握することができるよう福岡県避難所運営マニュアル作成指針に基づき、避難所運営マニュアルを作成するとともに、指定避難所以外の避難実態を把握するものとする。

イ 町は、避難所運営マニュアルに基づき、指定避難所以外の避難者を支援するものとする。

(2) 避難者の把握等についての避難所運営訓練の実施

町は、自主防災組織、自治会等の地域住民を対象に、NPO等の関係団体と連携した避難所運営訓練を実施し、多様な避難者の状況把握の方法について習熟するよう努めるものとする。

第3 学校、病院等における避難計画

学校、社会福祉施設、病院、大規模集客施設等の施設の管理者は、消防法に基づき作成する消防計画等に、以下の事項に留意した避難に関する計画を作成するなどして、避難対策の万全に努める。

1 学校等の避難計画

学校等においては、多数の生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項等に留意して学校等の実態に即した適切な避難対策に努める。

■学校等の避難計画の内容

- | |
|--|
| 1. 避難実施責任者、避難誘導責任者及び補助者の指定 |
| 2. 避難場所の選定、収容施設の確保 |
| 3. 避難誘導の要領 |
| ア. 避難者の優先順位 イ. 避難場所、経路及びその指示伝達方法 ウ. 避難者の確認方法 |
| 4. 生徒等の保護者への連絡及び引渡方法 |
| 5. 防災情報の入手方法 |
| 6. 県への連絡方法（町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。） |

2 社会福祉施設等における避難計画

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮するとともに、避難対象者の活動能力等についても十分配慮し、次の事項等に留意して施設等の実態に即した適切な避難対策に努める。

第3編 災害予防計画

第3章 効果的な応急活動のための事前対策

また、避難対象者の活動能力により、被災地周辺の施設だけでは避難所が足りないことも想定されることから、大規模災害に伴う施設の転所等について、関係団体等と協議しながら町内施設間の協力体制を整備するとともに、町域を越える広域避難が必要な場合も想定し、他市町村との連携に努める。

■社会福祉施設等における避難計画の内容

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 避難実施責任者、避難誘導責任者及び補助者の指定2. 避難場所の選定、収容施設の確保3. 避難誘導の要領<ol style="list-style-type: none">ア. 避難者の優先順位イ. 避難所（他の社会福祉施設含む）及び避難経路の設定並びに収容方法（自動車の活用による搬出等）及びその指示伝達方法ウ. 避難者の確認方法4. 家族等への連絡方法5. 防災情報の入手方法6. 県への連絡方法（町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。） |
|---|

3 病院等における避難計画

病院等においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定し、被災時における病院等施設内の保健、衛生の確保、入院患者の移送先施設の確保、転送を要する患者の臨時収容場所、搬送のための連絡方法と手段、病状の程度に応じた移送方法、搬送用車両の確保及び通院患者に対する病院等周辺の安全な避難場所及び避難所についての周知方法を定めるなど、適切な避難対策の実施に努める。

また、病院等の医療機能の維持が困難になった場合についても、入院患者の移転等について、事前に関係団体等と協議しながら町内施設間の協力体制の整備に努めるとともに、町域を越える移転が必要な場合も想定し、他市町村との連携に努める。

4 大規模集客施設等の避難計画

大規模小売店舗、駅等の不特定多数の人が出入りする施設の設置者又は管理者は、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難場所、避難経路、誘導及び指示伝達の方法を定めるなど、適切な避難対策の実施に努める。

第10節 交通・輸送体制整備計画

【関連部署】 総務課、都市整備課

第1 緊急通行車両等の事前届出

1 事前届出

県公安委員会は、災害発生時の混乱した現場における緊急通行車両等の迅速な確認手続きを実施するため、あらかじめ各関係機関から緊急通行車両の事前届出を受理する。町は、町有車両等災害時に使用する車両について緊急通行車両の事前届出を県公安委員会に提出する。

■事前届出の方法

事前届出の対象とする車両	緊急通行車両	1. 災害時において災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策（次に掲げる事項をいう。）を実施するために使用される計画がある車両。 ア. 警報の発令、伝達並びに避難の指示に関する事項 イ. 消防、水防その他の応急措置に関する事項 ウ. 被災者の救難、救助その他保護に関する事項 エ. 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項 オ. 施設及び設備の応急の復旧に関する事項 カ. 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項 キ. 犯罪の予防、交通の規制その他の災害における社会秩序の維持に関する事項 ク. 緊急輸送の確保に関する事項 ケ. その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項 2. 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両。
	規制除外車両	ア. 医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両 イ. 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両 ウ. 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。） エ. 道路啓開作業用車両 オ. 建設用重機 カ. 重機輸送車両（建設用重機と同一の使用者による届出に限る。）
事前届出の申請	申請者：緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者若しくはその代行者。 申請先：県警察本部交通規制課又は粕屋警察署	
申請書類	緊急通行車両	ア. 緊急通行車両等事前届出書 2通 イ. 自動車検査証の写し 1通 ウ. 緊急通行車両の対象であることを疎明する書類 1通

第3編 災害予防計画
第3章 効果的な応急活動のための事前対策

	規制除外車両	ア. 規制除外車両事前届出書 2 通 イ. 自動車検査証の写し 1 通 ウ. 規制除外車両の対象であることを疎明する書類等 1 通
【資料編】2-16 緊急通行車両等事前届出書(P60)		

2 輸送車両の事前届出

町は、災害時の緊急輸送の車両を迅速に確保するために、連絡方法、車両の出勤、集結方法等について輸送協定を締結した民間事業者等と協議する。

3 事前届出済証の保管及び車両変更申請

関係機関は、事前届出済証を適正に保管するとともに事前届出済証の交付を受けた車両に廃車、配置換え等の変更が生じた場合は、速やかに事前届出済証の返還、変更の申請を行う。

4 協定締結事業者への周知

町は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両等確認証明書及び確認標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両等確認証明書及び確認標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

第2 緊急輸送体制の整備

1 輸送車両等の確保

町は、物資等や被災者の緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定の締結等により、輸送体制の整備に努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。また、物資供給協定等においても、輸送を考慮した協定締結に努める。

また、町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について予め定めるよう努める。

2 円滑な輸送のための環境整備

緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するため、あらかじめ協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な施設を把握しておくなど協力体制を構築し、運送事業者等のノウハウや能力等を活用するものとする。

物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進する。

3 輸送施設・輸送拠点の整備

町及び県は、緊急輸送道路ネットワーク計画を踏まえ、災害時の物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ適切な輸送施設及び広域物資輸送拠点(県)・地域内輸送拠点(町)について把握・点検するものとする。備蓄拠点を輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制の整備に努める。

4 緊急輸送道路の周知

町は、広報活動を通じて、町民に対して自家用車両使用の自粛、発災時の運転車両の措置方法等の啓発、災害時の緊急輸送道路の周知を図る。

5 緊急輸送道路の啓開体制の整備

町は、発災後の緊急輸送道路の障害物の除去による道路啓開、応急復旧等を速やかに実施するために必要な人員、資機材の確保を図るため、建設業者、団体との間であらかじめ協定を締結するなど、必要な体制を整備する。

また、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入れ体制の整備に努める。

第11節 帰宅困難者支援体制の整備

【関連部署】 総務課、福祉課、健康増進課、まちづくり課、ふるさと応援課

北九州市及び福岡市等には、多くの企業や学校などの人々が集まる施設が集積しており、日々、周辺市町村から多くの人々が通勤、通学、買物等で流入している。そのため、北九州市、福岡市及びその周辺等で大規模災害が発生した場合、公共交通機関の運行停止等により、両市及び周辺市町村等において帰宅が困難になるような人々が多数発生することが想定される。

町及び県は、大規模災害発生時における帰宅困難者対策を検討し、関係機関等と連携して各種施策の推進を図るよう努める。

第1 帰宅困難者の定義

「通勤・通学・買い物等の目的で自宅から離れた地域へ流入・滞在している者のうち、災害の発生により交通機関の運行が停止した場合に、自宅へ徒歩での帰宅が困難になった者」を帰宅困難者とする。

第2 想定される事態

1 社会的な混乱の発生

外出先で災害に遭遇した場合、特に、一時滞在できる場所がない者は、交通機関や宿泊施設等へ殺到するなど、社会的な混乱発生の大きな要因となることも考えられる。

また、公共施設や大規模民間施設を休息又は情報収集のための場所と考え、集まってくるとも予想される。

2 帰宅行動に伴う混乱

地理の不案内や被害情報の不足により、帰宅者の被災、交通機関の支障、沿道での水、食料、トイレ等の需要の発生など、帰宅経路における混乱も予想される。

3 安否確認の集中

災害発生直後は、家族等への安否を確認するための電話が集中し、通信障害が予想される。特に、被災市町村では、災害応急対策活動に支障が生じることも考えられる。また、家族等の安否確認できない場合、本人は勤務先等に一時滞在でき帰宅を要しない状況であっても、無理に移動を開始し、帰宅困難者となることが考えられる。

4 水、食料、毛布などの需要の増大

自宅に帰ることが困難となり、職場等に泊まる人が大量に発生することも予想される。この際、職場等において水、食料、毛布などの備蓄がない場合、これらに対する需要が大量に発生することも考えられる。

第3 町及び県の対策

1 災害時の情報収集伝達体制の構築

公共交通機関の運行・復旧状況や道路の規制等の状況、徒歩帰宅者支援ステーションの設置状況等を、駅周辺のビジョンでの表示、駅や交番における張り紙、放送機関からの放送等により、迅速に提供できる体制を整備するように努める。

- (1) 道路情報の収集伝達体制の構築
- (2) その他の情報収集伝達体制の構築

2 帰宅困難者の家族等の安否確認の支援

福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」による安否確認の支援やNTT 災害用伝言ダイヤル「171」等の通信事業者等が行う安否情報サービスを効果的に活用できるよう、普及啓発に努める。

【資料編】1-7 防災ハザードマップ(P8)

3 一時滞在場所の提供

待機する場所がない帰宅困難者に対し、所管する施設で一時的に収容する場所の把握・提供に努める。

また、町は、帰宅困難者の一時滞在に協力する事業所等との協定締結を推進し、一時滞在場所の確保に努めるとともに、協力事業所における一時滞在に必要な支援を実施するよう努める。県は、事業所の協力促進に必要な啓発等を行う。

4 徒歩帰宅者に対する支援

企業等との協定締結により、徒歩帰宅者支援ステーションの設置を推進し、情報提供や水道水の供給及びトイレの利用等の支援を行う。

5 事業所、通勤者等への啓発及び対策の推進

事業所や通勤者等に対し、インターネット、広報誌、リーフレットの配布及び帰宅困難者対策訓練等を通じ、「無理な移動をしない」等の情報の啓発、従業員等が一時滞在することを想定した備蓄、家族等の安否確認手段の確認、やむなく徒歩帰宅する場合に備えた歩きやすい靴や携帯ラジオ、地図等の準備に関する情報の啓発に努める。

6 観光客対策

国内遠隔地や外国からの観光客の一時滞在場所の確保や輸送対策等の体制整備に努める。

第12節 医療救護体制整備計画

【関連部署】 福祉課、健康増進課、住民課

大規模な災害発生時には、局地的又は広域的に多数の負傷者が発生することが想定され、かつ即応体制が要求されるため、これに対応できる医療救護体制を整備する。救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努める。また、災害時に医薬品等が大量に必要となることから、医薬品等の確保・供給体制の整備に努める。

第1 医療救護体制の整備

1 情報収集・連絡体制の整備

(1) 通信体制の構築

町、県及び医療関係機関等は、発災時における救助・救急・医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段を確保するとともに、その多様化に努める。

また、医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、対応する患者の分担など、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

(2) 広域災害・救急医療情報システムの活用

災害時における医療機関の被害状況、医療従事者の支援・要請状況、医療機関の診療の可否、受入れ可能患者数、患者転送要請数等、医療情報の迅速かつ的確な収集、伝達及び速やかな医療救護活動の実施を図るため、県救急医療情報センターの広域災害・救急医療情報システムの有効活用に努める。

■活用内容

1. 町、災害拠点病院等医療機関、県医師会・粕屋医師会、粕屋保健福祉事務所、県、消防本部等とのネットワーク化と通信ルートの二重化（無線、有線）
2. 隣接県との情報の共有化、全国ネットワーク化
3. 災害発生時は、県救急医療情報センターを県災害医療情報センター、保健所を地域災害医療情報センター、災害拠点病院等をそのサブセンターとして機能するものとし、二次医療圏単位を基本とするネットワーク化を図る
4. 収集した医療情報について、必要に応じ、報道機関等を活用して、町民及び人工透析等特定の医療情報を必要とする者への情報提供

2 医療救護班の整備及び連携

町は、災害時における初動医療救護活動を第一次的に実施することから、医療救護活動に関する協定締結をするなどして、あらかじめ医療救護班を編成するよう努める。

(1) 編成対象機関

粕屋医師会を中心に、災害拠点病院ほか、福岡県内の災害拠点病院を対象とする。

3 災害拠点病院等の整備

医療救護所では対応できない重症者等の救命医療を行うための高度な診療を有する地域の中核的な救命医療施設を災害拠点病院と連携し、災害時における増加する医療ニーズに対応するため、県内の救急病院等からも積極的な支援が得られるよう体制を整備する。

(1) 災害拠点病院

県は、災害時における医療提供の中心的な役割を担う医療機関を地域の災害拠点病院として指定する。また、災害拠点病院のうち災害医療に関して県の中心的な役割を果たす医療機関基幹を災害拠点病院として指定する。基幹災害拠点病院は、災害拠点病院の機能に加え、災害医療従事者等要員への訓練・研修を行う。

ア 機能

- ① 被災重傷者の受入れ、特に重篤者に対する高度救命医療の実施
- ② 重篤者等の被災地外への搬出を行う広域搬送への対応
- ③ 自己完結型※の医療救護チームの派遣
- ④ ライフライン機能停止時の応急的な診療機能の確保等

※自己完結型

医薬品や医療資機材のみならず、食料、飲料水、衣類、寝具等も持参し、医療救護活動を展開すること。

イ 指定基準

災害時の救急医療活動に積極的に協力する意志のある医療機関であって、別に定める要件を満たす医療機関を指定する。

ウ 施設整備

災害拠点病院については、次のとおり施設等の整備及び機能強化を図る。

- ① 情報収集、後方医療活動等に必要な通信設備
- ② 迅速な救護班派遣のための救急医療用資機材、仮設テント等の装備
- ③ 後方病院としての患者受入れ等のためのヘリコプター離着陸場や簡易ベッド等の装備
- ④ 被災によるライフライン機能停止時の応急的な診療機能の確保のための貯水槽、自家発電装置等の整備、医薬品・医療用材料、食料の備蓄

【資料編】5-4 災害拠点病院一覧表(P110)

(2) 災害拠点精神科病院

災害時に精神科医療を提供する上で中心的な役割を担う災害拠点精神科病院を、県内に1箇所以上整備する。

ア 機能

- ① 被災地内の精神科医療の必要な患者の受入れ及び搬出
- ② 災害派遣精神医療チーム先遣隊（DPAT先遣隊）の派遣
- ③ 災害時の地域の精神科医療機関への支援

第3編 災害予防計画

第3章 効果的な応急活動のための事前対策

イ 指定基準

災害時の精神科医療活動に積極的に協力する医師のある医療機関であって、別に定める要件を満たす医療機関を指定する。

(3) 救急病院等

現行の救急医療体制を担う救急病院等において、災害時にも当該施設の機能に応じた被災者の収容、治療等が円滑に行えるよう、日頃から災害対策マニュアルの策定やこれに基づく自主訓練の実施等を通じ、災害時の体制の整備に努める。

(4) ヘリコプター離着陸場

町及び県は、災害拠点病院や救急病院等への搬送を円滑にするため、公園やグラウンド等を災害時における臨時ヘリコプター離着陸場として選定しておくとともに、災害拠点病院にヘリコプター離着陸場の整備の促進に努める。

【資料編】1-19 臨時ヘリポート一覧(P28)

4 医療救護用資機材・医薬品等の整備

- (1) 町及び消防本部は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、担架ベッド、応急仮設テント、緊急電源装置等の応急措置の実施に必要な救急救護用資機材の整備に努める。
- (2) 町及び関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

5 医療機関の災害対策

医療機関は、自ら被災することを想定して災害対策マニュアルを作成するとともに業務継続計画の作成に努めるものとする。

また、作成したマニュアルに基づく自主訓練を行うなど、各医療機関レベルでの災害対策を講じるものとする。

6 医療機能の維持体制の整備

医療機関は、医療機能を維持するために必要となる、水、電力、ガス等の安定的供給及び水道施設等が被災した場合の応急措置及び緊急復旧について、必要な措置を講ずるとともに、このことについて関係事業者と協議しておくよう努める。

第2 傷病者等搬送体制の整備

1 情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するため、後方医療機関※及び消防機関による広域災害・救急医療情報システムの活用や後方医療機関と消防機関等の間における十分な情報連絡機能の確保に努める。

※後方医療機関

後方医療機関とは、被災を免れた災害拠点病院、救急病院等及び傷病者の治療、収容に協力可能な医療機関をいう。

2 搬送経路

消防機関は、搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、適切な後方医療機関への搬送経路を検討しておくよう努める。

3 ヘリコプター搬送における医療機関との連絡体制の確立

県は、医療機関からの要請により、空路による広域搬送を必要とする場合、防災関係機関が保有するヘリコプターの要請を行うため、あらかじめ、ヘリコプター離着陸場等を考慮した受入れ可能な医療機関との連絡体制の整備に努める。

また、町及び県は、地域の実情を踏まえ、消防ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておくものとする。

(1) ヘリコプターの要請先

ア 消防機関、自衛隊、警察、第七管区海上保安本部

イ 久留米大学病院

(2) 離着陸場等の確保

町及び県は、地域の実情に応じて、後方医療機関への傷病者の搬送に当たり航空搬送拠点として使用することが適当な民間空港、自衛隊の基地、大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努める。なお、これらの航空搬送拠点には、後方医療機関と協力しつつ、後方医療機関への傷病者の搬送に必要なトリアージ※や救急措置等を行うための場所・設備を、あらかじめ整備しておくよう努める。

※トリアージ

災害発生時において、限られた医療スタッフや医薬品・医療資機材等を最大限に活用し、可能な限り多数の傷病者の治療を行い、一人でも多くの命を救うために行うもので、傷病者を緊急度と重傷度によって分類し、治療や搬送の優先順位を決めるもの。

4 効率的な出動・搬送体制の整備

災害時には、骨折、火傷等傷害の種類も多く、緊急度に応じた迅速かつ的確な判断と行動が要求されるため、救急救命士の有効活用も含め、効率的な出動体制・搬送体制の整備を推進する。

第3 広域的医療救護活動の調整

1 他県、国等への応援要請

県は、多くの負傷者が発生し、医療救護活動が円滑に実施できない場合、他県や国に対し、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣及び傷病者の受入れ要請が必要となるため、その要請手続きを定めるとともに、円滑な医療救護活動が実施できるよう移動手段の確保等についての支援体制の構築を図るものとする。

2 DMAT 運用体制の整備等

県は、災害急性期（災害発生から 48 時間以内）に災害現場へ迅速に出動し、活動できる災害派遣医療チーム（DMAT）運用体制の整備・充実を図るものとする。

また、県は、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

さらに、災害派遣医療チーム（DMAT）から中長期的な医療を担うチームへ円滑な引継ぎができるよう、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンも参加する訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームの一層の改善に努めるものとする。

3 DPAT 運用体制の整備

災害急性期（災害発生から 48 時間以内）に災害現場へ迅速に出動し、活動できる災害派遣精神医療チーム（DPAT）運用体制の整備・充実を図るものとする。

また、県は、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の充実強化や実践的な研修・訓練等を通じて、災害時精神科医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

さらに、災害派遣医療チーム（DMAT）や災害医療コーディネーターが参加する訓練等を通じて、広域的な医療救護活動への参画に努める。

4 DWAT 運用体制の整備

県は、災害時の福祉支援体制の整備のため、災害派遣福祉チーム（DWAT）の整備・充実を図るものとする。

第4 災害医療に関する普及啓発、研修・訓練の実施

1 町民に対する普及啓発

町は、町民に対する救急蘇生法、止血法、骨折の手当法、トリアージの意義等災害時の医療的措置等についての普及啓発に努める。

2 災害医療に関する研修・訓練

- (1) 災害時の医療従事者の役割、トリアージ技術、災害時に多発する傷病の治療技術等の医療面に焦点を当てた町民参加型の救急訓練の実施に努める。
- (2) 災害時の医療情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、広域災害・救急医療情報システム等の情報伝達訓練の実施に努める。
- (3) 県総合防災訓練において大規模災害を想定した医療連携等の実践訓練の実施に努める。
- (4) 基幹災害拠点病院による災害医療従事者等を対象とした研修、講習会の実施に努める。
- (5) 町、国、県及び防災関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化に努める。

第13節 要配慮者（避難行動要支援者）安全確保体制の整備計画

【関連部署】 総務課、福祉課、健康増進課、学校教育課、子育て支援課、住民課

高齢者や障がいのある人などの要配慮者や災害時に実際に何らかの支援を要する避難行動要支援者（以下「要配慮者等」という。）は、自力避難や災害の認識、情報の受理等が困難な状況にあるため、町、県及び避難行動要支援者が利用している社会福祉施設等の管理者は、要配慮者等の把握に努めるとともに、安全確保に一層努める。

また、当該機関は、平常時より相互に連携するとともに、消防団、自主防災組織等の防災関係機関、平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、児童委員、障がい者団体等の福祉関係者、近隣住民、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力・参画により、要配慮者等を支援する体制づくりを推進し、平常時の所在把握・共有や情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施、発災後の迅速な避難誘導、安否確認等、要配慮者等の安全確保を図るよう努める。

第1 基本的事項

1 町防災計画に定めるべき事項

町は、町防災計画において、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

2 避難行動要支援者名簿の作成・利用・提供

町は、区長会、自主防災組織等と協力し、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、防災担当部局や福祉担当部局などの関係部局の連携の下、避難行動要支援者名簿を作成しておかなければならない。

この名簿は地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するよう努める。

(1) 避難行動要支援者名簿の対象範囲（基準日 平成27年10月1日）

ア 高齢者

70歳以上の一人暮らし高齢者

イ 要介護認定者

介護保険の要介護3～5の認定を受けている者

ウ 障がいのある人

① 身体障害者手帳1・2級を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く。）

② 療育手帳所持者（A（重度・最重度））

エ その他災害発生時における支援が必要な者

第3編 災害予防計画
第3章 効果的な応急活動のための事前対策

(2) 避難行動要支援者名簿の記載又は記録事項

- ア 氏名
- イ 出生の年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難の支援を必要とする事由
- キ その他避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(3) 情報の収集

- ア 町長は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- イ 町長は、避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認める時は、県知事その他の者に対し、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

(4) 名簿の更新

名簿は、関係各課でとりまとめて年1回更新する。

(5) 名簿情報の利用

- ア 町長は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

(6) 名簿情報の提供

- ア 町長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条第1項に規定する町社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、町の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。事項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。
- イ 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しないものとする。

(7) 名簿情報を提供する場合における配慮

町長は、(6)により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めること、その他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努める。

(8) 秘密保持義務

(6)により名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者等は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 個別避難計画の作成・利用・提供

町は、須恵町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、粕屋医師会、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の作成に努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

(1) 個別避難計画の記載又は記録事項

- ア 氏名
- イ 出生の年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難の支援を必要とする事由
- キ 避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者（以下「避難支援等実施者」という。）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- ク 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ケ その他避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(2) 情報の収集

- ア 町長は、個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- イ 町長は、個別避難計画の作成のため必要があると認めるときは、県知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。

(3) 個別避難計画情報の利用

町長は、避難支援等の実施に必要な限度で、個別避難計画に記載し、又は記録された情報（以下「個別避難計画情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

(4) 個別避難計画情報の提供

- ア 町長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供するものとする。ただし、当該町の条例に特別の定めがある場合を除き、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者（以下「避難行動要支援者等」という。）の同意が得られない場合は、この限りでない。
- イ 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情

第3編 災害予防計画

第3章 効果的な応急活動のための事前対策

報に係る避難行動要支援者等の同意を得ることを要しない。

(5) 個別避難計画情報を提供する場合における配慮

町長は、(4)により個別避難計画情報を提供するときは、防災計画の定めるところにより、個別避難計画情報の提供を受ける者に対して個別避難計画情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(6) 秘密保持義務

(4)により個別避難計画情報の提供を受けた者（その者が法人の場合は、その役員）若しくはその職員その他の当該個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(7) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

(8) 地区防災計画との整合性

町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

4 発災時間に関わらない対応体制の整備

災害の発生時間は事前に特定できないため、実施機関は、夜間等考えうる最悪の場合にも対応できるよう、避難行動要支援者の安全確保体制を整備するよう努める。

第2 社会福祉施設、病院等の対策

1 組織体制の整備

(1) 町の役割

町は、災害対応マニュアルの作成・配布等を通じ、社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者を指導・支援し、災害時の要配慮者等の安全確保のための組織・体制の整備を促進するとともに、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じ、それらの防災組織と社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等との連携を図り、要配慮者等の安全確保に関する協力体制を整備するよう努める。

また、災害発生時における社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互間の協力体制の整備に努める。

(2) 社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者の役割

要配慮者等が利用する社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者は、災害時に備えあらかじめ防災組織を整え、職員の任務分担、動員計画及び緊急連絡体制等の整備を図るとともに職員等に対する防災教育及び防災訓練の実施・推進に努める。特に、夜間等における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導體制に十分に配慮した体制整備の実施に努める。

また、町、施設相互間、自主防災組織等及び近隣住民と連携をとり、要配慮者等の安全確保に関する協力体制づくりに努める。

2 防災設備等の整備

(1) 町の役割

町は、社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者を指導・支援し、災害時の要配慮者等の安全確保のための防災設備等の整備や、施設機能維持のための備蓄（水、電力、医薬品、非常用電源等）の推進、避難等の防災訓練の計画的な実施を促進する。

(2) 社会福祉施設、病院等の管理者の役割

社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者は、施設の立地や構造等に留意し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるとともに、災害後の施設入所者の生活維持のための物資及び防災資機材等の整備に努める。

また、災害発生に備え、要配慮者等自身の災害対応能力を考慮し、消防機関等への緊急通報、避難誘導等のための防災設備及び体制の整備に努める。

さらに、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

3 土砂災害警戒区域内及び浸水想定区域内の円滑かつ迅速な避難の確保

町は、土砂災害警戒区域内及び浸水想定区域内の要配慮者等が利用する施設で当該施設の利用者が洪水若しくは急傾斜地の崩壊等が発生する場合における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地について定める。

【資料編】1-23 災害危険区域内の要配慮者利用施設の一覧表(P31)

4 要配慮者等を考慮した防災基盤の整備

町及び県は、要配慮者等自身の災害対応能力及び社会福祉施設、介護老人保健施設、病院等の立地を考慮し、避難場所及び避難経路等の防災基盤の整備に努める。

第3 幼稚園・学校等対策

町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、幼稚園・保育所・認定こども園等の管理責任者を支援し、災害時における幼児の安全確保の方法、保護者等との連絡体制、施設と町間、施設間の連絡・連携体制等の整備や避難訓練等の防災訓練の計画的な実施を促進する。

町及び学校関係者は、幼稚園・保育所・認定こども園・学校等が保護者との間で、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定め、周知するよう努める。

第4 在宅の要配慮者等対策

1 組織体制の整備

町は、一人暮らしの高齢者や寝たきりの高齢者、障がいのある人、難病患者等の避難行動要支援者の分布を把握し、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じ、災害時に地域全体で避難行動要支援者をバックアップする情報伝達、救助等の体制づくりに努める。

障がいのある人に対し適切な情報を提供するため、災害ボランティア本部などを通じ専門的技術を有する手話通訳者及び手話ボランティア等の確保や、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」の更なる普及促進に努める。

2 防災設備等の整備

町は、在宅者（要配慮者含む）の安全性を高めるため、住宅用防災機器等の設置等の推進に努める。また、町は、一人暮らしや寝たきりの高齢者、障がいのある人の安全を確保するための緊急通報システム等の整備に努める。

3 要配慮者を考慮した防災基盤の整備

町及び県は、要配慮者等自身の災害対応能力及び在宅の要配慮者等の分布等を考慮し、避難場所及び避難経路等の防災基盤の整備に努める。

第5 要配慮者に対する速やかな避難先の確保

県は、福岡県旅館ホテル生活衛生同業組合との協定に基づき、大規模災害時に高齢者や障がいのある人等の要配慮者の避難先の速やかな確保に努める。

「災害時健康管理支援マニュアル」に基づき、町と連携し、要配慮者の宿泊施設利用受付に係る体制を整備し、宿泊施設受入れ後の健康管理等を支援するものとする。

第6 避難行動要支援者の移送

町及び消防団等は、大規模災害等が発生した後、安全が確認された場合には、避難行動要支援者を安全かつ円滑に避難所へ移送するため、あらかじめ移送先及び移送方法等について社会福祉協議会、民生委員、児童委員、障がい者団体等の福祉関係者と協議し、移送手段等の確保に努める。

第7 外国人等への支援対策

1 外国人の支援対策

国際化の進展に伴い、本町に居住あるいは来訪する外国人の数は増加しており、その国籍も多様化している。災害時には、土地勘がなく、情報を入手できない外国人が被災する危険性が高まっていることから、言葉や文化の違いを考慮した、外国人に対する防災知識の普及や災害時の情報提供等が必要である。

(1) 外国人に対する防災知識の普及対策

町は、地域内で生活する外国人の災害時の安全確保を図るため、広報媒体での外国語による防災啓発記事の掲載や英語を始めとする外国語の防災パンフレット等による防災知識の普及に努めるとともに、災害時の避難場所等の情報提供体制の整備を図るよう努める。

町は、避難場所標識や避難場所案内板等の多言語化やマークの共通化（平成13年度に消防庁に設置された「避難標識に関する調査検討委員会」により提言されたマークや国土交通省において定められた洪水関連図記号）に努める。

(2) 情報伝達体制の整備

県は、防災気象情報の伝達や被災外国人の安否情報等について、福岡県防災情報等配信システム「防災メール・まもるくん」による英語等での伝達手段の整備を行う。

(3) 通訳・翻訳ボランティアの確保

町は、災害時に外国人に対して適切な情報提供を行うため、国際交流センターとの連携を図り、外国語を話すことができる通訳・翻訳ボランティアを速やかに動員できる体制づくりに努めるとともに、海外派遣経験のある職員（国際交流専門員）の体制整備に努める。

第3編 災害予防計画

第3章 効果的な応急活動のための事前対策

(4) 災害時外国人支援情報コーディネーターの育成

災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人避難者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に係る国の取組みに協力する。

2 旅行者への支援対策

旅行者は、地理に対する知識が少なく、迅速に避難行動をとることが困難な場合があるので、災害時に円滑な避難行動がとれるよう配慮する必要がある。このためホテル・旅館等の施設管理者は、町等と連携し、災害の状況に応じた避難場所、避難経路を事前に確認し、災害時の情報伝達に備えるものとする。また、町は、災害発生時に旅行客の迅速な被害状況把握を行うため、関係団体等との情報連絡体制をあらかじめ整備するよう努める。

第8 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の避難の確保

県・保健所設置市の保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（県の保健所にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、町の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

第9 要配慮者等への防災教育・訓練等の実施

町は、要配慮者等及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等の作成・配布に努め、災害に対する基礎的知識や指定福祉避難所の位置等の理解を高めるよう努める。

また、避難が必要な際に要配慮者等に避難を拒否されることで避難に時間を要し、避難を誘導・援護する地域住民、自主防災組織、福祉事業者や消防団の避難の遅れを極力防ぐため、日頃から要配慮者等に対する避難訓練を実施するなど、要配慮者等に対して避難の重要性の認識を普及させ、円滑に避難できるよう努める。

第14節 災害ボランティアの活動環境等整備計画

【関連部署】 総務課、まちづくり課、ふるさと応援課、福祉課、健康増進課

大規模な災害の発生において、被災者の多様なニーズにきめ細やかに対応するためには、ボランティアの参加・協力が不可欠である。そのため、平常時から、ボランティアの自主性を尊重しつつ、地域団体、NPO等のボランティア団体との連携を密にするとともに、ボランティア活動支援やリーダーの育成、受入れ体制の整備などボランティアの活動環境等の整備に努めるものとする。

第1 災害ボランティアの役割と協働

ボランティアの役割の主なものは、次のとおりとする。

1 生活支援に関する業務

- (1) 被災者家屋等の清掃活動
- (2) 現地災害ボランティアセンター運営の補助
- (3) 避難所運営の補助
- (4) 炊き出し、食料等の配布
- (5) 救援物資等の仕分け、輸送
- (6) 高齢者、障がいのある人等の介護補助
- (7) 被災者の話し相手・励まし
- (8) 被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去
- (9) その他被災地での軽作業（危険を伴わないもの）

2 専門的な知識を要する業務

- (1) 救護所等での医療、看護
- (2) 被災宅地の応急危険度判定
- (3) 外国人のための通訳
- (4) 被災者へのメンタルヘルスケア
- (5) 高齢者、障がいのある人等への介護・支援
- (6) アマチュア無線等を利用した情報通信事務
- (7) 公共土木施設の調査等
- (8) その他専門的な技術・知識が必要な業務

第2 災害ボランティアの受入れ体制の整備

1 社会福祉協議会との連携強化

町は、災害ボランティアの受入れ体制づくりについて、社会福祉協議会等と連携し、災害ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう、活動拠点や資機材等の活動環境の整備等の必要な支援に努める。災害の発生時のボランティアの受入れは、福岡県災害ボランティア連絡会及び社会福祉協議会が中心となっており、県レベル、町レベルの2段階の災害ボランティア本部が立ち上げられるよう、平常時から行政、関係団体等と連携し、次のような準備、取組を行う。

第3編 災害予防計画
第3章 効果的な応急活動のための事前対策

(1) ボランティア受入れ拠点の整備

災害ボランティア本部の設置場所の決定、責任者の決定や担当者の役割分担、地域住民との連携、通信手段の確保や情報の受発信のルートの検討、資機材のリストアップと調達方法の確認、災害ボランティアの受入れ手順確認や書式の作成、活動資金の確保など、具体的な準備を図る。

(2) 災害ボランティア関係団体とのネットワークの整備

災害ボランティア活動支援団体等との定期的な情報交換等を行うなど、災害時円滑な連携体制が図れるようネットワーク体制の整備に努める。

2 日本赤十字社福岡県支部との連携強化

町は、日本赤十字社福岡県支部と連携し、活動拠点の運営など、災害ボランティア活動の支援体制の強化に努める。

第3 災害ボランティアリーダー・コーディネーター等の育成・支援

災害が発生したらボランティアが直ぐに活動できるように、被災者、地域住民、行政機関と災害ボランティアを的確に結びつける調整及びボランティア本部の運営役として、平常時から災害ボランティアリーダー・コーディネーターの養成を行うよう努める。

■災害ボランティア等の育成・支援について

1. 県（防災危機管理局）は、福岡県災害ボランティア連絡会と連携して、講習会、防災訓練等の実施を通じて、ボランティア意識の醸成を図り、災害ボランティアに関する知識の普及・啓発を行うとともに、災害ボランティアセンター設置運営訓練を行うなど、災害ボランティアリーダー・コーディネーターの育成・支援に努めるものとする。
2. 県は、専門的な知識・技術を必要とする災害ボランティアや、平日等には活動が可能な災害ボランティアなど、多様な災害ボランティアについて、大学等と連携し、把握に努めるものとする。
3. 県（防災危機管理局・福祉総務課）は、福岡県災害ボランティア連絡会と連携して、災害ボランティアリーダー・コーディネーターとしての資質を兼ね備えた防災士等との連携体制の構築に努めるものとする。
4. 町は、社会福祉協議会と連携し、講習会、防災訓練を通じて、それぞれの地域における災害ボランティアリーダー等の育成・支援に努める。
5. 社会福祉協議会は、災害ボランティアリーダー等の育成、活動マニュアルの作成など、災害ボランティアの育成・支援に努める。
6. 日本赤十字社福岡県支部は、講習会の開催、講師の派遣、災害時における各種マニュアルの作成などを行い、災害ボランティアの育成・支援に努める。
7. 町及び県は、災害ボランティア活動中の事故や賠償責任の補償に効果のあるボランティア保険の普及啓発に努める。

第15節 災害備蓄物資等整備・供給計画

【関連部署】 総務課、上下水道課、福祉課、健康増進課、都市整備課、住民課

災害発生直後の被災者の生活を確保し、人心の安定を図るためには、迅速な救援活動が非常に重要となるが、なかでも食料・飲料水の供給は、被災者の生命維持を図る上で最も重要な対策である。

町は、福岡県備蓄基本計画に基づき、備蓄・供給・輸送体制を整備し、それらの物資の供給に必要な備蓄基本計画を定めるよう努める。

第1 共通方針

- 1 町及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえて、必要とされる飲料水、食料、生活必需品、非常用電源、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・供給・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための備蓄基本計画を定めるよう努める。
- 2 町及び県は、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努め、大規模な災害発生のおそれがある場合には、事前に備蓄状況を確認し、速やかに備蓄物資の提供が行われるよう準備に努めるものとする。
- 3 備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄、又は避難場所の位置を勘案した地域完結型の分散備蓄を行う。備蓄拠点の設置場所は、洪水、土砂災害等の危険区域を避けるなど、その安全性に十分配慮するものとする。町は、被災地への物資の輸送に当たっては、町の物資拠点への輸送に留まらず、例えば、発災直後から一定期間は必要に応じて避難場所に搬送するなど、被災者に確実に届くよう配慮するよう努めるものとする。特に、庁舎自体が被災して行政機能が低下・喪失し、避難所等における被災者のニーズの把握がかなり困難となった場合に、県から職員を派遣するなどの連携を行い、情報の収集に努め、迅速かつ的確な義援物資の供給に努める。
- 4 平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。
- 5 災害の種類に応じては、孤立する可能性のある集落及び個人等の把握に努め、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮した対策を講じる。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。
- 6 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に努める。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、多様な性のニーズの違いに配慮する。

第2 給水体制の整備

1 趣旨

災害時は、停電等による浄水施設等の停止、水道水の汚染や断水が予想される。そのため、町及び水道事業者は、平常時から被災時の給水の確保や復旧のための体制の整備に努める。

2 補給水利等の把握

町及び水道事業者は、災害時において適切な対応がとれるよう、日頃から各施設の現況把握に努めるとともに、地下水や湧水等の緊急水源の確保に努める。

3 給水用資機材の確保と配給計画

町は、給水車両の整備・点検を行うとともに、給水タンクや給水容器類及び応急給水用の給配水管等を準備しておくとともに、車両配備計画や配給計画の作成に努める。

4 貯水槽等の整備

(1) 計画方針

災害時において、被災者1人当たり1日3リットル以上の飲料水供給を確保できるよう、貯水槽の設置等の整備増強を検討する。

(2) 整備項目

- ア 広域避難地への飲料水兼用耐震性貯水槽の設置
- イ 学校等の浄水機能を備えた鋼板プール建設

5 危機管理体制の整備

- (1) 町及び水道事業者は、日常の維持管理業務を着実に行うことはもとより、被災時における水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段、相互応援体制及び応急給水活動体制等の整備に努める。
- (2) 県は、被災時に応援要請を速やかに行うため、水道事業者の応援能力(給水用資機材等)の把握に努める。

6 水道施設の応急復旧体制の整備

町及び水道事業者は、水道施設を速やかに復旧して飲料水の確保を図るため、事前に復旧に要する業者等との間において災害時における協定を締結する等、応急復旧体制の整備に努める。

7 災害時への備えに関する啓発・広報

町及び水道事業者は、災害に備えた対策や災害時の事前対策等の諸活動、家庭でできる復旧対策等について、一般家庭や事業所に対して、周知・広報を図り、被害防止に努める。また、平常時から3日分(1人当たり1日3リットル)以上の飲料水の備蓄や飲料水以外の生活用水の確保のための啓発や情報の提供を行う。

第3 食料供給体制の整備

1 趣旨

町及び関係機関は、大規模災害等において、避難所での避難者や災害により日常の食事に支

第3編 災害予防計画

第3章 効果的な応急活動のための事前対策

障を生じた者等に対する食料の供給体制の整備に努め、防災訓練等にて炊き出し訓練等を実施し、平時より支援体制の強化を図る。また、平常時から町内業者等との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制の整備に努める。

2 給食用施設・資機材の整備

町は、炊き出し等に備えて、炊飯器具等の資機材の整備に努める。

3 食料の備蓄

町は、食料の備蓄にあたり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。

なお、この場合、食料の供給途絶が生命に係わる可能性のある高齢者、乳幼児及びアレルギー体質者等食事療法を要する者等を特に配慮する。

4 災害時民間協力体制の整備

(1) 関係業者と災害時の協力協定締結の推進

町及び県は、食料関係業者（弁当等）との災害時の協力協定締結を推進する。

(2) 農業団体と災害時の協力協定締結の推進

町及び県は、農業団体との災害時の協力協定締結を推進する。

(3) LP ガス業者等との協力体制の整備

ア 避難所等へのLP ガスの供給体制の構築

町及び県は、避難所等へのLP ガス及びガス器具の供給等について、（一社）福岡県LP ガス協会やLP ガス事業者との間で協力体制の構築に努める。

イ 給食施設等の応急復旧体制の整備

町及び県は、被害を受けた学校給食施設等の応急復旧、炊飯施設の仮設について、都市ガスやLP ガス事業者との間で協力体制の整備に努める。

5 自主的な備蓄意識、相互協力意識の向上

(1) 町及び県は、住民及び事業所等に対し、最低3日分の食料の自主的確保を推進する。

(2) 町及び県は、在宅の要配慮者への地域住民による食料配送等の整備、地域住民相互の協力意識の意識向上に努める。

第4 生活必需品等供給体制の整備

1 趣旨

災害時には、生活上必要な被服、寝具その他日常用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し給与又は貸与する必要がある。

そのため、町は、災害により混乱・途絶した市場流通がある程度回復するまでの間の必要物資を、平常時からの備蓄及び業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制の整備に努める。

2 生活物資の備蓄

(1) 町の備蓄推進

町は、生活必需品の備蓄にあたり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定及び備蓄品目の性格

第3編 災害予防計画

第3章 効果的な応急活動のための事前対策

に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。

なお、この場合、生活物資の不足による影響が特に懸念される要配慮者には、特に配慮した対策を講じる。

(2) 町民・事業所の備蓄推進

町民は、大規模地震発生直後は、行政等からの支援が困難になる可能性があることから、最低3日分相当の生活必需品等の備蓄に努める。また、事業所内においても最低3日間は従業員が待機できるように、その分の生活必需品などを企業備蓄し、従業員に無理な帰宅指示を出さないように努める。

3 災害時民間協力体制の整備

町及び県は、生活物資等関係業者との災害時の協力協定締結を推進する。

この場合、協定内容は原則として、生活物資等の確保のほか配送要員及び車両の確保も業者において行う内容とする。

4 自主的な備蓄意識、相互協力意識の向上

(1) 町及び県は、住民及び事業所等に対し、最低3日分の生活物資の自主的確保を推進する。

(2) 町及び県は、在宅の要配慮者への地域住民による生活物資配送等の整備、地域住民相互の協力意識の向上に努める。

第5 医薬品等の供給体制の整備

大規模災害時における初動医療救護のための医薬品等を備蓄するとともに、その後の救護医療に必要な医薬品等の供給体制の整備に努める。

第6 血液製剤確保体制の確立

町及び県は、災害時における血液の不足に備え、献血促進について町民への普及啓発を図る。

第7 資機材供給体制の整備

1 趣旨

災害時には、ライフラインの被害等により、避難所や現地対策本部等で発電機や仮設トイレ、その他資機材が必要となるため、町は、迅速な供給ができるよう、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、備蓄基本計画の策定に努め、平常時からの備蓄及び防災関係機関や業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制の整備に努める。

2 資機材の備蓄

町は、資機材の備蓄にあたり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定することとし、高齢者や障がいのある人、女性等にも配慮するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。

3 災害時民間協力体制の整備

町及び県は、レンタル資機材業者との災害時の協力協定締結を推進する。

この場合、協定内容は原則として、資機材等の確保のほか配送要員及び車両の確保も業者に

おいて行う内容とし、協定締結事業者との間では、平時から納入に必要な日数や提供可能数量に関する情報の共有に努める。

第8 義援物資の受入れ体制の整備

町及び県は、小口・混載の義援物資は県及び被災した町の負担となることから、受入れる義援物資は原則として企業等からの大口のみとするとともに、これら被災地支援に関する知識を整理し、その普及に努めるものとする。災害時に被災者が必要とする物資の内容を把握するとともに、迅速かつ的確に被災者へ供給できるよう、受入れ体制の整備、例外的に個人等からの義援物資を受入れる場合の受入れ方法及び確保した義援物資の配送方法の確立に努める。

また、大規模災害発生時には、全国から送られてくる義援物資の配分、輸送、在庫管理等、災害対策本部で混乱しないよう、集積拠点の確保、供給体制について、あらかじめ整備しておくよう努める。

第16節 住宅の確保体制整備計画

【関連部署】 総務課

町は、大規模災害が発生した場合、住宅の損壊等により長期の避難が必要となることが多く、民生安定のためには、仮設住宅等の確保が必要となる。そのため、関係機関と協議を行い、公的賃貸住宅の受入れに係る課題の共有・連携強化を実施するものとする。また、被災者に対して応急仮設住宅等の住宅が迅速に提供されるよう、あらかじめ必要な体制を整備しておくものとする。

第1 応急仮設住宅としての既存住宅の供給体制の整備

町は、平時より、災害用として公営住宅の空き状況を把握し、災害時における被災者への迅速な提供に努める。また、町は、民間賃貸住宅の借り上げ等の円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくよう努める。

第2 応急仮設住宅の供給体制等の整備

- 1 町は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、災害に対する安全性に配慮しつつ、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定し、建設候補地台帳を作成する等、供給体制の整備に努める。その際、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。その際、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。また、県は、町が作成した応急仮設住宅の建設候補地の台帳の整備について、毎年度確認を行う。
- 2 県は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材に関し、供給可能量の把握に努める他、災害時における応急仮設住宅の建設に関する各協定により、仮設住宅の供給に備える。
- 3 応急仮設住宅を迅速に提供するため、福岡県応急仮設住宅建設・管理マニュアルの充実を図るものとする。

【資料編】2-15 福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度(P53)、2-18 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定(P62)

第17節 保健衛生・防疫体制整備計画

【関連部署】 福祉課、健康増進課、地域振興課

災害の被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が予想されるので、これを防止するための保健衛生・防疫体制の整備に努める。

第1 保健衛生・防疫活動要領への習熟

町、県及び関係機関は、風水害・震災対策編の「災害応急対策計画」に示す「保健衛生、防疫、環境対策計画」の活動方法・内容について習熟するとともに、保健師や動物愛護に従事する職員等の資質の向上に努める。

第2 防疫用薬剤及び資機材等の確保

町及び県は、災害時において、調達が困難になることが予想される防疫用薬剤及び資機材等について、調達方法を把握するなど平時からその確保に努める。

第3 学校における環境衛生の確保

町及び学校長は、保健室常備の救急用器材、薬品の確保等に必要な処置を行う。

また、児童・生徒等に対し、常に、災害時における衛生について十分周知するよう指導する。

第4 家畜防疫への習熟

町及び関係機関は、風水害・震災対策編の「災害応急対策計画」に示す「保健衛生、防疫、環境対策計画」の活動方法・内容について習熟に努める。

第18節 ごみ・し尿・災害廃棄物処理体制整備計画

【関連部署】 福祉課、健康増進課、地域振興課、上下水道課

第1 ごみ処理体制の整備

1 趣旨

災害により一時的に大量に発生した生活ごみ及び粗大ごみ（以下、「ごみ」という。）を適正に処理する体制の整備に努める。

2 ごみ処理要領への習熟と体制の整備

町は、風水害・震災対策編の「災害応急対策計画」に示す「ごみ・し尿・災害廃棄物等処理計画」のごみ処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制の整備に努める。

3 ごみの仮置場の選定

町は、災害時におけるごみの仮置場の選定を行い、以下の仮置場の選定基準を設け、仮置場の確保に努める。

- (1) 他の応急対策活動に支障のないこと。
- (2) 環境衛生に支障がないこと。
- (3) 搬入に便利なこと。
- (4) 分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと。

4 廃棄物処理施設の整備

廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

第2 し尿処理体制の整備

1 趣旨

災害時により発生するし尿を適正に処理する体制の整備に努める。

2 し尿処理要領への習熟と体制の整備

町は、風水害・震災対策編の「災害応急対策計画」に示す「ごみ・し尿・災害廃棄物等処理計画」のし尿処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制の整備に努める。

3 災害用仮設トイレの整備

町は、発災時に避難所、住宅地内で下水道施設の使用ができない地域に配備できるよう、仮設トイレの備蓄に努めるとともに、仮設トイレを保有する建設業、レンタル業者、下水道指定店等と協力締結を推進する。

また、下水道本管に接続するマンホールトイレの導入を検討する。

4 素掘用資材の整備

町は、災害用仮設トイレの整備と並行して、素掘用資材の整備を推進するため素掘用仮設トイレの仕様の作成、資材の種類、数量の把握、消毒方法の検討を行う。

第3 がれき等災害廃棄物処理体制の整備

1 趣旨

災害による建物の消失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下、「がれき等」という。）を適正に処理する体制の整備に努める。

2 災害廃棄物の処理要領への習熟と体制の整備

町は、風水害・震災対策編の「災害応急対策計画」に示す「ごみ・し尿・災害廃棄物等処理計画」のがれき等処理の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制の整備に努める。

3 がれき等の仮置場の選定

町は、短期間でのがれき等の焼却処分、最終処分が困難な場合を想定し、以下の点に留意して、がれき等の仮置場の候補地をあらかじめ選定しておくものとする。

- (1) 他の応急対策活動に支障のないこと。
- (2) 環境衛生に支障がないこと。
- (3) 搬入に便利なこと。
- (4) 分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと。

4 応援協力体制の整備

町は、がれき等処理の応援を求める相手方（建設業者、各種団体）については、あらかじめその応援能力について十分調査し、処理計画の中に組入れるとともに、協定書の締結等体制を整えておく。

また、町は、応援協力体制の整備をするにあたり、県に対し、技術的支援を受けることができるとともに、撤去されたがれき等の処理を町において対応できない場合、市町村間の調整を受けることができる。

5 災害廃棄物処理計画の整備

町は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運営方針、一般廃棄物（指定避難所でのごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について定めた災害廃棄物処理計画の整備に努める。

6 広域的な処理体制・連携体制の確立

町及び県は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。

また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

加えて、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

第19節 農業災害予防計画

【関連部署】 地域振興課

町、県及び防災関係機関は、暴風、豪雨等による農作物等への災害を未然に防止するため、所要の予防措置を講じる。

第1 災害予防に関する試験研究の推進

県は、災害予防・被害軽減対策の効果的な推進を図るため、台風や高温等の気象災害に関する品種や技術開発に関する、次のような試験研究を実施する。

- 1 高温耐性、耐湿性等をもった農作物新品種の開発に関する研究
- 2 防風ネットや果樹の仕立法等気象災害被害軽減技術開発に関する研究
- 3 土壌流亡防止等に関する研究

第2 防災思想の普及及び防災訓練の実施

町、県及び各関係機関は、災害を予防し、災害の発生した場合又はそのおそれがある場合において災害応急対策を迅速かつ的確に実施して被害の拡大防止、民生の安定等を図るため、次の計画により、防災思想の普及に努める。

1 防災思想の普及

町、県及び各関係機関は農業改良普及組織及び土地改良区その他の関係団体等を活用して、福岡県施設園芸用施設導入方針に基づく施設整備や土地改良事業計画設計基準に基づく構造物の整備等、農家等に対する防災思想の普及やその指導に努める。

2 防災訓練の実施

県は、毎年実施する総合的な防災訓練の一環として、施設の管理主体である土地改良区等に対し、ダム、堤防、樋門等の防災上重要な施設の点検整備等の指導を行う。

第3 防災基盤の整備

県は、農地及び農業用施設災害の防止を図るため、次の事業を計画的に実施する。

1 農地防災事業

災害の発生防止を図るため、農業用排水施設の整備、低・湿地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策を推進する。

また、防災重点農業用ため池については、決壊した場合に影響が大きいことから、ため池の決壊による災害を未然に防止するため、安全性を確認するための現地調査を行い、調査結果に基づき、防災工事を必要とする防災重点農業用ため池については、下流への影響度を考慮した上で、優先順位の高いものから、補強対策や統廃合を行う。

2 地すべり対策事業

地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づき、農地を主とする地域に係る地すべりによる被害を未然に防止し、又は軽減するため、地すべり対策事業の計画的な実施を推進する。

3 農村整備事業等

農村地域の集落において、災害対策上不可欠な農道集落道及び緊急時に消防用水や生活用水を取水することができる農業集落排水等施設等の整備を推進する。

第4 防災営農体制の整備

県は、農地防災事業を計画的に推進し営農基盤を整備するとともに、次の計画により、農地保全施設等の管理体制の強化及び防災的見地に基づく営農指導を実施し、防災営農体制の確立に資する。

1 農地保全施設等の管理

県は、防災ダム、ため池、排水機、水門、樋門等の農地保全施設又は農業水利施設の管理について、各管理主体が維持管理計画を定めるに当たって考慮すべき防災上の事項について指導し、管理の徹底を図る。

2 営農指導の実施

県は、気象、地形、土性等の自然的条件を考慮し、防災上の観点に基づく耕種、土壌保全その他の営農指導に努めるとともに、農作物等に被害を与えるおそれのある気象の変化が起きた場合又は予想される場合は、これに対応するために必要な技術対策を検討し、普及指導センター等を通じて指導を行う。

須恵町地域防災計画

共通編

令和4年4月

発行・編集 須恵町防災会議

事務局 須恵町役場 総務課

住所：〒811-2193 福岡県糟屋郡須恵町大字須恵771

電話番号：092-932-1151（代表）

ホームページ：<https://www.town.sue.fukuoka.jp>